

大 学 院 論 文 集

第 18 号



杏林大学大学院国際協力研究科
2021 年 3 月

目 次

日本 ODA における援助理念の変遷 1997 年～ 2018 年

博士後期課程 開発問題専攻 和紫章 …… 1

医療通訳の質に影響する日中間医療事情の差異についての考察
～中国人医療従事者の意識調査を通して～

博士後期課程 開発問題専攻 劉雨桐 …… 17

中国改革開放期における幹部の昇進基準に関する一考察

博士後期課程 開発問題専攻 姚強 …… 31

中国政府における政策実施と情報システムについて
垂直方向の情報伝達・フィードバックを中心に

博士後期課程 開発問題専攻 王淇 …… 41

新型コロナウイルス感染症とマインドフルネスに関する一考察

博士後期課程 開発問題専攻 王佳杰 …… 53

若年日本語教師の海外勤務における人的ネットワークの役割

博士前期課程 国際文化交流専攻 修了生 遊佐詩織 …… 71

2019 年度秋学期・2020 年度春学期国際協力研究科修了者論文題目一覧 …… 87

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨

Cross-National Case of ALTs in Japan

Shieba, Magno-De Gula …… 93

中小企業を取り巻く課題に対する社会科学研究

博士後期課程 開発問題専攻 修了生 武田亜湖 …… 101

日本 ODA における援助理念の変遷 1997 年～ 2018 年

和紫章

はじめに

日本の政府開発援助（ODA）が開始されて長い年月の中、そして中国、ロシア、インドといった新興ドナーが台頭し始め、新たな援助方法も生まれる中、国際社会における日本の ODA の在り方が改めて問われている。この課題へのアプローチは様々であるが、その一つとして理念の変化に着目し、あるべき理念像を浮き彫りにすることが挙げられる。稲田十一はこの命題に率先して挑戦し、国際政治学の視点から 1958 年～ 1988 年の日本の ODA の援助理念を明らかにした。しかし 1988 年以降の理念の推移が明確ではなく、考察する必要性があると本稿は考える。

そこで本稿は 1988 年以降の日本 ODA における援助理念の推移や変化を国際政治学の視点から考察し明らかにすることを目的とする。本稿は大きく二つの部分に分かれており、まず第一節と第二節を通して日本 ODA に関する先行研究および本稿の位置付けと研究手法について説明する。次に第三節を通して 1988 年以降日本 ODA の理念を内容分析法を用いて考察していきたい。第四節では第一節から第三節までの内容を踏まえてこれから日本 ODA のあり方について本稿の主張を展開していきたい。

第一節 先行研究の整理と本稿の意義

1-1 先行研究の整理

ODA 研究に関して経済学、社会学、政治学など多角的な方面から研究がなされている。本稿は日本の ODA を政治学（とりわけ国際政治理論）の観点から研究することに主眼を置くため、政治学アプローチによる日本 ODA の先行研究を整理してみた。このアプローチからの先行研究を主に三つの視点に分けることができる。第一に、ODA の理念と目的に関する考察である（稲田¹、加藤²）。第二に、ODA の政策形成、実施、および評価など ODA の政策過程に関する考察である（後藤³、稲田⁴、金⁵、徐⁶）。第三に、国別の ODA 評価に関する考察である（松本⁷、徐⁸）。本稿の目的は第一区分に分類されたため、以下日本の ODA の理念と目的に関する先行研究を整理していきたい。

日本の ODA の援助理念には自国の国益をかなえるリアリズムと国際社会に貢献し国際益をかなえるリベラリズムが共存しているという主張が比較的が多い。例えば、加藤は日本 ODA の理念には「隠された理念」があると主張した。それは①非政治性②自主性と自立性の尊重という理念だった。一方で加藤が表に見られる理念として論じたもののの中にリアリズムとリベラリズムを発見できる。加藤によれば日本 ODA の主要目的として「①輸出振興②資源確保③近隣アジア地域の安定と繁栄及び経済的安全保障④二国間の友好関係増進⑤国際的目標の達成及び先進国間の協調」がある⁹。そして①②③は経済的パワーを国益として追求するリアリズムと関連深いキーワードであり、⑤は他国との協調や ODA を国際公共財として捉え国際社会の目標を ODA によって達成するというリベラリズムと関連深いキーワードであると言える。

徐は日本の対中 ODA 供与を利益、パワー、価値という三つの構成要素から分析した。その中で本稿と関連深い日本の ODA 政策の理念と目的について、徐は日本の対中 ODA における「利己性」を主張する先行研究を踏まえつつも、日本の対中 ODA は「利他性」もあることを明らかにした¹⁰。徐は政治的アプローチからの考察も行っていたため、この「利他性」と「利己性」は「リベラリズム」と「リアリズム」とそれぞれ繋がり、リベラリズムとリアリズムが併存していることが確認できる。

1 稲田十一 (1990)「国際システムにおける日本の ODA の位置付け」『国際政治』,93,115 頁 -130 頁。

2 加藤淳平 (1980)「日本の開発援助－その軌跡と理念」『国際政治』,64,40 頁 -60 頁。

3 後藤一美 (1980)「我が国の援助行政の実態分析－二国間直接借款を中心として」『国際政治』,64,61 頁 -81 頁。

4 稲田十一 (1989)「対外援助」有賀貞ほか編『講座国際政治 4 日本外交』東京大学出版会,183 頁 -209 頁。

5 金熙徳 (2000)『日本政府開発援助』社会科学文献出版社 (日本語訳, 鈴木英司訳『徹底検証! 日本型 ODA－非軍事外交の試み』三和書籍, 2002 年)。

6 徐承元 (2004)『日本の経済外交と中国』慶應義塾大学出版会。

7 松本繁一 (1978)「日本の東南アジア経済援助とその政治力学」『国際政治』,60,111 頁 -131 頁。

8 徐顕芬 (2011)『日本の対中 ODA 外交－利益・パワー・価値のダイナミズム』勁草書房。

9 加藤淳平 (1980), 上掲, 48 頁 -49 頁。

10 徐顕芬 (2011), 上掲, 9 頁 -10 頁。

さらに宇多川も日本 ODA の理念がリアリズムとリベラリズムといった政治性を包含すると言及し、これらの理論が並存していることを明らかにした。そしてこれを踏まえ、アナーキカルな国際社会の中で日本 ODA の重要理念である「自助」の理念が ODA 大綱で唱えられている「相互依存」というリベラリズムの世界観との間に矛盾が生じていることを強調した¹¹。ただ二つの理念の存在を明確にするだけでなく、両者に潜む矛盾について批判的分析を行った所に意義を見出せよう。

既述の先行研究では日本 ODA の理念にはリアリズムとリベラリズムが併存していることを明らかにしたが、併存している過程における二つの理念の比重の変化に対する考察が十分とは言えない。この部分を補足したのが稲田の研究である。稲田は日本 ODA の位置付けを国際政治学の視点から 1958 年～1988 年までの 30 年間を『外交青書』と『経済協力白書』に基づき、毎年の援助理念を考察し、国際政治学理論である「リアリズム」、「リベラリズム」のどちらかに属するかを分類した。その上で「政治志向」か「経済志向」という分類も行い、二つの理念が併存している事実を踏襲し、その比重の変化を明らかにした。結論として 1958 年～1988 年まで日本 ODA は国益重視から国際的公共利益へと重点が移ってきた一方、経済的な関心から政治的な関心へと比重が移動してきたことが明確になった¹²。つまり、該当時期の日本 ODA の理念はリアリズムからリベラリズムに移行したことが明らかになった。

1-2 本稿の意義

以上の先行研究において時系列に日本 ODA の理念だけに焦点を当て考察したのは稲田の研究しかない。しかし稲田の研究は 1990 年代以降の日本 ODA における援助理念の変化を射程範囲に入れていない。本稿は稲田の研究を踏襲し、1990 年代以降の援助理念及び理念の比重変化について国際政治学の視点から明確化していくことを目的とする。そうすることで 1990 年代以降日本 ODA の理念に対する理解を深化させ、今後日本 ODA の課題の発見にも繋がると考える。

次節では研究手法について説明する。まず分析枠組みで用いる理論を述べ、その際以下の疑問に答える形式で議論を展開していきたい。①なぜ国際政治理論が開発援助を分析するにあたって重要なのか、②国際政治理論を活用する利点は何なのか、の二点である。その次に本稿で活用する内容分析の手法を説明する。

第二節 研究手法について

2-1 分析理論の枠組み

本稿では国際政治理論を分析の理論枠組みとして用いる。なぜなら ODA は政府主導であり、外交戦略の重要な一環だとみなしている習慣があるため、国際政治を意識

11 宇多川光弘 (2017), 「日本の援助理念としての自助努力支援の国際政治論的考察-人間の安全保障との関係性を視野に-」, 『国際政治』, 186, 113 頁 -119 頁。

12 稲田十一 (1990), 上掲, 115 頁 -130 頁。

した理念や目的がより強く ODA に反映される可能性が高く、援助理念を明らかにするには国際政治の視点から紐解く必要性が生じるからである。すなわち単に開発経済的な考慮や社会的考慮だけで ODA を認識するのには不足であり、そこにはドナーが国際政治という舞台を意識した国際政治的な考慮が包含されるべきだということも念頭置く必要がある。

国際政治理論を用いる利点として、原則的に無政府的な国際政治体系を前提とすることによって、援助研究を途上国の経済発展で終了することなく、潜在的な政治・外交面の検討を可能にすることができる¹³。そこで援助理念の変遷という経済効果など表に現れやすい一面ではなく、比較的奥に潜む一面を明確にする上で役立つと考える。

2-2 分析手法について

分析手法について、稲田が使った内容分析の手法を援用したい。稲田は政府文書の中に出てくるリアリズム及びリベラリズムと関連のあるキーワードに対して○と◎（◎はより重要な理念である）を付けることでリアリズム及びリベラリズムの比重の推移を考察した。しかしそれだけでは不十分だと考える。なぜなら○と◎の差異を説明していないため、比重を評価する上での曖昧性を残す可能性があるからである。そこで本稿では政府文書からリアリズム及びリベラリズムと関連のあるキーワードを数え集計することで、リアリズム及びリベラリズムにおける比重の推移を明らかにする。分析を進める際に『ODA 白書』を分析資料として用いる。なぜなら『ODA 白書』は専ら ODA に関する情報がまとめられており、かつ政府の公式文書であるため、本稿の目的である日本 ODA の援助理念の変遷を明確するのにより信頼性があると考えたからである。しかし『ODA 白書』を用いる場合、1997 年版からの公式文書しか存在しないため、本稿では 1997 年版から 2018 年版（2019 年時点での最新版）までの援助理念の変遷を『ODA 白書』を通して明らかにしていく。

具体的な分析作業について、まずリアリズム及びリベラリズムの定義及び関連するキーワードを稲田の研究から援用し、毎年の援助理念をリアリズムとリベラリズムの二つに分け、さらに政治志向と経済志向にそれぞれ分ける。つまり、政治志向リアリズム、経済志向リアリズム、政治志向リベラリズム、経済志向リベラリズムという四つの象限を作る。次に 1997 年から 2018 年までの『ODA 白書』の中からそれぞれのキーワードが含まれているフレーズを数え集計する。その結果リアリズムとリベラリズムの比重が明らかになり、その結果に至った背景も『ODA 白書』から考察する。

第三節 日本 ODA における援助理念の内容分析（1997 年～ 2018 年）

3-1 関連キーワードの説明と分析結果

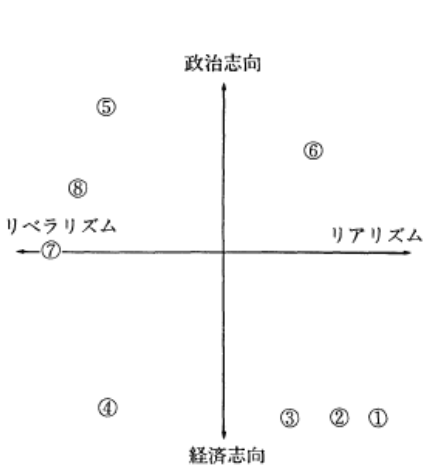
本項ではリアリズム及びリベラリズムの本稿で用いる定義及び関連するキーワード

13 宇多田光弘 (2017), 上掲, 114 頁。

と内容分析の結果を説明する。本稿におけるリアリズムとは開発援助を他国の経済発展支援のための手段ではなく、自国の国益（国益は変化する）を確保するためにあるという認識を指す。そしてリベラリズムとは世界経済全体の発展に貢献し、政府開発援助を「国際公共財」とする認識を指す。

稲田が考案した関連キーワードとは表1の①～⑧にあるものである。このうち①②③⑥は国益を追求するリアリズムと関連し、④⑤⑦⑧は国際公共利益・共通利益を追求するリベラリズムと関連する。これを踏まえ稲田はさらにこれらのキーワードを政治志向か経済志向かに分類し、図1を成した。図1の第一象限は政治志向リアリズムであり、⑥がそれにあたる。第二象限は政治志向リベラリズムであり、⑤⑦⑧が当てはまる。第三象限は経済志向リベラリズムであり、④が当てはまる。そして第四象限は経済志向リアリズムであり、①②③が当てはまる。

稲田は関連キーワードをより分かりやすくするため、簡潔な説明も加えた。それが表2の内容である。本稿では既述のように稲田が作成したキーワードのみならず、表2にあるキーワードと関連のある説明も援用する。そして『ODA 白書』を通して各キーワードに対応する説明と同じフレーズを見つけ、その総数を集計するし、各キーワードから成るリアリズムまたはリベラリズムといった理念の比重と変化を明らかにする。その結果が表3の内容である。



	援助理念
①	輸出市場の拡大
②	重要原材料の確保
③	日本経済の発展
④	世界経済の発展
⑤	世界の平和と安定
⑥	広義の安全保障の確保
⑦	人道的考慮
⑧	先進国としての責務・国際貢献

表1 出典：稲田 118 頁

図1 出典：稲田 118 頁

表 2 援助理念とその説明

リアリズム			
①輸出市場の拡大	②重要原材料の確保	③日本経済の発展	⑥広義の安全保障の確保
輸出市場の維持拡大	重要原材料の確保	日本の政治的経済的安定のため	広義の安全保障の確保
貿易上の利益		日本経済の発展のため	
リベラリズム			
④世界経済の発展	⑤世界の平和と安定	⑦人道的考慮	⑧先進国としての責務・国際貢献
世界経済の発展のため	政情の安定と国際政治の安定	生活水準の向上 (人道的考慮)	先進国としての責務 (国際貢献)
貿易上の利益	世界の平和と繁栄のため	日本経済の発展のため	日本の国際的役割 (国際貢献)

出典：稲田 119 頁

表 3 援助理念の内容分析（1997 年～ 2018 年）

	輸出市場の 拡大	重要原材料 の確保	日本経済の 発展	世界経済の 発展	世界の平和 と安定	広義の安全 保障の確保	人道的考慮	先進国とし ての責務・ 国際貢献
1997		1	1	5	7		5	5
1998		2	2	5	4		4	3
1999			1	3	5		6	4
2001			4	3	4		6	6
2002			4	4	14		12	8
2003	1		10	4	12		8	14
2004			3	4	11		5	14
2005				6	10		5	13
2006	2	5	8	7	12		11	19
2007	1		5	8	9		10	17
2008			2	11	14		13	18
2009			4	14	19		4	17
2010	2	2	5	13	21		9	16
2011	4	1	5	8	19		11	23
2012	5	3	5	12	19		10	20
2013	5	2	5	14	22		15	22
2014	1	1	7	13	17		11	23
2015	1	2	4	16	19		24	33
2016	1	2	4	13	22		18	37
2017		3	3	12	24		23	37
2018		2	2	8	18		16	32

外務省『ODA 白書』1997 版 -2018 版より筆者が作成

3-2 全体に対する考察

以上が『ODA 白書』を通して 1997 年から 2018 年まで日本 ODA に関する援助理

念の推移を内容分析した結果である。以下まず全体の大きな流れとして国際政治の角度から援助理念の推移を考察していく。次に個別にリアリズム寄りの援助理念の推移およびリベラリズム寄りの援助理念の推移についての志向性（政治志向、経済志向）と共に考察をしていく。

全体的には 1997 年から 2018 年まで日本 ODA の援助理念は国際政治というレンズを通して見ると、自国の国益のために供与するものとする「リアリズム」及び ODA を国際経済開発の支援だと捉え、またそれが世界経済全体の発展に資することになり、その意味で「国際公共財」だと見る「リベラリズム」という 2 つの理念が常に同時に存在していたことが明らかになった。そしてリアリズムとリベラリズムの比重を比べると圧倒的にリベラリズムという理念が強く、このような結果から日本政府が長年 ODA を「国際公共財」だとみなし国際社会への貢献の重要な手段だと認識していることが明らかになったと言える。

キーワードの変化傾向を考察すると、リアリズムについて特徴的なのが関連するキーワード数の少なさである。まず「輸出市場拡大」と「重要原材料の確保」といったキーワードは 1997 年～2009 年までほぼ『ODA 白書』に反映されず、「広義な安全保障」に至っては出現していない。したがって『ODA 白書』という分析対象から日本 ODA には自国の国益のみを追求するリアリズム的な理念が比較的薄いということが明らかになった。そしてリアリズムと関連のあるキーワードには変化が 3 つあると考え、それは 2010 年まで、2010 年、2016 年である。この 3 つの時期の特徴を簡潔に述べると「リアリズムの衰退」、「経済志向リアリズムの台頭」「政治志向リアリズムの萌芽」が挙げられる。これらの特徴についての具体的な考察を次項で行っていく。

一方でキーワードの変化傾向を考察すると、リベラリズムの中でも「国際貢献」と「世界の平和と安定」というキーワードが比較的頻度が多く唱えられたことをから、日本は ODA を一手段として国際社会に資するようなこと及び安全で平和な世界を構築したいという思いが反映されてきたと考える。リベラリズムの変化に着目してみると、他の時期と比べキーワードの増加数が比較的にかかった時期が 3 つあると考える。それは 2002 年、2008 年、2011 年の 3 つの時期であり、それぞれの時期の援助理念に現れた特徴として「政治志向リベラリズムの強化」、「経済志向リベラリズムの強化」、「政治志向リベラリズムの再強化」が挙げられる。これらの特徴に関する具体的な考察も次項で行っていく。

3-3 リアリズムな援助理念の変化に対する考察

本項ではより具体的にリアリズムに関するキーワードに着目しつつ、これらのキーワードの変化を追っていき、3 つの期間に分けて説明していく。

① 2010 年以前

2010 年以前において特徴的なのがリアリズム全体のキーワードが少ないことである。日本の ODA の援助理念として政治・経済志向リアリズムの理念が弱体化し、「日

本経済の発展」というキーワードこそ『ODA 白書』に反映されていたが、「輸出市場の拡大」、「重要原材料の確保」そして「広義の安全保障」といったキーワードはほぼ見受けられなかった。唯一この期間で維持されたリアリズムのキーワード「日本経済の発展」は「日本経済の繁栄の基盤を強固にするために政府開発援助を活用することを重視しています」¹⁴や「経済協力を通じた途上国の介在開発促進は、我が国の経済的利益にも資する」¹⁵などといった文章によって反映され、ある程度 ODA を通して自国の経済力を発展させようとする経済志向リアリズムが観察できる。それでもこの時期はキーワード数から「リアリズムの衰退期」とは言えよう。

② 2010 年以降

2010 年まで全体的に衰退していたリアリズムだが、2010 年以降においてはとりわけ経済志向リアリズムの援助理念が強化される時期である。2010 年～2015 年では「輸出市場拡大」や「重要原材料の確保」といったキーワードが継続的に出現するようになったことがその証左である。そして「日本経済の発展」というキーワードも 2010 年までのように出現頻度に変化があるのではなく、より安定した頻度を維持するようになった。これはこの時期において経済志向リアリズムの援助理念が安定して ODA に反映されたと言えよう。具体的な「輸出市場拡大」に関連する文章として「ODA の対象地域が拡大するにつれて、(中略) 日本製品の市場拡大」¹⁶や「ODA を通じて、日本の持つ世界最先端のインフラシステムの輸出を後押しする」¹⁷といった文章があり、ODA 事業から日本産業や企業のために海外市場の打開を試みる姿勢が浮かび上がる。

もう 1 つのキーワードである「重要原材料の確保」についても、「ODA の実態にあたっては (中略) 資源の安定供給確保といった経済外交の推進にも ODA を積極的に活用していきます」¹⁸や「資源・エネルギー、食料の安全供給確保、供給源の多角化を推進

14 外務省『ODA 白書』2007 年版,「国際協力の基本的意義」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/07_hakusho_pdf/pdfs/07_hakusho_010101.pdf>, 5 頁, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

15 外務省『ODA 白書』1997 年版,「政府開発援助はなぜ必要か」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji97/front_1.html>, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

16 外務省『ODA 白書』2010 年版,「ODA をめぐる環境の変化と新たな援助理念—なぜ日本は開発途上国に援助を行うのか」,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/10_hakusho_pdf/pdfs/10_hakusho_0201.pdf>, 19 頁, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

17 外務省『ODA 白書』2012 年版,「巻頭言」,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12_hakusho_pdf/pdfs/12_kantogen.pdf>, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

18 外務省『ODA 白書』2010 年版,「巻頭言」,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/10_hakusho_pdf/pdfs/10_kantogen.pdf>, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

するため、(中略) ODA を積極的に活用します」¹⁹ といった文章があり、海外からの資源供給を依存する日本政府として ODA という手段から多角的に資源を確保したい姿勢が明らかになったと言えよう。このことがリアリズムの中で経済関連のキーワード数を増加させたことで、「経済志向リアリズム」という傾向が強化されたと言えよう。

③ 2016 年以降

2016 年以降において、全体的なリアリズムのキーワード数に変化はあまりなく、2010 年以降の流れを汲んでいると言える。中でも「政治志向リアリズム」の唯一のキーワードである「広義の安全保障」は以前と同じく出現していない。しかし、『ODA 白書』の中において「広義の安全保障」の概念と接近する表現がなされるようになった。本稿ではこれらの表現を「広義の安全保障の萌芽」と呼びたい。「広義の安全保障」という概念は稲田の研究によると大平正芳が唱えた「総合安全保障戦略」の構想のことを指す。この構想を ODA に落とし込むと「経済協力の実施に際しては、外交上、政治、経済上の種々の考慮を行っており、わが国独自の立場で援助の強化を図るよう心掛け」²⁰ ということである。つまり、ODA を実施する際には日本の立場を堅持しつつも多様な領域に渡る考慮を通じて行うことである。

今まで日本の ODA 戦略は主に国際機構や国連が提唱したものに賛同し、これらが定めた援助目標を日本の ODA 戦略に融合するパターンが多かった²¹。しかし、2016 年にはようやく第二次安倍政権によって、日本政府独自の立場から考案され、後に『ODA 白書』にも反映された「自由で開かれたインド太平洋戦略」が提唱された。この戦略は 2016 年 8 月に安倍首相が「アフリカ開発会議」で提案した戦略構想である。

この戦略は「国際政治・経済、文化交流、国境を超えた民生協力、地域・国際社会における安全保障協力を含む包括的なものと理解すべきであろう」²² という評価も存在する。そしてこの戦略を日本政府は具体的に「①法の支配等、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備を通じた連結性強化等による経済的繁栄の追求、③海上法執行能力の向上支援、海賊対策、防災等の平和と安定の確保のための取組」²³ を通じて実現していくつもりである。し

19 外務省『ODA 白書』2011 年版、「復興外交と ODA」,
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11_hakusho_pdf/pdfs/11_hakusho_0103.pdf>,18 頁,2020 年 6 月 4 日アクセス。

20 稲田十一(1990), 上掲, 118 頁。

21 例えば、1996 年に経済協力開発機構(OECD)が唱えた「新開発戦略」や 2000 年と 2015 年に国連がそれぞれ採択した「ミレニアム開発目標(MDGs)」と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」など。

22 秋元一峰「「自由で開かれたインド太平洋戦略」の中のシーレーン防衛考察」,
<https://www.spf.org/oceans/analysis_ja02/post_1.html>, 2020 年 1 月 6 日アクセス。

23 外務省『ODA 白書』2017 年版,「2 つの大陸」と「2 つの海洋」の交わりにより生まれるダイナミズム」,<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000345939.pdf>>,2 頁。

たがって、この戦略が日本政府による独自の立場で考案した国家戦略であると言える。ただ多様な領域のことを考慮に入れた性格を有しているかどうかは、今後の考察がまだ必要だと考える。つまり、完全に「広義の安全保障」の定義に当てはまらないものの、部分的には該当すると言える。

3-4 リベラリズムな援助理念の変化に対する考察

本項ではより具体的にリベラリズムに関するキーワードに着目しつつもこれらのキーワードの変化を追っていき、3つの期間に分けて考察していきたい。

① 2002年～2008年

図1を見ると2002年には「世界平和と安定」、「人道的考慮」、「先進国としての責務・国際貢献」という政治志向リベラリズムのキーワード数が急に上昇したことが分かる。これは2001年9月11日にアメリカを襲った米国同時多発テロが原因だと考える。そしてこの悲劇的な事件が開発援助の分野でも大きい影響力を及ぼすことになった。それまで90年代の主なドナー国ではいわゆる「援助疲れ」という現象が起こっていた。それはドナー国が援助の効果を明確に感じ取れないという閉塞感があったためであった。「援助疲れ」はドナー国の開発援助へのインセンティブを低下させ、当時の国際援助額も1992年の608.5億ドルをピークに迎え、2001年には523.4億ドルまで10年間近くに渡って低下していた²⁴。しかし9・11テロ事件を経た米国や国際社会は貧困がテロの温床になっており、恐ろしいテロリズムを引き起こす可能性を認識した。さらに貧困問題とテロとの関係だけでなく、平和構築の大切さなどに関する問題意識が国際的に高まり、開発援助の意義が再認識されるようになった。

そこで国際社会は一致団結して貧困削減に対して取り組むべきであるという共通認識を抱き、日本も先進国の一員として国際社会とともに貧困削減に一層注力するようになった。このことが2002年から「世界平和と安全」、「人道的考慮」、「先進国としての責務・国際貢献」といった政治志向の援助理念を強化させ、結果的にこの3つのキーワード数も急増した。具体的に『ODA白書』では、例えば「貧困がテロの温床となりうることに、国際社会が危機感を強めている現実」や「今後とも（中略）平和構築（平和の定着と国づくり）」、「人間の安全保障」を重点的にODAを実施しくこととしています²⁵、そして2003年に新たに改定されたODA大綱でも「日本は、ODAを活用して貧困や飢餓などの人道的問題、環境や水など、地球的規模の問題の解決、さらには持続的成長の実現や平和の構築に向けて取り組む決意です」²⁶や「新しいODA大綱で

24 牧野耕司(2003)「援助アプローチ・戦略に関する一考察」『国際協力研究』,37,16頁。

25 外務省『ODA白書』2002年版,「巻頭言」,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02_hakusho/ODA2002/html/honpen/index.htm>, 1頁, 2020年6月4日アクセス。

26 外務省『ODA白書』2003年版,「新ODA大綱の概説と最近の実施状況」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/03_hakusho/ODA2003/html/honpen/index.htm>, 2020年6月4日アクセス。

は ODA の目的を「国際社会の平和と発展に貢献し」²⁷ というようなフレーズによって反映されていた。つまり、テロ襲撃を受けた米国及び他の先進国が貧困をなくす重要性に気付き、「援助疲れ」から脱し、途上国への援助を増大させた時期と同じくして、日本もこれらの国々と歩調を合わせ、人道的な見地を持ちつつ国際社会の平和構築に貢献するような姿勢を強化したと言えよう。そのことがリベラリズムの中でも政治関連のキーワード数を増加させたことで、「政治志向リベラリズム」が顕著になったと言えよう。

② 2008 年～ 2011 年

2008 年を境に日本の ODA は経済志向リベラリズムの援助理念を強化した。その背景には 2008 年に勃発したリーマンショックが原因で発生したアメリカの金融危機がその一因を担っていたと考える。

当時の金融危機はすぐに世界の経済システムに影響を与え、世界経済危機を惹起させた。またこの危機はアジアにも大きな影響を及ぼし、日本はこのような世界経済危機を前に、ODA を通してアジア地域の経済成長を後押しする形で対応しようとしていた。図 1 から確認できるが、2008 年から「世界経済の発展」という経済志向のキーワード数が増加した。このような傾向は具体的に『ODA 白書』の中の「先進国は、(中略) また、途上国が成長力を強化し、内需拡大に向けた取組を進めることは、世界経済の再活性化にも貢献するものです」²⁸ といった文章によってその重要性が反映された。その後自民党政権から政権交代を成し遂げた民主党政権でも「日本は、世界経済の回復のために、(中略) 開発途上国の持続的成長のために ODA の活用を通じて開発への取組を一層強化していくことが重要であると考えています」²⁹ という世界経済を立て直す決意のある文章が見られた。したがって政権交代に関係なく、ODA を通じて世界経済発展を支援するという一貫した姿勢及び国際貢献に対する前向きな姿勢を確認できる。そしてこのことがリベラリズムの中で経済関連のキーワード数を増加させたことで、「経済志向リベラリズム」という傾向が強化されたと言えよう。

③ 2011 年以降

2011 年から政治志向リベラリズムの援助理念に関するキーワードがより明確に再強化された。これは「先進国としての責務・国際貢献」というキーワード数が 2011 年から増加していたことからうかがえる。これには日本で起こった東日本大震災が関連していると本稿は考える。

27 外務省『ODA 白書』同上, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

28 外務省『ODA 白書』2008 年版, 「巻頭言」,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/08_hakusho_pdf/pdfs/08_kantogen.pdf>, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

29 外務省『ODA 白書』2009 年版, 「世界金融・経済危機への対応」,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/09_hakusho_pdf/pdfs/09_hakusho_0101.pdf>, 4 頁, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

2011 年の東日本大震災では日本は地震で大きな災害に見舞われたが、同時に日本は世界から多大な支援と励ましを受けた。このことから日本は世界との繋がりや相互依存を改めて実感し、世界全体の利益を実現しなければ日本自身の国益も実現できないという認識を強く抱いた。そこで日本は ODA を通して自身の震災経験を世界防災の糧にし、そして国際社会からの連帯や国際社会との絆に応えるためにより多くの国際貢献をすることを決意した。

この決意は『ODA 白書』にも現れ、「国際社会によって示された日本への信頼と連帯に応え、世界の中にある日本が、世界との絆に応えるためにも、(中略) これからも引き続き政府開発援助 (ODA) をはじめとする国際貢献に積極的に取り組んでいくことが日本には強く求められています」³⁰ や「今回の教訓を国際公共財として海外と共有することが必要である。こうして、防災・『減災』の分野で国際社会に積極的に貢献していくことは、我が国が今後果たすべき責務である」³¹ といった文章で表現されていた。これらの表現から東日本大震災は日本の ODA における「国際公共財」という側面を強化させる一因になったと言えよう。そしてこのことがリベラリズムの中で政治関連のキーワード数をさらに増加させたことで、「政治志向リベラリズム」という傾向が以前よりも強化されたと言えよう。

第四節 援助理念から見る日本 ODA の今後のあり方

前節では稲田の研究を踏まえ 1997 年から 2018 年までの『ODA 白書』に基づき内容分析を行った。そして国際政治理論というレンズで日本の ODA がどのような援助理念の推移や変化を伴って現在に至ったかを考察してきた。本節では『ODA 白書』の内容分析の結果を踏まえて、これから日本の ODA にとって何が足りないのか、そしてその不足を補うために何が必要かについて本稿の主張を論じていきたい。結論として日本の ODA はリアリズムとリベラリズムという 2 つの援助理念をバランスよく維持できていないと本稿は考える。そのためリアリズム的な援助理念を強化すべきであると考え。このことは国民の意見にも反映されており、具体的には外務省が毎年国民に対して行っている ODA に関する世論の結果に表れている。直近 3 年間 (2017 年～2019 年) の ODA に関する国民の声を表 4 にまとめた³²。表 4 には国民が今後望む開発協力 (ODA) が実施すべき点について 5 つの支持率の高い項目を示して

30 外務省『ODA 白書』2011 年版, 「震災と世界の中の日本」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11_hakusho_pdf/pdfs/11_hakusho_0101.pdf>, 2 頁, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

31 外務省『ODA 白書』2011 年版, 「復興外交と ODA」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11_hakusho_pdf/pdfs/11_hakusho_0103.pdf>, 16 頁, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

32 内閣府「外交に関する世論調査」のデータをもとに作成, <<https://survey.gov-online.go.jp/index-gai.html>>, 2020 年 6 月 4 日アクセス。

いる。そこには「エネルギー資源などの安定供給の確保」や「中小企業を含む日本企業や地方自治体の海外展開など、日本の経済に役立つ」といった経済的リアリズム理念の項目が国民から支持されていることが分かる。さらに重要な点として今後の開発協力（ODA）で推進していくべき観点の中に「開発協力は日本の戦略的な外交政策を進める上での重要な手段」といった開発協力（ODA）と外交戦略との繋がりを重視するような政治的リアリズム理念の項目もあった。したがって、今後 ODA に対する国民の期待に応えるためすでにある経済的・政治的リアリズムの理念をより強化させる必要があると考える。

ではどのように経済的・政治的リアリズムの理念を強化すべきだろうか。経済的リアリズム理念の強化方法は比較的明確で、中央アジアや中東などの資源地域への援助強化や援助条件の交渉などを行えばより経済的な利益の確保につながるだろう。問題は如何に政治的なリアリズムの強化を図ることである。つまり如何に国家戦略を ODA に反映させるかということである。

ここで本稿は大平正芳内閣の ODA 政策を振り返る必要性を主張したい。というのは当時の大平は「総合安全保障戦略」という国家戦略を策定した上で、ODA という重要な外交ツールを通して戦略を実践しかつ成功させ、そこに現在の日本 ODA が参考する意義があると考えたからである。大平は国家戦略と ODA の整合性をうまく図り、対中 ODA 政策によって日本の国益確保に努めた。当時冷戦下にあった国際社会は米国とソ連の二大陣営に分かれ、日本は国際政治に敏感になる必要があった。加えて戦後吉田茂が敷いた対米協調路線かつ軍事的な外交手段の制限という日本独特なルールの上で外交の主体性を発揮しなければならなかった。

そこで大平は ODA（第一次対中 ODA）を戦略的に活用し、日本の国益に資する ODA の運用に成功した。第一次対中 ODA は 3 つの面においてその戦略性を評価できる。まず開発という側面から対中 ODA の開始は当時国際問題として重要でかつ大平が唱えた総合安全保障戦略でも注目していた南北格差を縮小し、途上国の国内発展を推進するという戦略目標に貢献したと言えるよう。次に国際政治の側面から対中 ODA の開始は冷戦の中で中国の西側志向を強化し、一定程度中国を西側へ引き付けることができた。さらに経済面から対中 ODA の開始をきっかけに日本は中国の資源開発に協力すると同時に自国の資源エネルギーの確保に成功しただけでなく、日中経済関係をより緊密化した。

このように大平は国家戦略を遂行する上で ODA を外交政策として自国に有利な形で巧みに活用できたと考える。そして最も強調すべきことは軍事的な手段を制限されかつ米国を外交中心に行動しなければいけなかった時代の中で、大平はそれでも最大限に日本の主体性を発揮できたことである。したがって如何に国家戦略を ODA 政策の中に反映させるかという課題に対して大平の ODA 政策は今後日本の ODA 政策のあり方を考える際に重要な示唆となり得よう。

表 4

開発協力で実施すべき観点	2017 年	2018 年	2019 年
エネルギー資源などの安定供給の確保に資する	46.8%	50.3%	49.4%
国際社会での日本への信頼を高める必要がある	48.3%	46.7%	40.7%
開発協力は日本の戦略的な外交政策を進める上での重要な手段だ	41.8%	41.2%	39.8%
中小企業を含む日本企業や地方自治体の海外展開など、日本の経済に役立つ	42.1%	39.6%	33.8%
東日本大震災に際して得られた各国からの支援に応える	41.1%	38.5%	

内閣府「外交に関する世論調査」のデータより筆者が作成

終わりに

本稿では『ODA 白書』をもとに 1997 年から 2018 年まで国際政治理論の視点から日本 ODA の援助理念の推移及び比重を明らかにすることを試みた。その中で「国際公共財」とするリベラリズムな理念が比較的に強く現在の日本 ODA に反映されていることが明らかになった。

ODA は開発協力とも言われており、「協力」という単語は他の国を手助けするという印象が強い。そして日本政府はそのような取り組みから多くの途上国支援を後押しすることに注力してきた。しかし開発協力が国際社会への貢献を是とすると同時に自国民の声をくみ取るべきであることも忘れてはいけない。そのためよりリアリズムな理念を強化すると同時に、ODA 自体に対してもっと日本の立場からの戦略性を持たせるべきだと本稿は考える。

そこで日本は改めて大平時代の「総合安全保障戦略」における真髓、つまり軍事力だけに頼るのではなく、日本の経済資源、文化資源、価値観を織り交ぜてパワーに変換させる戦略を構築していくことを再学習する必要があるだろう。

戦後吉田体制のもとで日本は一国にとって重要である軍事手段を制限され、かつ米国中心の秩序下に組み込まれた。現在の日本は当時と比べると確かに軍事手段を活用できる場面が多くなったが、米国の存在やアジア諸国との歴史認識問題などもあり、依然自由に軍事力を積極的に行使できる環境が整っていない。その中で日本外交の影響力強化を考えた場合、軍事的資源以外にも経済的資源、文化的資源、価値観といったリソースを十分に活用する必要があることは言うまでもない。しかもこれらのリソースを巧みに織り交ぜながら互いに補強させる戦略を考えていかなければならない。この点において ODA は絶好な手段であり、日本の経済力、文化力、価値観を魅力的に反映させる可能性を秘めている。そこで日本 ODA の今後のあり方を考える際に、大平が唱えた「総合安全保障戦略」を改めて参考することは、国民も期待する日本独自の立場から成る多様な資源を用いた ODA 戦略構築につながると考える。

一方で本稿では『ODA 白書』を主要資料として内容分析を行ったが、他にも ODA に関して『外交青書』などの政府公式文書があり、援助理念の変遷を追跡するにはこ

ういった文書をも対象に内容分析を行う必要があると考える。ただ紙幅の関係でそれは今後の課題としていきたい。そして内容分析をさらに厳密するにはただ『ODA 白書』中の関連するキーワードやフレーズを数えるだけでなく、テキスト・マイニングなどの手法でキーワード間の関連性などをより客観的に分析する手法を活かせば、より興味深い知見が得られるだろう。このような分析手法の活用もまた今後の課題としていきたい。

医療通訳の質に影響する日中間医療事情の 差異についての考察

～中国人医療従事者の意識調査を通して～

劉雨桐

1. はじめに

現在、日本はグローバル化の潮流の中で、日本企業の海外進出や国際的な経済活動が活発になり、文化交流、人的交流、観光事業も盛んになってきた。それを背景に、訪日・在日外国人の数は増加の一途をたどっている。2019年法務省出入国在留管理庁の統計によると、2019年6月末の在留外国人数は282万9616人で、前年末に比べて3.6%増加し、過去最高を記録した。

一方、近年旅行に通じて健康回復・維持・増進を意識したものとして、ヘルスツーリズムの概念が注目されている。外務省によると、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、「ライフイノベーションにおける国家戦略プロジェクト」に「国際医療交流（外国人患者の受け入れ）」が挙げられており、アジアの富裕層等を対象とした健診、治療などの医療および関連サービスを観光とも連携して促進していくとの国家戦略が掲げられた。2011年1月、在外公館において「医療滞在ビザ」の運用を開始してから、メディカル・ツーリズムは国際交流に貢献するものとして期待されている。

このような現状を受けて、外国人の医療問題がますます注目されるようになった。その中、医療現場で外国人患者および外国人患者に対応する医療者が遭遇する言語・文化的障壁は、患者の生命に直結する要因であり、重大かつ喫緊に取り組むべき課題とされる¹。外国人の健康格差を避け、医療現場で円滑なコミュニケーションを実現するために、医療従事者と外国人患者をつなぐプロフェッショナルな医療通訳者は不可欠な存在である。

しかし、医療通訳者は医療現場でしばしば医療事情に対する認識の差異に起因する

1 穴沢良子(2012)「医療通訳トレーニングの実践と評価：アクション・リサーチ実施計画」『通訳翻訳研究』No.12、pp.263—274

問題に遭遇する。なぜなら、医療通訳には他の通訳分野とは異なる特殊な事情が存在するからだ。それは、外国人が病気になったとき、その人をとりまく社会や育った環境による習慣や期待の違いが顕著になるということである。健康観、疾病観、衛生観、死生観など文化間での違いが葛藤を生じやすいのが医療の現場である²。田中郁子・柳澤理子（2013）は外国人医療通訳者が直面する困難について、「病院での受診の流れ、症状に対する考え方や対処方法、手術・入院に要する期間など母国との医療システムや医療に対する考え方の違いにより患者が不満や怒りを表出する時、医師や病院への要求が話の通じる外国人に向けられることがあり、精神的な負担を増大させていく」と指摘している³。

外国との医療システム、医療に対する考え方、医療文化などの差の認識は医療通訳者にとって重要な背景知識である。医療現場で、外国人患者と医療従事者の間の情報量の差を埋めなければ、双方の誤解を招く危険性があるだけでなく、トラブルになる場合、双方に不必要な精神的負担をかける可能性もある。医療現場で外国人との誤解や異文化ギャップを避け、医療通訳の質を向上させるため、医療事情の差異といった背景知識を明確にすることは大変有意義であると考えられる。

本研究の主な目的は、医療従事者の視点から外国人の受診に支障をきたす医療事情の差異を明らかにし、それらの問題についての認識と医療通訳の質の関係性を考察することである。在住外国人の中で最も多い⁴中国人を代表として取り上げ、日本の医療機関で研究活動を行っている中国の医療従事者が気づいた日中医療事情の相異を明らかにする。それは医療通訳の質を向上させるための手がかりになることを期待する。

2. 研究方法

2.1 調査方法とデータ分析方法

本研究の目的に合うデータを収集するにあたって、日中双方の医療現場を知る医療従事者から聴取した情報はより説得力があると考えられる。そのため、本研究は中国の医療機関での勤務経験があり、博士号取得のためあるいは共同研究を行うために日本の医療機関で研修をした医療従事者を調査対象者に設定し、研究への理解と協力の下で、一人につき 30 ～ 60 分の半構造化面接を行った。調査対象は全員日本語ネイティブではないので、インタビューは研究対象の母語である中国語で行った。調査は 2019 年 11 月に実施した。

リサーチクエスションの設定にあたって、「はじめに」で述べたように、医療通訳

2 水野真木子 (2013) 「医療通訳者の異文化仲介者としての役割について」『金城学院大学論集』社会科学編 第 10 巻第 1 号、pp.1 - 15

3 田中郁子・柳澤理子 (2013) 「外国人医療通訳者の体験した困難とその対処」『国際保健医療』第 28 巻第 4 号、pp.305-31

4 法務省 出入国管理統計表 (2020 年 4 月 23 日アクセス)

者が直面する困難を取り上げた先行研究で多く報告された医療事情や文化の背景知識の乏しさに起因するトラブルに焦点を当てた。医療通訳現場でトラブルを巻き起こす医療事情を明確にし、それらの背景知識は医療通訳の質に影響を与えるかどうかを検証するという目的に合わせて、本研究はそれぞれの問題を具体化にし、リサーチクエストを以下のように設定した。

- 1) 日中医療事情に対する理解は通訳の質の向上に影響を与えるか。
- 2) 外来受診・入院の際における日中両国の違いについて。
- 3) 各診療科に存在する医療方針の違いについて。
- 4) 医療現場における医療文化の違いについて。

インタビューは個室で聴取した。具体的にはインタビューの内容を録音し、逐語録を作成した上、調査対象者に内容をチェックしてもらってから日本語に訳した。

分析について、本研究は質的研究方法（グラウンデッド・セオリー・アプローチ）に基づいて次のとおり研究を進めている。

- ① データを数件収集後、データ全体に対するコーディング化作業を開始し、長いインタビューデータを細かく分け、抽象度を上げて単語や箇条書きのラベルにする。
- ② 多様に出現したラベルをまとめ、そこから共通性のあるカテゴリーを見つけ出す。
- ③ 適切なデータを収集するため、数件のデータ収集後に分析作業を行い、再びデータ収集に戻ってデータの備蓄を行う。螺旋状にデータの収集と分析を行うことによって、カテゴリーを精緻化してゆく。

2.2 調査対象者のプロフィールと特徴

調査対象者のプロフィールを表1に示した。

表1 調査対象者のプロフィール

番号	国籍	診療科 ⁵	身分	性別	日本医療機関での 研修年数	中国医療機関での 勤務年数
1	中国	眼科	医師	男性	8ヶ月	14年
2	中国	口腔科	医師	女性	7ヶ月	5年
3	中国	緩和医学	研究者 ⁶	男性	6ヶ月	5年
4	中国	神経内科	医師	女性	7ヶ月	13年
5	中国	耳鼻科	医師	女性	15ヶ月	10年
6	中国	消化器外科	医師	男性	15ヶ月	7年
7	中国	呼吸器外科	医師	男性	3年	4年
8	中国	先端応用外科	医師	男性	2年	3年
9	中国	社会精神科学保健センター	医師	男性	2年	5年

調査対象者は現在日本で研究活動を行なっている中国人医療従事者9名である。適

5 日本の医療機関で使われる診療科名で表記してある。
6 調査対象者3は病院で臨床事例に基づいて研究活動を行なっている。また、中国の病院で管理職に就く人材であるため、病院の運営などマクロな視点からの日中医療事情の見解が期待できる。

切なデータを得るために、調査対象者を選定するにあたって、次の三つの選定基準を設定した。

- ① 中国の医療機関で1年以上の勤務経験。（一年以上中国の医療機関で働くことによって、全面的に中国医療機関の状況を把握することが可能だと考える。）
- ② 日本の医療機関で実際に医療現場を経験。（実習や見学を通じて、日本医療機関の状況もある程度理解できると言えよう。）
- ③ 在日年数は3年以下。（これ以上長すぎると日中両国の違いを敏感に捉える能力が減ると考える。）

また、医療機関の属性別内訳は、私立大学付属病院5名で、国立大学付属病院4名であった。厚生労働省によれば、特定機能病院は高度の医療を提供、高度の医療技術の開発および高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院と定義される。そのため、今回考察した情報は日本のハイレベルの医療事情を代表できると言える。

なお、中国の医療機関は一級、二級、三級という三つのクラスに分類され、それぞれのクラスはさらに甲、乙、丙と分けられる。その中で三級甲等はもっとも高いレベルである。一級クラスは「一定の人口規模を有するコミュニティに予防、医療、保健、リハビリテーションサービスを提供する基礎病院、衛生院」と定義され、二級クラスは「複数のコミュニティに総合医療衛生サービスを提供し、一定の教育的、技術的任務を有する病院」と定義される。それに対して、三級クラスの病院は、「複数の地区に専門性の高い医療サービスを提供し、高等教育、技術的任務を有する病院」である⁷。今回の調査対象者は全員三級甲等の医療機関で1年以上勤務した経験があるので、中国の医療事情をより広く考察することが期待できる。

3. 日中間医療事情の差異

外国人医療と強く関わる日中両国の医療事情の差異について、リサーチ・クエスチョンへの回答から「診療事情」、「医療方針」、「医療文化」のカテゴリーに関するデータは確実に収集された。だが、本調査は回答者の回答次第で深く掘り下げられる半構造化面接であるため、設定されたリサーチ・クエスチョンに対する答え以外に医療制度の相異に関する情報も多くの調査対象者から得ることができた。そこで、「医療制度の違い」が患者の受診行動に影響を与えることをカテゴリーとして加え、日中間医療事情の違いを主に4つのカテゴリーに分類した。さらに多様に出現したラベルの共通性を抽出することによって、13のサブカテゴリーにまとめた（表2）。

7 経済産業省（2017）「新興国におけるヘルスケア市場環境の詳細調査報告書 中国編」

表2 日中間医療事情の差異

カテゴリー (4)	サブカテゴリー (13)
診療事情	予約制 医療機関の機能分化 看護師の役割と家族の付き添い
医療方針	患者の背景への重視 疼痛管理 メンタル面を配慮するための投薬や治療
医療文化	健康観 死生観 医者への信頼感 インフォームド・コンセント 漢方（伝統医学）による影響
医療制度	多点執業 ⁸ 勤務医の給与

それぞれ主な事例を以下で詳述する。

3. 1 診療事情についての違い

1) 予約制

受診の際における違いについて、最も多く挙げられたのは予約制の違いである。

ここ数年、中国の医療機関は次々と予約制を実施するようになった。しかし、実際に多くの患者が予約せずに押し寄せてくる状況が依然として続いているという声があった。その結果、患者は混雑な環境で長く待つことを強いられ、その後不満の気持ち募ったまま診療室に入り、このことが医師や看護師との間の齟齬に繋がりやすくなる。それに対して、多くの日本の医療機関は厳しく予約制を実施している。患者が決めた時間帯に来院すればすぐに受診できるので、当日の診療待ち時間が大幅に削減できる。そして、落ち着いた気分が良好な診療効果をもたらすことになる。

しかし、日本の予約制度にも問題がある。それは検査・治療待ち日数である。中国では患者はなるべく受診当日に検査・治療をしてもらえる現状であるのに対し、今回のインタビューで、ある研究対象者は「日本の病院で胃内視鏡を予約しようと思ったが、予約できる日は2ヶ月先になると言われてびっくりした。」と語り、「早期のがんを患う患者が3ヶ月あるいはそれ以上待たせると、病状が進んで取り戻せない結果になってしまう可能性がある。」と懸念を示した。ゆえに、短い待ち時間に慣れた中国人患者が日本の医療機関で長く待たせると納得できない可能性があるという。

2) 医療機関の機能分化

次に多く言及されるのは「医療機関の機能分化」である。

日本の医療機関の役割分担は明確である。大病院は専門的な治療に特化し、診療所や中小病院は慢性期の治療や日常的な健康管理を行う。それぞれの病状に合わせて病

⁸ 多施設勤務とは複数の医療機関での医療行為である。調査対象が話した内容をなるべくそのまま再現させるため、中国語の術語を使うことにした。

院や診療所を使い分けてもらうため、2015年5月に成立した『医療保険制度改革法』により、紹介状なしで大病院を受診する場合、特別の料金を徴収することになった。中国でも現在「分級診療制度」、いわゆる疾病の深刻度によって医療機関を分ける制度の実行に取り組んでいるが、現段階でこの制度が徹底的に貫かれているとは言い難い。

現在、中国の医療保険は入院期間の料金をカバーしているが、外来で発生した費用をカバーしていないため、どこの病院に受診するかは患者次第であり、国が患者の自主的な行動をコントロールできない現状がある。その結果、大病院の負担が重すぎるのに対し、中小型病院やクリニックを受診する患者が相変わらず少ない。

そのため、「ちょっとした病だが、大病院の先生に診てもらわないと安心できない」というのが中国人の一般的な考え方になった。それゆえ、中国人患者が直接日本の大病院に行った際に発生する選定療養費が、トラブルになりやすいと指摘された。

3) 看護師の役割と家族の付き添い

日中の看護師の役割の違いによって、入院生活の面でも大きな違いが存在する。

日本の看護師は診療を補助する上で、食事、排泄補助、入浴介助、検査の付き添いなど療養の世話までする。患者の日常生活を支援し、家族に代わって患者を見守り、快適な入院生活をサポートするのは看護師だという認識は日本人にとって当たり前だ。そのため、日本人は家族が決められた時間内でしか患者と面会できず、見舞いをする際に手続きをする必要があるというルールに違和感を感じない。

一方、日本と比べて看護師の人手不足問題が深刻である中国では、家族の付き添いが必要とされる。食事の差し入れや日常生活上の世話を家族に任せる状況が一般的だ。したがって、もちろん家族との面会は特別な手続きをしなくて済む。このような現状に慣れた中国人にとって、家族の付き添いが認められないことに疑問を抱くだろう。

3.2 医療方針についての違い

今回のインタビューを通して、日中両国の医療方針には共通するものがあると明らかになった。それは「全力かつ効率的に患者の病気を治すこと」である。だが、具体的な医療方針は国民性やその国の医療制度に関わるので、いくつかの相違点も存在する。以下のように詳しく記述する。

1) 患者の背景への関心

7年間中国の医療現場で活躍している調査対象者はインタビューで「我々医者が治すのは病気ではなく、患者だ。」と語り、中国では治療をする際に病気と関係ない患者の背景にも目を配る必要があると指摘した。「経済状況」、「教育背景」、「患者および家族の性格」といった背景の中で、主に配慮されるのは「経済状況」である。中国の医療保険が現段階まだ完備されていないので、中国人患者の状況は少し複雑である。医療費が大きな負担とされる患者の家族にとって、家まで売って治療したのに患者が死んでしまうのは一番困る状況であるという。そのため、医療従事者が患者の経済状

況を考えながら、患者が使う薬や治療法を調整し、できるだけ経済的な悩みを抱える患者の負担を軽くする必要があるとされる。

一方、日本の場合、国民健康保健に入っている患者の個人負担医療費は30%しかないので、日本の医師は必要以上に患者の個人情報聞き出すことなく、疾病そのものに力を入れる傾向が強い。

2) 痛みの管理

中国より日本では痛みに対する処置を重視する傾向がうかがえる。

今回のインタビューで「痛みの評価が最も重視される。それは患者の生活クオリティに影響するだけでなく、炎症因子の分泌などにも影響を及ぼす。」と主張する呼吸器外科の調査対象者がいるが、多くの調査対象者はその点について、「どんな病気をしっかり診断することを重視するが、痛みの管理についてはそれほど重視していない。」と指摘した。その理由として、医学に対する考え方と国民性の違いが挙げられる。ある調査対象者は、虫垂炎を例として挙げた。「盲目的に痛みを抑えると穿孔まで進行してもわからない」ので、具体的な事態に合わせて痛みに対する処置をするべきだと主張する。

また、日本人患者と比べて、中国人患者は痛みを忍耐する傾向があると考える調査対象者もいる。本当に痛くても痛み止めの副作用を心配するので、投薬を拒否するケースが報告された。日本では予防的な痛み管理をするので、痛みが起こる前に予防的な投薬をする。しかし、中国人患者にとって、痛くないのになぜ痛み止めを飲まなければならないのかを理解できないという状況がありうるのである。

3) メンタル面を配慮するための投薬や治療

水野真木子（2013）は、医療従事者を対象とするアンケート調査を通して、「検査の結果から医師は病気ではないと言うが、患者が体の不調を訴え、薬を要求する」という現象を明らかにしたが、本調査でも同様な事情があることを判明した。

初めに検査をし、その結果を見て判断を下す治療方針を貫く日本では、当日の診察で薬や治療などを出さないことがある。しかし、中国人の患者は医療機関に来たからには、投薬を含む何らかの治療を求める傾向が強い。そこで、中国の医療従事者は患者の心理的需要を満足させるため、実際には薬がいない患者に薬を出すケースがあることを明らかにした。

3.3 医療文化についての違い

医療の現場で文化差に起因する問題は多くの先行研究で考察されている。日中両国の医療文化には、具体的にどのような違いが存在するかについて、今回のインタビューで得たデータを次のようにまとめた。

1) 健康観

「中国人患者のコンプライアンスが悪い」と多くの調査対象者は指摘した。その理由として、中国人の間違った健康観があげられた。自分で大丈夫だと判断すれば勝手

に服薬を中止したり、再診察に来なくなったりする一部の中国人患者は健康を大事にする意識が乏しいと考えられる。

また、日中両国の健康観を反映する典型的な事例は検診である。中国で検診を受ける人の多くは、検診サービスを提供する職場で働いている。それ以外の人々は定期的に検診を受ける意識が乏しいので、病気が見つかるのかなり進行してしまう場合がよくある。一方、社会福祉が充実する日本の国民は定期的に検診を受ける習慣があるという。

2) 死生観

医療処置は100%成功するわけではない。万が一治療が失敗する場合、死に至る可能性もある。しかし、日中両国の国民は生と死に対する考え方が異なる。

住宅の近くにお墓があることは、日本人が死をある程度受け入れられる証であると主張する調査対象者がいる。それに対して、墓に対して恐怖心を持ち、死に関する言葉をタブーと思う中国人にとって、死を平気で受け入れるのは難しいと考えられる。その結果、患者が治療中に死亡する場合、家族がその現実を受け入れられず、医療従事者や病院を訴えるトラブルになりやすい。

3) 医師への信頼感

医師が下す判断を信頼する日本人と比べて、中国人は医療従事者を疑う態度を持つ傾向がある。しかし、医療従事者に欲しい薬を処方してもらう、たくさんの質問を持ちかけるなど中国でよくある事柄は日本人医療従事者を怒らせる可能性があると言われた。医師への信頼感の欠如に起因する問題について、ある調査対象者は次の事例を紹介した。

「患者は目眩を訴えて受診してきたら、薬の処方をもらった。でも医師に『この薬を飲んだらよくなりますか』『いつ治れますか』『いつ仕事に戻れますか』など細かいことをひたすら聞くと、不安障害と疑われ、さらに不安障害を治す薬が処方された。」異文化コミュニケーションを円滑に行うには、医師と患者お互いの信頼感が不可欠である。

4) インフォームド・コンセント

患者の自律を尊重することはインフォームド・コンセントの基本原則であるが、情報開示と説明の対象について、日中両国には大きな文化的ギャップが存在している。

例えば、がんなど難病の告知について、日本では告知を患者本人にし、家族のみなさんに知らせるかどうかは本人に決めてもらうのに対して、中国では真逆だ。実際の医療現場でとても手の焼ける問題は、「患者本人は自分の病状を知りたいが、家族は落ち込んだ気分による治療への悪影響を懸念し、告知に反対することだ。」という。中国の場合、家族の意見に従うのは主流的な考え方とされる。たとえ完全に患者を騙すことができなくても、実際に中期に進んでしまい、薬物療法が必要になるがんを患った患者に「それほど深刻な病気ではない」とごまかす。

5) 伝統医学による影響

日本社会では、西洋医学の見解は医療の主流だと考えられる。しかし、伝統医学が根強く実践されている中国の患者は、西洋医学を中心とする見解になじめないことが多い。

漢方は中国から生まれた伝統医学であるため、「陰陽五行」、「八卦」など漢方の考え方は中国人の様々な面において大きな影響を及ぼしている。例えば、「気血がつまって通じないことは痛みの原因だ」という漢方の見解を受けて、中国人は水よりお湯を好む。

さらに、古代中国から伝わった言葉に「是藥三分毒（薬に三分の毒がある）」がある。「痛みの管理」で述べたように、中国人は特に西洋薬の副作用に対する警戒心が強い。漢方に不信感を持つ声があるとともに、身体全体の不調和を整える漢方薬の「毒」が少ないと信じる中国人も多い。

3.4 医療制度についての違い

1) 多拠点執業

調査対象者の回答で最も多く扱われた医療制度の問題は医師の「多拠点執業」、いわゆる複数の医療機関で務め、医療行為を行うことである。中国は一部の地域で多拠点執業の試行が行われたが、現段階で大多数の医療機関には認められていない。

ある調査対象者は日本の多拠点執業制度を高く評価した。その理由について、「患者さんが家の近くのクリニックで大病院の先生に診てもらえることができるので、もし何かあったらまずクリニックに行く。そうすると、大病院の負担を軽くする効果がある」と述べた。多拠点執業はクリニックと大病院の診療能力の格差を縮小することによって、医療機関の機能分化に貢献できるという観点がうかがえた。

2) 勤務医の給与

医師の種類は大きく勤務医と開業医の2つに分けられる。今回の調査対象者は全員病院に勤めている勤務医であるため、日中両国の勤務医の給与について比較した。

日本の勤務医は、治療した患者数、行う手術の数や病院の経営状況に左右されることなく、安定した収入が得られる。そのおかげで、どのような医療機関に雇われても金銭上の問題を考えずに自分の腕を磨くことに専念できる。それに対して、中国の医療従事者の収入は、多くの場合、患者の数や病院の経営状況に関わる。ゆえに、優秀な人材は患者の多いハイランク病院に集まる傾向がある一方、患者も優先的に大きな病院を受診する傾向がある。

4. 医療通訳における異文化間の医療事情の差異に関する認識の意義

以上は日中両国における医療事情の差異について考察したが、それらの背景知識は医療通訳の質にどのように影響するであろうか。

今回のインタビュー調査で、「日中医療事情に対する理解は医療通訳の質の向上に

影響を与えるか」について、9人の調査対象者の中で8人が肯定的な態度を示した（表3）。理由として、「医療トラブルを避ける」、「医者と患者にとって話しやすいコミュニケーションの雰囲気を作る」、「考え方の違いからもたらされる障壁を越える」が挙げられた。

表3「日中医療事情などの理解は医療通訳の質の向上に影響を与えるか」に対する答え

「はい」と答えた人数（割合）	「いいえ」と答えた人数（割合）
8（88.9%）	1（11.1%）

近年厚生労働省が発表した医療通訳者を育成するための実施要領「医療通訳育成カリキュラム基準（育成カリキュラム）」（2017）によれば、医療通訳者は言葉の媒介者として、話し手の意図を正確に理解して、聞き手にその内容を忠実に伝え、対話者間の効果的なコミュニケーションを可能にする以外に、「言語的、文化的、社会的に異なる医療従事者と患者の間に入り、両者の相互理解を支援するため、必要に応じて専門家と患者の間の文化的橋渡しを行う役割も果たしている」とされている。つまり、文化のギャップによるトラブルに遭遇した医療従事者と患者の間に立って相互理解を支援できたかどうかは医療通訳の質を評価する要素の一つであり、母国と対象国の医療事情の差異を把握することは医療通訳者に求められる基本的な認識である、と言えるであろう。

さらに、水野真木子⁹（2013）は「医療提供者は可能な限り患者の文化に合わせる努力をするという発想が乏しい」と指摘している。したがって、医療トラブルの潜在的な起因である文化差をあらかじめ認識することは、円滑なコミュニケーションとスムーズな治療を図る有効的な手段であり、特に診療時間が限られている日中医療現場にとって大変有意義であると考えられる。そこから、医療通訳者は患者が医療現場で直面する困難を理解し相互理解を支援する行動を取ることが医療通訳の質を高めることに直結すると考えられる。

要するに、異文化間の医療事情における差異の認識は医療通訳者として必須の背景知識であり、にわか通訳（双方の言語ができる患者の友人・知人等）と異なりプロの医療通訳者ならではの強みとなる可能性が示唆された。

5. おわりに

今回の調査から、伝統文化背景や経済発展レベルが異なる日中両国には「診療事情」「医療方針」「医療文化」「医療制度」といった4つの点において相違点が存在するこ

9 水野真木子（2013）「医療通訳者の異文化仲介者としての役割について」『金城学院大学論集』社会科学編 第10巻第1号、pp.1-15

とがわかった。その中、「診療事情」は主に外来と入院の仕組みを指し、日中両国の「予約制」、「医療機関の機能分化」、「看護師の役割と家族の付き添い」といった面には違いが存在するので、患者にとっての「当たり前」が異なる。「医療方針」は医者側の処方・治療方針を指し、日中両国の医師にとって、「患者の背景への重視」、「疼痛管理」、「メンタル面を配慮するための投薬や治療医療」に対する考え方がそれぞれ異なる。それに、「健康観」、「死生観」、「医者への信頼感」、「インフォームド・コンセント」、「漢方（伝統医学）による影響」といった医療に関する文化の浸透は知らないうちに患者の行為に影響を与える。それ以外に、調査対象者の回答によると、日中両国の「多拠点執業」、「勤務医の給与」などマクロな医療管理制度の違いも治療の質に影響を与える。医療通訳者は医療従事者と患者をつなぐ存在として、医療事情に関する背景知識を理解した上で、異なる文化背景を持つコミュニケーションの双方に理解してもらうよう努めることは、医療通訳の質に直結する可能性があるといえよう。

現在、医療通訳の質に関わる異国間、特に日中両国における医療事情についての比較研究はまだ不十分である。先行研究の空白を埋めるという意味で、本稿が医療通訳の研究と人材育成の一助になることを期待している。しかし、本稿が提示した医療事情の差異は今回の調査対象者である医療従事者側の考え方であるため、患者側に当てはまるかどうかは別途臨床での詳しい情報確認が必要である。それゆえ、調査対象を拡大して、より具体的に医療事情と文化の差異を掘り下げる比較研究を今後の課題とし、医療通訳の質を高める可能性を追求したいと考える。

参考文献

- [1] 水野真木子 (2008) 『コミュニティ通訳入門』 大阪教育図書
- [2] 寺下貴美 (2011) 「質的研究方法論 ～質的データを科学的に分析するために～」『日本放射線技術学会雑誌』 第 67 巻第 4 号、pp.413-417
- [3] 伊藤美保・飯田奈美子・南谷かおり・中村安秀 (2012) 「外国人医療における医療通訳者の現状と課題—医療通訳者に対する質問紙調査より—」『国際保健医療』 第 27 巻第 4 号、pp.387-394
- [4] 穴沢良子 (2012) 「医療通訳トレーニングの実践と評価：アクション・リサーチ実施計画」『通訳翻訳研究』 No.12、pp.263-274
- [5] 水野真木子 (2013) 「医療通訳者の異文化仲介者としての役割について」『金城学院大学論集』 社会科学編 第 10 巻第 1 号、pp.1-15
- [6] 田中郁子・柳澤理子 (2013) 「外国人医療通訳者の体験した困難とその対処」『国際保健医療』 第 28 巻第 4 号、pp.305-31
- [7] 有馬斉 (2014) 「医療現場における異文化コミュニケーションの問題」『医学哲学 医学倫理』 32 巻、pp.71-75
- [8] 灘光洋子・浅井亜紀子・小柳志津 (2014) 「質的研究方法について考える—グランドッ

ド・セオリー・アプローチ、ナラティブ分析、アクションリサーチを中心として」『異文化コミュニケーション論集 (12)』 pp.67 - 84

[9] 寺島理沙子・掘越由紀子・鶴田光子 (2015) 「日本における医療通訳の現場と課題 医療通訳者へのインタビューを通して」『東海大学健康科学紀要』第 21 号、pp.75 - 87

[10] 大野直子 (2016) 「医療の場における異文化理解」『順天堂グローバル教養論集』第一巻、pp.70 - 79

[11] 石橋敬太郎 (2018) 「外国人が安心できる医療環境を考えてみよう～外国人女性の出産と子どもの受診から～」『北上市多文化共生講談会』、pp.95—104

[12] 中国卫生部 (2009) 「医師多拠点執業に関する問題についての通知」

http://www.gov.cn/zwggk/2009-09/16/content_1418981.htm (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[13] 閣議決定 (2010) 「「新成長戦略 (基本方針)」について」

<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1230sinseichousenryaku.pdf> (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[14] 外務省 (2010) 「医療滞在ビザの創設」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1217_05.html (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[15] 厚生労働省 (2015) 「紹介状なしの大病院受診時に係る選定療養について」

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000098761.pdf> (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[16] 厚生労働省 (2017) 「医療通訳育成カリキュラム基準 (育成カリキュラム)」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000209866.pdf> (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[17] 「外国人患者の受入環境整備に関する研究」研究班 (2018) 「外国人患者の受け入れのための医療機関向けマニュアル」厚生労働省 政策科学推進研究事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[18] 経済産業省 (2017) 「新興国におけるヘルスケア市場環境の詳細調査報告書 中国編」

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryoku/downloadfiles/pdf/28fy_detailreport_China.pdf (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[19] 片山ゆき (2018) 「中国の公的医療保健制度についてー老いる中国、14 億人の医療保険制度はどうなっているのか。」ニッセイ基礎研究所

<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=57625?site=nli> (2021 年 1 月 20 日アクセス)

[20] 法務省 「出入国管理統計表 2019 年」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html (2020 年 4 月 23 日アクセス)

中国改革開放期における幹部の昇進基準に関する一考察

姚強

はじめに

パンデミックの最中、中国共産党は創立 100 周年の節目の年を迎える。冷戦終結後、世界の共産主義国家が殆ど崩壊し、それらの国を支配していた共産主義政党が解党したり支配政党から転落する運命に陥ったが、なぜ中国共産党が依然今日の中国を支配しているのか。中国の権威主義政権支配の強靱さをめぐって近来多くの議論が重ねられているが、本稿は中国共産党支配の強靱さの秘密は共産党幹部システムにあるという角度からその強靱さのメカニズムを解明したい。

どの国を治めるにも統治組織システムが必要であるが、本稿は現代中国の幹部システムは近世日本の家来、前ソ連のカードル、近代欧州の官僚などと異なり、第四種類の統治組織として独自の特徴が存在すると指摘している。中国共産党の幹部制度の特徴を明らかにできれば、中国権威主義政権支配の強靱さは一部でも解明できるのではないかと考える。本稿は主に中国幹部の昇進について検討するものであるが、掲載字数の制約上今回本稿前半のみ掲載に付する。

本稿は、中国改革開放期における幹部の昇進に与える影響をめぐって議論を展開する。中国の幹部昇進は原則上官僚と同様に一定の任用資格と手続きに従って昇進する。しかし任用資格や手続きに拘束されない昇進パターンも存在する。筆者は前者を「正規型昇進」と定義し、後者を「非正規型昇進」と定義する。

先行研究では、「正規型昇進」を前提とする議論が多かったが、それだけでは中国幹部昇進の真相を突くことができないと考えているので、中国の幹部昇進を「正規型昇進」と「非正規型昇進」と区分して論じることになった。本稿はこの考察の前半すなわち「正規型昇進」である。

この考察の前半では、中国共産党が公表された条例、法規等を使用し幹部昇進の条件・手続きを明らかにする。第一節では幹部制度研究の先行文献を整理する。第二節では本稿が提示した幹部の範囲を明確にする。第三節では正規型昇進に関する任用資格と手続きを考察する。

1、先行研究の整理

改革開放期における中国幹部制度に関しては数多くの研究が蓄積されている。毛里（1982）は、幹部の原型としての延安期、中華人民共和国成立初期、文化大革命期、近代化建設期の幹部問題を回顧しながら、幹部と幹部政策の変遷を明確にした。その上で1980年代「四つの近代化」路線が打ち出された背景にする幹部問題を取り上げ、幹部の概念、数量、等級といった幹部構造、終身制、任命制といった幹部制度上の特徴を検討し、改革開放初期における幹部の実態を明らかにした¹。高原（2018）は、文革後の鄧小平、江沢民、胡錦濤及び習近平という4人の指導者の幹部政策をそれぞれ考察し中国共産党の幹部選抜任用制度の変遷及び変更の要因を検討した²。上記の先行研究は、中国幹部及び幹部制度の特徴を概観し改革開放後の中国幹部制度の変化への理解に参考になる。

1980年代から行政効率性を向上させるために中国は西側の文官制度を参照して公務員制度改革が行われた。改革開放初期、中国は経済改革とともに政治体制にもメスをいれようと考えている。中国共産党第十三回党大会では党政分離は政治体制改革のカギであり、党機関と国家機関を分離し、それぞれの役割を果たせるようにすべきであると指摘した³。しかし1980年代後期中国の政治改革は頓挫され、党政分離に基づく独立的な公務員制度の構築を中止せざるを得なくなった。中国の公務員は幹部の一部として共産党組織により管理され公務員制度は幹部制度の一部分とみなされてもよいという考えもある。

公務員制度の検討は改革開放期の幹部制度への理解を深めた。諏訪（2004）は、「編制」制度、公務員の採用制度などの面から「党政幹部」という概念を明確にした上で、国家機関、政治協商会議、民主党派といった非共産党組織に対して共産党が一元的に指導する実態を明らかにした⁴。白（2009）は、中国公務員制度改革の過程を検討した上で、幹部管理制度の制度化と法制化が進められてきたと指摘した一方、2006年に「中華人民共和国公務員法」（以下は「公務員法」）が施行された後、元々幹部と呼ばれた人たちは名前が公務員に変更したが、その公務員は旧来の幹部の特徴が残っていると提示した⁵。つまり、中国の近代公務員を西側の官僚として捉えれば、その本質を見失

（注）

1 毛里和子「中国政治における『幹部』問題」、衛藤藩吉編『現代中国政治の構造』、日本国際問題研究所、1982年、162—193頁を参照。

2 高原明生「中国の幹部選抜任用制度をめぐる政治」、加茂具樹・林載桓編『現代中国の政治制度—時間の政治と共産党支配』、慶応義塾大学出版会、2018年、131—146頁を参照。

3 趙紫陽「沿着有中国特色的社会主义道路前进—在中国共産党第十三次全国代表大会上的報告」、『党的建設』第21期、中共甘肅省委、1987年、14—15頁を参照。

4 諏訪一幸「中国共産党の幹部管理政策—『党政幹部』と非共産党組織」、『アジア研究』50巻2号、2004年、107—123頁を参照。

5 白智立「幹部管理と現代公務員制—党政エリート選抜制度の変容」、佐々木智弘編『現代中国の政治的安定（現代中国分析シリーズ2）』、日本貿易振興機構アジア経済研究所、2009年、149—150頁。

う可能性がある。

毛（2018）は、2014年に改定された「党政領導幹部選拔任用工作条例」（以下は「工作条例」）を取り上げ、近代公務員制と共産党の幹部管理制度との関係性を検討した。「工作条例」を中心にする諸規定は、「公務員法」の諸規定に優先するものであり、公務員制度との接続を制度化したものであると結論づけた⁶。公務員制度改革に基づく先行研究は、幹部と公務員の概念、資格任用や選拔方法、更に党と国家の関係を論及したと同時に、複数の実証的方法を提示した。公務員制度改革により多くの法規が作成され、幹部の研究に新たなルートが提供されたが、中国の公務員の根本的な特徴は依然「党的幹部⁷」という点は忘れてはならない。

以上の先行研究の整理により各時代における幹部の性格と幹部制度の特徴を歴史的に把握できる。更に共産党と全ての非党組織の指導関係により、党の規定は法の規定より優先することや導入し近代公務員制度が幹部制度の一部として実施されていることが明らかになった一方、幹部管理の制度化を定着させるプロセスが見られる。先行研究は各時代の背景と幹部制度の特徴など大きな枠組みを提示した。本稿はそれを踏まえ、幹部の昇進問題を議論する。昇進問題を議論する前に本稿が論じる幹部の概念を明確にする必要がある。次の節で幹部の概念を検討する。

2、幹部の範囲

現代中国社会及び政治のコンテキストにおける「幹部」という意味をめぐって筆者が多くの中国共産党の文献を考察し、公式的定義が見出せなかった。それは「幹部」という概念が時代とともに変化し各時代が共通している定義は存在していないからである。しかしながら、先行研究は概念の比較研究を通じて「幹部」の意味とコンセプトを見出そうとしている。例えば、毛里（1982）、諏訪（2004）、毛（2015）はそれぞれ辞典などの関連書籍⁸、条例内容の検討⁹、概念比較¹⁰という方法により幹部の概念を設定した。中国でよく使われる「党政幹部」の概念について、諏訪（2004）は2002年版の「工作条例」の第四条に基づき検討し、県という地方レベル以上の党委員会、人民代表大会常務委員会、政府、政治協商会議、規律検査委員会、人民法院（裁判所）、人民検察院及び各機関内に設置された機構の中で指導職をつとめる人であると指摘した¹¹。

6 毛桂榮「中国共産党が幹部を管理する原則の制度化：『党政指導幹部選拔任用工作条例』を中心に」、『法学研究』104号、明治学院大学、2018年、214頁。

7 中国の公務員は中国共産党に属するものである。

8 毛里和子、前掲論文、165頁。

9 諏訪一幸、前掲論文、107頁。

10 毛桂榮「『公務員』の用語と概念をめぐって：日本と中国」、『法学研究』98号、明治学院大学、2015年、192—218頁。

11 諏訪一幸、前掲論文、107頁。

2019年に新たに公布された「工作条例」第四条には同様な内容が書かれた¹²。2006年に実施された「公務員法」の中では幹部の概念に関する内容にも触れている。第二条は「本法律が称する公務員は、法に基づき公職をつとめ、『国家行政編制』（後述）に組み込まれ、給料、保険などが国の財政により支出される人である。公務員は、幹部組織の重要な部分であり、社会主義事業の中核的な力であり、人民の公僕である」と規定した¹³。つまり、中国の公務員は幹部の概念の中の一部とする。

具体的にどのような人であるかについて規定の中で書いていないが、白（2009）の論述により、幹部と呼ばれる全ての人、即ち、共産党の機関、人民代表大会の機関、行政機関、政治協商会議の機関、裁判機関、検察機関、民主党派の機関の7機関の役職者と一般人員が公務員の中に含まれている¹⁴。つまり、以上の機関の役職者は全て幹部システムに属する人である。

上述した機関に属する人は「編制」により統一されている。諏訪（2004）は「編制」について詳しく検討した。中国では非公有制企業以外のほとんどの組織、即ち、以上の指摘した共産党の機関、人民代表大会の機関、行政機関、政治協商会議の機関、裁判機関、検察機関、民主党派の機関は全て「編制」の一種類としての「国家行政編制」に組み入れられたと指摘した¹⁵。上述した公務員法第二条が指した「公務員が『国家行政編制』に組み込まれる」ということはこの意味である。「編制」システムに属する人はランク付けを級別的にされている。「公務員法」第十八条では、中央から地方までそれぞれ国家級正副職、省部級正副職、庁局級正副職、県処級正副職、郷科級正副職があり、1～24級のそれぞれ級別がつけられた。以上の検討を踏まえ、2019年に共産党中央組織部に作成された「公務員、職級與管理方法」を参考にしながら、各組織・機関における級別的關係を表す以下の表を作成した。

表1 各組織・機関における級別的關係

級別	職務別	党委	人民代表大会	政府	政治協商會議	人民法院	檢察院
1～4級	国家級 (正副職)	中央 委員會	全国人民代表 大会	國務院	全国 政治協商會議	最高 人民法院	最高 人民檢察院
4～10級	省部級 (正副職)	省 委員會	省人民代表 大会	省政府	省政治協商會議	高級 人民法院	省級 人民檢察院
8～15級	庁局級 (正副職)	市 委員會	市人民代表 大会	市政府	市政治協商會議	中級 人民法院	市級 人民檢察院

12 「党政領導幹部選拔任用工作条例」(2019)、『党建研究』第4期、中央組織部党建研究所、2019年、3頁。

13 「中華人民共和國公務員法」、侯建良『公務員制度發展紀実』、中国人事出版社、2007年、261頁を参照。

14 白智立、前掲論文、150頁。

15 諏訪一幸、前掲論文、108頁。

12～ 20 級	県処級 (正副職)	県 委員会	県人民代表大会	县政府	県政治協商会議	基層 人民法院	県級 人民檢察院
16～ 24 級	郷科級 (正副職)						

(注)「公務員、職級與管理方法」、中華人民共和國中央人民政府 http://www.gov.cn/xinwen/2020-03/15/content_5491492.htm (2020 年 10 月 11 日アクセス)を参照。
(出所)筆者作成

表 1 の中で示した党組織の機関、行政機関、立法機関（人民代表大会）、司法機関（人民法院）は中国政治構造の主な部分である。「編制」により幹部は 1～24 の級別が細かくつけられ、統一的に管理されている。毛（2015）により「国家行政編制」は機関の組織編成だけではなく、立法・司法などを含む各種国家機関の組織・人員編成のことで、この「行政」という用語は、むしろ「管理」の機能を有することを意味する」ということを指摘した¹⁶。「編制」に組み入られている以上の機関に属する人達を本稿の研究対象とする。

以上幹部の所属機関及び機関の組織・人員の編制を考察した。先行研究では幹部の概念及び幹部制度について、大量な文献を駆使し静的な考察を行ったが、動的 연구すなわち幹部昇進という動的側面への研究は見当たらなかった。本稿は先行研究に踏まえて動的観点から幹部昇進のプロセスを明らかにしたい。

3、幹部の正規型昇進

まず幹部の昇進はどのような原則手続きに従い行われるかについて明確にしておく。次は主に「工作条例」を利用し具体的な手続きを明らかにする。その理由は、まず幹部昇進に関する参考にできる重要な公式的資料は「工作条例」と「公務員法」である。「工作条例」は党の決定文書であり、「公務員法」は国家の法律である。原則上、「工作条例」は党組織に属する幹部に適用し、「公務員法」は国家機関に属する公務員に適用するはずである。中国では党は国家より優位的であり、「工作条例」は「公務員法」を指導するものである。即ち「公務員法」は「工作条例」に基づき作成したものであり、党の意思を法律の形で定着する手段である¹⁷。また前述した幹部の範囲に属する全ての人は「工作条例」を遵守しなければならないのである。

現在、幹部に適用する 2019 年版の「工作条例」は 1995 年版の「党政領導幹部選拔任用工作暫行条例」（以下は「暫行条例」）に基づき三回改定され、2002 年版¹⁸、

16 毛桂榮、前掲論文、200 頁。

17 白智立、前掲論文、152 頁を参照。

18 2002 年から以前の「党政領導幹部選拔任用工作暫行条例」を「党政領導幹部選拔任用工作条例」に名前を変更した。

2014 年版、2019 年版を経て作り上げられたものである。最初は 1980 年代に鄧小平が主張した近代化改革を背景として、幹部選抜任用の制度化が提出された¹⁹。

改革を順調に進める組織的保障を構築するため、1986 年に「中共中央關於嚴格按照党的原則選拔任用幹部的通知」（以下は「通知」）が公布された。「通知」の中で幹部の選抜任用の手続きが指摘された。即ち第二部分では「党政機関領導幹部を選抜する手続きは、民主推薦により幅広く意見を聴取し候補者を立てること、組織人事部門の審査と党委の集団討論により決定された後、幹部管理権限に基づき上級レベルに報告すること、上級レベルの組織部門がその結果をより一層審査し、（同級）党委に提出する。党委の討論により指示を与えることである」と規定された²⁰。「通知」は鄧小平による「八・一八講話」第三部分に指摘された「鍵になる問題は幹部の選挙、任免、審査、弾劾、交代制度を健全化し、各レベル各種類の領導幹部の任期、及び離休（幹部の特別な退職）、退職に関する規定を適切に明確に作成することである²¹」といった発言に応じる初歩的な幹部管理制度の設計である。詳しい昇進に関する資格などの内容が書いていない。幹部昇進に関する資格や手続きをより詳しく規定するのは 1995 年に公布された「暫行条例」である。

（1）任用資格

幹部昇進には一定の資格が必要である。「暫行条例」第二章第七条に幹部昇進の条件に関する内容が書いてある。即ち「党政指導幹部を拔擢する場合、以下の資格を有すべきである。（一）県（処）レベルの指導ポストに昇進する場合、五年以上の業務経験と二年以上の基層の仕事経験を有すべき。（二）県（処）レベル以上の指導ポストに昇進する場合、一般的には昇進レベルの一つ下のレベルで二つ以上のポストをとめる経験を有すべき。（三）副県（処）レベル以上においての副の指導ポストから正の指導ポストに昇進する場合、一般的に二年以上の副のポストの業務経験を有すべき。下レベルの正のポストから上レベルの副のポストに昇進する場合、三年以上の下レベルの正のポストの業務経験を有すべき。（四）一般的大学専科（2～3 年制）以上の学歴を有すべき。そのうち、省部級の指導幹部は一般的大学（4 年制）以上の学歴を有すべき。（五）党校、行政学院ほかの教育機関での三ヵ月以上の訓練経験を有すべき…」とする。

この第二章の内容については、後で改定された 2002 年版、2014 年版と 2019 年版三つの「工作条例」を考察した上で、任用条件の部分はほぼ変わらなかったことが明らかになった。微かに変化したのは、学歴と党校訓練に関する四点目と五点目の部分

19 「党和国家領導制度的改革」、『炎黄春秋』第 8 期、2015 年、10 頁を参照。

20 「中共中央關於嚴格按照党的原則選拔任用幹部的通知」、復旦大学党委党校 <http://dangxiao.fudan.edu.cn/21/ff/c8738a74239/page.htm>（2020 年 10 月 12 日アクセス）を参照。

21 「党和国家領導制度的改革」、前掲雑誌、12 頁。

である²²。つまり、以上の昇進条件は現在までもほとんど適用されている。

(2) 昇進の手続き

幹部昇進には一定の手続きが必要である。「暫行条例」を含む四本の条例を考察することにより手続きを規定した部分の内容が少し異なっている。

「暫行条例」第三章から第六章までの内容を参考にすれば、「民主推薦」→「考察」→「醞釀」→「討論決定」という昇進の手続きが纏められた²³。「民主推薦」は昇進予備候補者を決める最初段階である。党委あるいは組織部門が昇進ポストや条件を公開し、推薦会や個別談話を行うプロセスを経て、組織部門がその情報をまとめ上級党委に報告するという形になる²⁴。「考察」は推薦された人達の中から候補者を決める段階である。方法は、組織部門が審査団（中国語で「考察組」）を編成し、現場調査、民意調査、面談などの方法で対象者を審査し、主要な推薦者と意見を交換するなどである。組織部門は審査団が得た審査結果を聴取し、同級党委に報告する²⁵。「醞釀」は上級党委に報告する前に「考察」により得た結果でよいのかを確認する段階である。党委内部の意見を聞き、また人民代表大会、政府、政治協商会議などの党委外部の各指導者の意見を聞く方法である²⁶。「討論決定」は党委が会議を開き、討論により昇進者を決める段階である。審査状況を報告し、会議に参加するメンバーに十分に討論させ、半数以上の指導者の同意を得て決める方法である²⁷。

2002年の「工作条例」では「討論決定」の一章の次に「任職」という一章が追加された。「任職」の章が規定する主な内容は、「討論決定」の後で、昇進が決められた人物の情報をある範囲内で公開することである²⁸。2002年の「工作条例」の実施より幹部昇進の手続きは「民主推薦」→「考察」→「醞釀」→「討論決定」→「任職」になった。

また第九章で「公開選抜和競争上崗」という原則は新しく追加された²⁹。具体的な方法は2004年に公布された「公開選抜党政領導幹部工作暫行規定」が規定した。まとめて言えば、まず組織部門は対象のポスト、募集者の資格と選抜方法を公示する。そして応募者がそれを申請し、資格審査が行われる。合格した人は試験段階に入る。試験成績の順位により審査段階に入られる人を決定する。審査段階で周りの幹部がどのように対象者を評価するかを測るための「民主測評」（民主的な評価）という書面

22 2002年の「党政領導幹部選拔任用工作条例」から、以前の省部級幹部に対する大学学歴を要求することから一レベル下がり庁局級幹部に対する大学学歴を要求ようになった（四点目）。また、以前の要求した党校などの訓練施設での三ヵ月の訓練に5年以内で完成するという期間条件をつけた（五点目）。

23 「党政領導幹部選拔任用工作暫行条例」（1995）、『党建研究』第7期、1998年、21—23頁。

24 同上、21—22頁。

25 同上、22—23頁。

26 同上、23頁。

27 同上、23—24頁。

28 「党政領導幹部選拔任用工作条例」（2002）、『党建研究』第8期、中央組織部党建研究所、2002年、32頁を参照。

29 同上、33頁を参照。

による評価を行い、具体的な評価基準により点数をつける。最後、党委は試験成績と審査成績を参考にし、討論により決定する³⁰。

条例の内容を更新する一つの目的は、幹部昇進に対して競争を強化することである。その背景については「共産党中央組織部は1990年代までと同様、情実人事や縁故主義が跋扈していることが1995年に開始した『暫行条例』の執行における主要な問題だと認めた。当時、『和諧社会（調和のとれた社会）』の建設を主張した胡錦濤政権は、競争という要素を幹部制度に導入することにより、公正な幹部選抜を実現することを図った」と高原（2018）が指摘している³¹。

2014年に改定された「工作条例」が規定する幹部昇進の手続きに関する部分の変更点について、最初の「民主推薦」の前に「動議」という手続きを追加した。また「醞釀」の一章を分散し、他の各章に入れた。「動議」は、前述した「民主推薦」の準備段階として認識されてもよい。具体的には、まず党委組織部門は選抜任用に関する意見をあげる。そして組織部門は意見をまとめ、指導グループの状況を分析した上で、選拔任用の職位、条件、範囲、方法などを初歩的に提案するというような内容である³²。ここからは幹部の昇進に関する手続きが「動議」→「民主推薦」→「考察」→「討論決定」→「任職」というプロセスになった。

2002年に新しく追加された「公開選拔和競争上崗」の一章は変更されなかったが、当該地区や部門に適切な人材がない場合に限定されるようになった³³。2014年の「工作条例」の内容に対する考察により中央指導部が競争型昇進を批判する態度が見られる。それは習近平指導部が権力基盤を強化するため、党組織に忠実な人を引き上げる必要があることが背景として考えられる。

2019年に改定された「工作条例」は、2014年の最初の「動議」の部分を「分析研判和動議」に名前を変更した。つまり、2019年最新の「工作条例」の発布により、幹部昇進の手続きは、「分析研判和動議」→「民主推薦」→「考察」→「討論決定」→「任職」というプロセスになった³⁴。「分析研判和動議」は前述した「動議」の内容とほぼ同様であるが、幹部の日常を前より細かく把握し全面的に深く分析する上で、推薦するということになった。更に推薦書類に責任者が署名しなければならないと規定した³⁵。

また2019年の条例の第五章第二十八条が規定する審査手続きの部分では、新しい一点（五点目）を追加した。即ち「審査対象者と面談し、その政治的立場、思想、価

30 「公開選拔党政領導幹部工作暫行規定」、中国井崗山紅色文化教育學院 <https://www.jgswlh.com/a/3274.html>（2020年10月12日アクセス）を参照。

31 高原明生、前掲論文、140頁。

32 「党政領導幹部選拔任用工作条例」（2014）、『人民日報』、2014年1月16日、16頁を参照。

33 高原明生、前掲論文、143頁。

34 「党政領導幹部選拔任用工作条例」（2019）、前掲雑誌、5—12頁を参照。

35 「党政領導幹部選拔任用工作条例」（2019）、前掲雑誌、5—6頁。

値観、考え方、適応能力、性格、心理などの状況および短所を把握し、より一層確かめ、審査対象者に対する判断を深める」と規定された³⁶。つまり、幹部昇進のプロセスの中で責任の明確化及び指導者による面談重視が示された。2014年の「工作条例」と同様に党組織の主導力を発揮することを求める同時に、政治的忠誠を最優先の審査基準にする必要性が強調された³⁷。その背景として、習近平指導部は幹部の選抜任用問題に対してより一層党組織の主導力を強化し、幹部の政治的忠誠を重視することが考えられる。2019年最新の「工作条例」は2014年の「工作条例」の強化版とみなしてもよいであろう。

以上の考察により、各時期の背景が異なるため、各時期における条例の中身が強調する部分と具体的な選抜方法は、若干的な変化が存在する。改革開放以降における幹部選抜任用の制度化の取り組みを始めとして、幹部昇進に関する資格と手続きを構築した。2000年代における競争型昇進の導入を経て、習近平政権までの党組織主導の強化及び政治的忠誠の重視という変化が見えるようになった。

一方、条例が三回改定されても、幹部の選抜任用プロセスの中で変化しなかった部分は「民主推薦」→「考察」→「討論決定」である。即ち「推薦→審査→議論」というプロセスを主な昇進手続きとして認識してもよい。更に注意すべきなのは、どの時期にも関わらず、各部分の手続きを推し進めるのは党委である。即ち、党委により高く評価される候補者を推薦する。続いて党委は審査団を編制し、候補者への審査を展開する。審査結果を得た後、党委の討論により決定する。最後は、上級党委に報告する。以上は幹部昇進の動的プロセスを明らかにした。つまり、党委が責任を持ち、党のため幹部を選抜するわけである。幹部は党的な特質があり、他の国の公務員とは異なるものであると言える。

おわりにかえて

以上は、正規型昇進としての任用資格と手続きを明らかにした。しかしながら、正規型昇進の枠組み以外で行われる非正規型昇進の現象も存在する。非正規型昇進について、後半の内容として別稿で検討する。

また、本稿は中心的に議論した対象は改革開放以降の幹部昇進問題である。1949年中華人民共和国成立から1978年にかけての改革開放以前の幹部選抜任用問題にあまり触れなかった。以前の選抜任用について、大学・専門学校卒業生を対象とした国家統一分配、退役軍人を対象とした組織的斡旋、一般社会からの計画的採用、現職幹部子弟からの採用といった複数の採用制度であり、試験などにより採用することがあまりになく恣意的な幹部人事管理制度であると諏訪（2004）により論じされた³⁸。

36 同上、9頁。

37 仇贊「我国領導幹部考察制度探析」、『党政幹部學刊』第10期、中共遼寧省委党校、2019年、47頁。

38 諏訪一幸、前掲論文、109－110頁。

毛沢東が1957年中共第八回三中全会で幹部選抜任用に関する「紅」と「專」の問題に言及した。「紅」は共產主義価値観という政治性を有すべき、「專」は専門的知識・技術を有すべきことである。文化大革命により多くの専門家が迫害されたことから見れば、改革開放以前における幹部選抜任用は「紅」が重視された時期である。統治を安定させるため、エリートを鎮圧する改革開放以前に対し、改革開放以降は、エリートを幹部として党内に吸収する段階である。それは鄧小平による生産性を重視する改革を始めとする。その以降は本稿が論じた内容である。結局、多くの専門エリートは吸収され、鄧小平が主張した「先富論」による先に裕福になった人達である。これらの人達は既に巨大な中産階級になり、共産党統治のベースを支えている。

中国政府における政策実施と情報システム について

垂直方向の情報伝達・フィードバックを中心に

王淇

はじめに

近年、電子政府あるいはデジタルガバメントの発展に伴って、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーンなど最新の技術は政策情報の歪みの弊害を克服する有力な手段として大きな期待が寄せられている。しかし一方で、政策失敗を生み出す重要な要因及び解決策として技術的な些事のみに着目したことは不十分で、その種の偶発的、一時的な要因への執着は構造的あるいは長期的な要因を看過しがちになり（西岡, 2017）、且つ最新の技術をそのまま導入することも従来の課題をうまく解決出来ないであろう。従って、政策実施の過程で情報の伝達・フィードバックによる「歪み」の発生に対して、メカニズム上の原因について分析することは不可欠であると考ええる。本稿では、電子政府に関する研究の領域で、G2G（政府対政府）の部分に着目し、中国の政府内部で中央一地方を貫徹する体系的な政策実施システムにおいて垂直方向の情報伝達・フィードバックのメカニズムを解明した上で、その現状を踏まえて技術的手段の位置付けまたは電子政府の発展の方向性について検討していく。

I 上意下達における政策の伝達・実施の現状

政策情報の歪みは中国で「情報の失真」とされ、政策の徹底を常に妨害し、それは政策の失敗に導く主な原因とも言える。「大躍進」運動は情報の歪みの代表的なものとしてよく指摘されている（景，2013，PP211-212）。その時期に、中国政府における情報のメカニズムはまだ完備されているとは言えず、地方政府は政策の実施者として、自分に不利な情報を隠していることができ、中央政府への篩い分けられた情報は政策決定者の誤った意思決定を招いた。周知のように、1958年から1961年までの間、中国が施行した農業と工業の大増産政策で、「15年以内にイギリスを追い越す」と宣言し、一層無理なノルマが課されるようになり、ノルマを達成できなかった現場指導者たちは水増しした成果を報告したことが散見された。

具体的に、ある地区で農作物の生産量が増大したと宣伝された場合、隣接地区の幹部も対抗するため、生産量が増大した虚偽報告をせざるを得ず、中央への申告と実際の生産量とのギャップは年々広がる一方であった。そして中央政府は、地方から報告された生産量を前提に、輸出などに回す穀物の供出を地方政府に命じた。その報告を受け取った毛沢東と中央政府は実態の把握が出来ず、更なる増産を命令するという悪循環に陥っていったのである。その結果、今日比較的明確な歴史的評価による「高すぎる指標、デタラメな指揮、大ぼら吹き、風、『共産化の風』を主な特徴とする左よりの誤りが大いにはん濫し」、「国家と人民は大きな損害を蒙った」と述べている（国分，1982，P540）。

改革開放の前には、経済状況に関する政府の重要な情報源である統計も、正確な経済指標の情報を提供することが出来ず、これまでも、多くの地方政府が発表したGDP統計は中央政府（国家統計局）のそれと合致せず、地方政府の合計値は名目および実質ベースで国家統計局の発表値を大幅に上回っていた（三浦，2013，P29）。「大躍進」は「情報の歪み」や政府内情報伝達システムの不全による政策の失敗の代表例として、中華人民共和国建国から大躍進に至る時代の情報システムの問題を露呈したが、改革開放後、中国における政策実施の過程で、「政令不出中南海」（行政命令は地方に届かない）や「層層加碼」（ノルマの上乗せ）や「一刀切」（一遍に処理する）という様々な問題点は依然としてよく指摘されている。それは特殊な時代固有のごくまれなことではなく、中国共産党支配体制で通時的に共通する問題であると考えられ、以下取り上げていく。

1.1 五層行政体制において長い「情報伝受のチェーン」

中国の地方の行政区画は、張（2007）による、1級行政区は32と、数が過少であり、規模が過大だと認識され、2級行政区としては、300余りの「地級市」、「地区」という地方政府が設けられている。そして3級行政区には、3000近くの県と県級市が含まれ、その下にはいくつかの4級行政区としての郷や鎮が分けられている。すなわち、中国の地方行政体制は事実上「省—地区—県—郷鎮」という4層制（Four

Tier System) に変わり、中央政府を加えると、中国の行政体制は「中央—省—地区—県—郷鎮」という 5 層制の形になる。このような独特な 5 段階政府の設置は、情報伝達のメカニズムをさらに複雑化させ、長い命令とコントロールのチェーンを構成している (Montinola et al, 1995)。

政策執行の過程において、中央政府が定めた公共政策は命令として上から下へ伝達され、それをアナログ信号伝送システムに例えると、「情報の発信—伝送—受信」という過程で、アナログ情報をそのままの形で伝受するときは、必ず伝送信号の変質という問題が発生する。一般に、信号は伝送距離が長くなるに従って小さくなり、「減衰」ということが発生しやすいし、伝送系内部で発生するノイズと外部から侵入するノイズは積み重なる性質があるので、一つ一つのノイズは小さくても、伝送が長くなるに従ってノイズが信号の形に及ぼす影響は大きくなる。毛・周 (2011) は政策を実施する過程において、「情報の発信—コーディング (符号化) —伝達 (ノイズの汚染) —デコード (再変換) —受信」というデジタル処理のモデルを取り上げ、情報伝受の結果として、不可避なノイズの汚染を受け、コーディング、デコードの過程で、各レベルの機関・実施者はその政策に対する認知、理解が異なり、そして情報に対する読み誤りや再加工し、情報の歪みを招きやすいと述べた。要するに、情報が経由する階層が多いほど、それをノイズの汚染と歪みで受ける可能性が高くなり、情報伝達の過程で「中間梗塞」と「信号減衰」現象が現れやすく、本来のより有効な情報伝達ルートが閉塞し、情報伝達の効率を下げ、その真実性も低下される (毛・周, 2011, P69)。従って、アナログ処理モデルにせよ、デジタル処理モデルにせよ、伝達の距離が長い場合、「ノイズ」の影響を受けて信号に歪みが出るのは共通問題である。政策過程の場合では、長いすぎ伝達のチェーンはある程度で情報の歪みを招き、そして政策の実施に影響を及ぼしているであろう。

その一方、行政の 5 層制がある中国における中間レベルに位置する地方政府は政策を伝達・実施の過程でいくつかの取り組みがあり、その問題点について以下で取り上げていく。

1.2 政策実施において文書の「旅行」

中国における政策の実施はトップダウンの体制であり、国務院または中央レベルの各部門が設けた法規命令や行政規則を「規範性分件」¹として下位政府に下し、そして各レベルの地方政府は異なる役割や位置付けによって、その行政文書を依拠して政策を実施している。しかし、この実施の過程において、一つの奇妙な現象が現れている。中央政府は最初政策実施の拠点を市・県政府と確定したが、政策実施の主な行動として、行政文書がまず市・県政府ではなく省レベルの政府に下され、そして省レベルの政府から市、県、郷・鎮までそのまま又は少しの調整を経て新たな行政文書として更

1 「紅頭文件」という規範性分件 (行政文書) の詳細は洪 (2016) に参照。

なる下位に転送されている。上位政府からの権威的圧力、同級レベルの政府からの競争的圧力の影響で、各地方政府が作成した行政文書の内容はほぼ同じ趨勢をたどる（馬・高，2019，P11）。

一方、県レベルの政府は本来、職能部門がすべて整っている最下位政府の階層にあり、すなわち、県レベルの政府は一つの完全な政府として、完全な政治システムを有し、党委員会、政府、人民代表大会、政治協商会議を含む。郷・鎮レベルの政府と政権の組織構造は不完全で、政策の執行能力、特に専門性の事務の執行能力はより低い。村、居委会、社区に至っては自治機構に属し、郷鎮政府と県政府の各部門に協力し、あるいは補助機関として政策を実施する。そのため、多くの政策の実施において、最末端の行政主体は県レベルの政府とその構成部門であるべき、つまり、政策文書の「運動」は県政府まで止まるべきである。しかし、いくつかの県レベルの政府が政策文書を郷鎮政府に転送し、そして郷・鎮レベルの政府はそれを行政と技術能力が不備の村、街道、居委会などの自治機構に転送することがよく見られる（李，2012，P71）。李（2012）はこのような現象を「政策の空伝」とし、具体的に、政策実施者が次の3つの方法で上位政策を処理することを指す：

- ①政策は行政文書の形で各レベルの政府による転送され、下位政府に流れるにつれて中央の権威及び行政命令の効力が弱くなり、これが上述のアナログ処理モデルで信号の「減衰」と似ている。
- ②政策実施者はただ電子政務の方式を通じて政策のテキストをダウンロードし、そして引き続き政策のテキストを転送あるいはそれを複製し、政策の任務を自身の実際に合致する新しい目標に転化していない。
- ③政策実施機関は行政文書を「再生産」したにもかかわらず、具体的な行動を取らないため、政策目標が実現しない。

このような過程は異なる部門間で「文書の旅行」において、前述のアナログ処理モデルによれば、政策の情報をそのまま最下位の行政機関に伝達し、文書と会議で政策を実施するという文山会海の取り組みは情報の歪みと言えないが、結果として政策の目標を達成しにくく、むしろ公共政策の徹底を妨害するであろう。

1.3 圧力体制下におけるノルマの上乗せと選択的实施

中国の官僚制においては、同様に、ピラミッド型の段階的組織構造があり、権力は上に集中されている。地方政府がトップダウンの圧力型体制の下にあり、上位政府からの指令を遂行し、責任を負っている。そこで、直属の上位政府からの監督と情報収集は絶えず強化され、かつ官僚に対する考察、拔擢、去就又は待遇は直属の上位政府により決定されるため、中央政府が下した指令と比べて、前者からの制約・コントロールはより有効である。

このような行政体制の中で、各レベルの政府は明らかな同一構造を持ち、類似な業績考課制度に直面し、そして同様な業績目標を追求しながら行動する（周，2005，

PP138-139)。

その一方、中央政府が委託者として策定した政策はノルマを設置しても、しばしば指導的、総括的であり、下位政府がその政策を分析して実施する又は改めてノルマを設置した上で下位政府に任務を分担させる。トップダウンの政策執行監督システムの下で、上位政府は業績考課、目標責任制、巡視、督弁、運動性管理、特定プロジェクトの整備などを通じて監督力を強化し、下位政府に絶えず圧力をかけ、下請けの形でその政策目標を実現する。その過程で、上位部門はできるだけ下位の仕事の任務を数値化して、数値化しにくい指標も強制的に数字の目標とされている（景，2013，P211）。しかし、下位政府は既存予算以内では上位政府のノルマを完成することができない場合が多く、引き続き下に割り当てねばならない。そこで、上位政府は下位官僚と同様の考課体制でインセンティブのメカニズムに駆り立てられ、ノルマを完成するため、下位政府の割り当ての行為を黙認又は励まし、利益の共同体を形成する。そして「上は政策あり、下に対策あり」という状況が形成され、両方とも中央政府からの政策を選択的に実施している。結果的に、政策実施の過程で共謀により「共振」の現象が常に現れている：上位部門は絶えずノルマを設置し、下部政府は絶えず各種の業績を報告してそれに迎合し、上下各級の業績を追求する行為は互いに強化されている（周，2005，PP138-139）。

なお、このような「圧力体制」の下で、下位政府は受動的に乗せられたノルマを受ける一方、自ら自発的に業績目標を更に高めに設定し、実績においても地方の公表する成長率の殆どが国全体の成長率を凌駕する事態が発生している。この現象は中国幹部昇進のメカニズムにおいてトーナメント型競争と関連し、80年代から中国の経済成長の原因に対する一つの解釈として認識されている。周（2007）によれば、1980年代に始まった地方政府がGDPの成長をめぐる「昇進トーナメント」モデルは、政府のインセンティブと経済成長を理解する重要な手がかりの一つである。改革開放後中国の分権改革により、地方政府の経済的・政治的権限が中央政府からシフトされ、急速に拡大することとなった。このときの政治業績の考課基準は、計画経済の影響を残し、当該地域のGDP成長率・生産額の伸び・税収の増などが重視されている（田中，2006，P21）。各地方政府の幹部は自らのGDP成長率を更に追求し、同級政府との競争が激化され、省級から市級まで上から下へと次第にエスカレートしている。このようなトーナメントは中央以下の任意の地方政府の間で発生し、中国の「塊塊」行政管理体制下で各レベルの政府は同一構造があるため、普遍的に推進されている。例えば、省レベルの幹部の間でGDPをベースとしてトーナメントを行うと、彼らはより高いGDPの成長を達成しなければならない。そのため、管内の市レベルの政府では改めてGDPのトーナメントを行う。そして市は県までに次第進めていくことになる。各レベルの地方政府の幹部は絶えず拡大されている昇進トーナメントのインセンティブの下で、立身出世のために努力している。従って、中央政府が経済成長の目標

を発表すると、下位政府が先を争ってより高い成長指標を設定し、行政レベルが低い地方幹部ほど更に高い目標を設定している（周，2007，P41）。

確かに、このような経済成長を土台にした昇進のインセンティブは、地域経済の活性化に非常に重要な役割を果たしているが、その弊害もますます明らかとなっている。例えば、地方政府の幹部は政策を実施する過程で、数値化されやすい短期的な目標に注目し、自らの任期で達成できる業績が可視的なプロジェクトを選択し、優先的に行う。その結果、数値化されにくい、GDP など以外の国民のニーズに応じた長期的なプロジェクトが無視されている。

上記のように、中国における政策実施の過程で、各地方政府が受動的・自発的ノルマの上乗せに直面し、そして選択的に政策を遂行している。この現象から前述の情報伝達のモデルを踏まえて見ると、デジタル処理と似ているであろう。すなわち、中央政府からの政策は情報として、コーディングとデコードの形で繰り返して数値化（デジタル化）され、各地方政府に順次に伝達されている。注目に値するのは、本来の政策の内容が数値化されている過程で、その「信号」はますます拡大され、数値化されにくい部分も遮蔽されている。結果的に、政策の伝達はある程度での「歪み」が発生し、政策実施においても、その効果は理想的だと言えないであろう。

II フィードバックによる地方政府の上位政府に対する情報優位性

連邦国家であれ、単一国家であれ、官僚制に基づいて構成された組織構造であれば、下位者は上位者に比べて情報の優位性を持っている。独特な5層制を有している中国では、情報伝達のメカニズムは更に複雑であり、情報の伝達はまず体制内の伝達に依存されている（景，2013，PP199-212）。すなわち、メディア、民衆など外部の情報メカニズムは制限され、体制内の情報伝達に対する効果的な監督や補足を構成することは困難であり、政策立案者と実施者の具体的な政策行為に対して有効な事前予測、事後観察もできない（劉，2011，P53）。上位政府に対して、地方政府が持っている情報の優位性は、中国の古くから「属地化」管理（庶民のすべての事柄はそれが属するレベルの行政管理層により支配と管理される）の体制と関わっている。その最も重要な特徴においては、庶民の日常事務（例えば戸籍登録、納税、訴訟、災害救済）は所在地の地方政府や行政組織と関わり、直接に管轄されている、結果的に、地方政府だけが管内の住民に関する情報を十分に把握し、情報の属地化に繋がる。これは、中国における情報の収集と報告が長期的に「上へ順次に伝達する」モデルが採択されているゆえんでもある（周，2017，P78）。

その一方、中央レベルの各部門間の連絡は緊密であるが、多くの地方政府との連絡はより弱く、中央と地方の間に有効な情報共有或いはリアルタイム疎通が形成されていない（曾・戴，2020，P108）。党指導者層は政策実施の効果に対する把握できる情報源も限られている、正式的報告書や統計局のデータ以外、主に『内部参考』など非

公開の機関紙の調査内容により判断処理を行っている。

表3：中國國內部分内参

序號	部門及出版單位	内参名稱	序號	部門及出版單位	内参名稱
1	中央調查部	《調查通報》	9	人民日報	《群眾來信摘編》
2	中央宣傳部	《宣教動態》			《情況彙編》
3	國家計劃委員會	《計劃工作簡報》			《情況彙編特刊》
4	外交部	《國際時事資料》	10	光明日報	《情況反映》
		《新情況》	11	中國青年報	《青年來信摘編》
5	財政部辦公廳	《信訪摘報》	12	國務院信訪室	《人民來信摘報》
6	教育部辦公廳	《人民來信來訪簡報》	13	中央辦公廳	《來信摘要》
7	新華社	《國內動態清樣附頁》			《情況簡報》
		《國內動態清樣》	14	中央軍委辦公 廳信訪處	《信訪摘報》
		國際《參考清樣》			
		《內部參考》	15	解放軍總政治部	《工作通訊》
		《内參選編》	16	中央統戰部	《内参》
8	中央黨校	《思想理論内参》	17	中央紀委	《信訪簡報》

図1 情報源としての機関紙²

このような状況において、各地方政府は中央政府及び上位政府との間で、情報の非対称性がしばしば存在し、その問題を解決するために、主な手段として上位政府から下位政府への監督や業績評価に頼っている。前節で述べたように、圧力体制と政府間トーナメント型競争により各地方政府がより数値化されやすい、短期の利益に応じる政策あるいは「政績工程」（政業績プロジェクト）や「形象工程」（イメージ作りのプロジェクト）を選択して実施する傾向がある。自らの業績を上に見られやすいことが情報の非対称性を克服する手段としては未可厚非であるが、しかしこの過程で、各地方政府の官僚は縦横両方の圧力の下でより高いノルマを達成しなければならないため、結果として虚偽・水増し報告を上に出す可能性が高くなっている。また、下位政府に問題が発生した場合は、フィードバックより、むしろ上位政府と下位政府の「共謀」で、自発又は直属の上位部門が問題の隠蔽・問題を隠すと要求し、より上位の部門からの検査に対応することで、これも政策執行の難病となっている（景，2013，P213）。次に、近年中国における貧困削減政策の実施を取り上げ、そこで現れている問題点を踏まえて検討して行く。

2 出典：「解码神秘中宣部如何運作」<https://duoweicn.dwnnews.com/zh/CW-2018%E5%B9%B4037%E6%9C%9F/10006765.html>

2015 年末に、習近平政権は、小康社会の全面的実現を 2020 年までに達成することと農村の貧困問題を解消することを強く提唱し、そして「精準扶貧」（より確実に貧困対象を識別・確定し、その実情によりニーズに応じて扶助する）という政策を打ち出した。この政策の実施については、ピラミッド型の体制が維持される上、「中央統籌、省負総責、市県抓落实」（中央政府が全体を統括し、省政府が全責任を負い、市・県政府が政策の実施を着実に実施すること）という新たな実施体制が形成され、扶貧開発の成果を積極的に各級幹部の人事考課（昇進や左遷）に取り入れている。そこで、県級行政機関がその施策効果に決定的な役割を果たすこととなった（陳，2018，P37）。貧困者に関する情報が十分に把握できるために、2014 年 4 月に国务院扶貧開発弁公室は「扶貧開発における貧困世帯登録カード作成方案」（「扶貧開発建檔立卡工作方案」）を公表し、各地域に貧困世帯の情報を収集し、世帯ごとの登録カードを作るようと要求した（羅，2019，P106）。そして「精準扶貧」という貧困者ターゲティングの政策におき、実際の貧困者・貧困世帯に対する識別・確定することが最も重要であり、農民の自己申請だけではなく、従来からの村内権威機構（両会と権限責任者を含む）の審査決定及び駐村扶貧支援活動隊の調査と鎮政府・県扶貧弁の審査段階が付されている。多くの幹部は貧困村の駐村支援活動隊、第一書記として貧困村に派遣され、識別・確定の作業に参加し、農戸の貧困脱却に責任を負うが、実際には農村を理解せず、農村活動に名目だけ参加する形式主義が普遍的であった（小松，2018，P7）。

扶貧支援政策を実施の過程において、多くの研究はプリンシパル＝エージェント理論を取り上げ、代理者としての駐村幹部の様々な行動傾向を分析している。具体的に、これらの駐村幹部は限られた考課時間と当村の事情に不十分な認識で、全面的調査しなかったまま村の幹部が収集した申請書により、ただ申請者の収入状況に基づいて貧困の事実を確認することしかできない。作成した登録カードとそれぞれのデータは、その信頼性を確保できず、統計と推定したものとしてただ考課のために提出され、その後データと資料文書はそのまま封印されて次の検査に備えている（王，2016，P140）。胡・李（2020）により、上下情報の非対称問題を解決する手段として、登録カードのほかに、委託者としての上位部門は「痕跡管理」により様々な台帳、統計表などの提出も要求している。駐村幹部らは各種の企画書、総括報告書、問題明細書などの資料と検証用の写真、テキストを準備しなければならない。資料の準備は駐村幹部による多くの精力と時間を必要としたため、貧困者に対する十分な調査の時間は非常に限られている。また、自己利益のために、駐村幹部はしばしば形式主義の策略の下で消極的、選択的、偽りの政策実施を行っている。2019 年 10 月末までに、中央紀律委員会国家監委のホームページによると、扶貧分野の形式主義、官僚主義の典型的案例 377 件が公表され、650 人が党紀律委員会から処分を受けた（胡・李，2020，P58）。

本来、大量の駐村幹部を派遣する目的は貧困者の情報を十分に収集した上で扶貧政

策を徹底することであり、そして収集されたデータが次の政策設定に役割を果たすべきであろう。しかし、より厳しい、より数値的業績を強調する考課制度で水増しや虚偽の数字が得られやすく、結果としていわゆる「数字脱贫」・「虚偽脱贫」³を招いた。

以上のような状況において、前述の情報伝達の「デジタル処理」モデルに取り入れて見れば、数値化された政策実施の情報は基層の幹部から上へ順次にフィードバックの過程で、最初のコーディングで一部の情報は既に失われ、伝達された「デジタル」が実情に依拠していないと言えるであろう。また、水増し・虚偽の情報は上達された過程で、トーナメント型競争の影響でその業績は「信号」としてますます拡大する傾向もある。結果的に、政策立案者・決定者の適切な判断を妨害し、政策の悪循環を招く可能性が高いであると考えられる。

終わりに

本稿では主に通信システム分野のアナログ処理とデジタル処理をモデルとし、中国における政策情報の伝達及び実施の過程でいくつかの問題点について検討した。アナログ処理の場合で、政策は行政文書の形で上から最下位までそのまま転送し、基層の行政機関・幹部に大きな負担をかけ、政策の徹底を妨害している。一方、デジタル処理の場合では、コーディングとデコードの繰り返しを経て、数値化されにくい部分が失われ、縦横からの圧力下で「信号」としての業績目標はより高めに設定され、結果的に政策に対する選択的实施などの問題を招いている。フィードバックによる情報の伝達もデジタル処理と相似であり、数値化された「信号」だけを上に拡大して伝達し、上下政府間情報の非対称の問題をうまく解決していない。また、その情報はただ発信者と受信者の間で一方的に伝達され、両方のリアルタイムの共有も不十分である。以上の問題によって、政策実施の過程で上下政府の情報上の非対称性が形成され、結局政策の失敗を招く恐れがあると考えられる。

冒頭で述べたように、近年電子政府の推進に伴い、以上の問題に対してビッグデータやブロックチェーンという最新技術の役割は常に提示されているが、単に技術を導入することは「デジタル処理」の弊害と同様であり、人的又は制度上の要素を見落としやすいであろう。中国における政策伝達の「歪み」など問題を是正するために、情報システムのメカニズムの実状に即した対策を講じなければならない。例えば、長い行政のチェーンに対するフラット化、いわゆる「省管県」改革の試み（張，2007）。リアルタイムで情報の交換・共有及び外部第三者機関による監督・考課のメカニズムについて（童・施，2020）（曾・戴，2020）、電子政府の発展方向を「官僚制＋情報技術」から「ガバナンス＋情報技術」へ、「投入主導」から「改革主導」へシフトすること（王，2020）など。従って、最新のICT技術がただ道具であり従来の問題を改善す

3 「要让虚假扶贫者吃苦头」，《中国青年报》2015-09-10。

る手段というより、むしろこれまで行政の取り組みをメカニズムの再構築に考え方を大転換する必要があるだろう。

本稿は政府内情報システムに対する研究の一部となり、単なる中国における政策実施の過程で垂直方向の情報システムについて検討した。中国における公共政策実施の過程は政治と行政両方の過程であり、そこで垂直方向の異なるレベルの政府間関係及び水平方向の同級政府間関係は同時に存在している。従って、中国における政府内の情報の非対称性について、「条塊関係」の下で縦割り行政及び同級政府部門間情報共有のメカニズムを解明する必要がある、これからの着目点として研究を進めていきたいと考えている。

参考文献

- 洪驥．「中国の都市部における地方立法の制度と現実：2015 年立法法の改正を契機に」．『早稲田法学会誌』，2016, 66(2): 217-266.
- 国分良成．「中国大躍進運動の形成過程」，『法学研究』，1982, 55(5): p539-564.
- 小松出．「全面的小康社会への扶貧政策」．『桜美林論考』．桜美林エコノミックス，2018 (9): 1-14.
- 田中修．「中国第 11 次 5 ヶ年計画の研究：第 10 次 5 ヶ年計画との対比において」[M]. 内閣府経済社会総合研究所，2006.
- 陳艷．「中国農村部における貧困削減の政策と実態に関する研究」[D]. 同志社大学，2018.
- 張忠任．「中国における地方行政改革と地方自治の進展と意義」，『北東アジア研究』，2007, 13: 1-16.
- 西岡晋．「政策実施過程の構造的文脈—NPM 型行政改革と政策失敗の因果的連鎖—」，『公共政策研究』，2017, 17: 26-39.
- 三浦有史．「中国の地方 GDP 統計の信頼性」，『環太平洋ビジネス情報』，2013 (48): 27-49.
- 羅歡鎮．「転換期中国における貧困識別と貧困者ターゲティング」．『東京経大会誌』，2019 (303): 97-111.
- 蔡益群，曾淑華．「道德治理：中国政府治理的結構性趨勢及其双重影響」，『江西師範大學學報：哲学社会科学版』，2014, 47(02): 18-23.
- 何哲．「新信息時代中央地方職能与縱向治理結構变革趨勢探析」，『電子政務』，2019 (12): 35-43.
- 胡建森，高知鳴．「我国政府信息共享的現狀、困境和出路，以行政法学為視角」，『浙江大學學報（人文社会科学版）』，2012, 42(2): 121-130.
- 胡平，李兆友．「基層嵌入式扶貧的形式主義困境与精準治理——基於 20 起扶貧領域形式主義典型案例的分析」．『东北大學學報（社会科学版）』，2020, 22(05): 56-64.

- 景躍進.『当代中国政府与政治』,中国人民大学出版社,2013.
- 李瑞昌.「中国公共政策实施中的“政策空传”现象研究」,『公共行政评论』,2012(3):5.
- 李宜钊,徐艳晴.「精準扶貧中信息失準的發生機理——基于問題的複雜性与技術治理效用邊界的解讀」,『中国行政管理』,2019(11):19-24.
- 劉雪明,潘志軍.「公共政策的傳播機制」,『南通大学学报(社会科学版)』,2011,27(2):136-140.
- 劉志鵬.「公共政策過程中的信息不对称及其治理」,『城市问题』,2011, No.187(2):75-79, 95.
- 馬奔,高涵.「組織學視角下政策文本流變的趨同現象研究,基於輿情回應政策文本分析」.『電子政務』,2019, No.204(12):2-13.
- 毛勁歌,周瑩.「信息失真对公共政策执行的影響及其对策分析」,『中国行政管理』,2011, No.312(6):68-71.
- 童佩珊,施生旭.「中国精準扶貧建設歷程:路径,模式与趨勢」,『電子政務』,2020(4):6.
- 王維穎.「地方政府部門間信息資源共享模式及推進機制研究」,華東政法大學,2012.
- 王翔.「我国電子政務的内卷化:内涵,成因及其超越」,『電子政務』,2020(6):63-72.
- 王雨磊.「数字下鄉:农村精準扶貧中的技術治理」,『社会学研究』,2016,31(06):119-142+244.
- 曾倬穎,戴佳.「轉基因議題傳播中政府治理的条塊分割:基于政府网站语义網絡的研究」.『電子政務』,2020(07):99-110.
- 翟紀超.「基於信息不对称的政策执行互動分析」,『管理学刊』,2010,23(4):46-48.
- 張紧跟.「当代中国地方政府間关系:研究与反思」,『武汉大学学报(哲学社会科学版)』,2009,62(04):508-514.
- 周黎安.「中国地方官員的晋昇錦標賽模式研究」,『經濟研究』,2007(07):36-50.
- 周黎安.『轉型中的地方政府:官員激勵与治理』[M].格致出版社[等],2017.
- 周雪光.「逆向軟預算約束,一個政府行為的組織分析」,『中国社会科学』,2005(2):132-143,207.
- Montinola, Gabriella, Yingyi Qian, and Barry R. Weingast. “Federalism, Chinese style: the political basis for economic success in China.” *World politics* (1995): 50-81.
- O’brien, Kevin J., and Lianjiang Li. “Selective policy implementation in rural China.” *Critical Readings on the Communist Party of China* (4 Vols. Set). Brill, 2017. 437-460.

新型コロナウイルス感染症とマインドフルネスに関する一考察

王佳杰

全体の要約

本稿では、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより生じた人々の精神的問題等への対処策として、マインドフルネスがどのように活用されうるか、その可能性に関連した情報について整理し報告することを目的とした。新型コロナウイルス感染症に対しては、まずその治療が重要であるが、それによって生じた精神的問題への対処策も欠かせない。このメンタルヘルス対策では、感染者だけでなく、非感染者や医療従事者たちも対象としなければならない。そのような状況の中で、比較的容易に導入することができ、個人で実践できるマインドフルネスはかなり有効な対処策であると思われる。先行研究の精査と整理により、マインドフルネスには、抑うつや怒りの反すう傾向の低減やストレス解消などの精神的な効果があると共に、免疫力の強化という身体的な効果も得られることが明らかになった。マインドフルネス実践は、筋トレと同様に個人で容易に始めることができる。またもしそれを継続して続けることができれば、誰でもマインドフルネスな状態になりうる。さらに、その実践によりストレス耐性力や免疫力を高めることができれば、コロナ禍における日々の生活の質を向上させることも可能である。したがって、この新型コロナウイルス感染症の拡散の時期だけでなく「With コロナ時代」や「ポストコロナ時代」という時代において、マインドフルネスはメンタルヘルスの重要な一手段となりうる。新型コロナウイルス感染症と共存していかざるをえない時代においては、その検査方法、治療薬あるいはワクチン等の研究開発に加えて、コロナ禍におけるマインドフルネスの活用方法に関する研究もより進めるべきである。

はじめに

2019年12月26日に中国の武漢で初めて確定診断された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は全世界で拡散し続けている1、2）。各国はCOVID-19への対策を実行し、例えばロックダウンは世界の各地で主要な手段として運用されてきた。ロックダウンにはある程度の感染症の拡散を抑えるという効果があることが明らかになった一方で、この対策によって人々にはストレス、焦燥や不安などの別の精神的問題が生じることも明らかになってきた3）。このような精神的問題は、感染者だけでなく、非感染者の日常生活や、医療従事者たちにも生じている。また、今回は世界的なパンデミックのため、人種間での不信感、スティグマや偏見などの倫理的問題も生じている。したがって、COVID-19への対処においては、感染症自体の予防や治療だけでなく、メンタルヘルスも含める必要がある。また、このメンタルヘルス対策では、感染者だけでなく、非感染者や医療従事者たちも対象としなければならない。

メンタルヘルスの方法としては、専門家によるカウンセリング等の心理的な治療法が一般的に認知されている。しかし、精神科医や臨床心理士等の専門家がいない場合、これらの治療はあまり望めない。そのような状況の中で、比較的容易に導入することができ、個人でも実践できるマインドフルネスはかなり有効な対処策であると思われる。

そこで本稿では、マインドフルネスが新型コロナウイルス感染症への対処策としてどのように活用されうるか、その可能性に関連した情報について整理し報告する。

Ⅰ マインドフルネスとは

1. マインドフルネスの定義4～7)

近年、仏教を起源とした科学的な瞑想方法である「マインドフルネス」に関する研究が注目されている。マインドフルネスの定義については多々あるが、先行文献によると、マインドフルネスの特性は主に二つある。一つは今生じている思考、感覚、体感と周辺環境に注意を向けることで、もう一つはそれらの注意を静寂に受容することである。つまり、「今どこにいるかあるいは何をしているかに気づくと同時に、それらを判断しないようにすること」がマインドフルネスであると言える。より具体的に言うならば、何かに対して怒っている時に、まず自分が怒っているという感情に気づき、さらにその怒っているという感情について「良いことである」あるいは「悪いことである」といった判断をせずにその怒っているという事実のみを観察しありのままに受け入れることである。マインドフルネスはそのような「心の状態」であり、その状態になることやそのための実践はマインドフルネス実践と呼ばれるが、近年ではその実践自体もマインドフルネスと呼ばれている。また、マインドフルネスを意識して、マインドフルな状態になるために行うあらゆる行為（例えば日常生活における手洗いなど）はすべてマインドフルネス実践になりうる。これら日常生活行為についてマイ

ンドフルネスを意識して行う実践はインフォーマルなマインドフルネス実践とされ、一方で瞑想や心理療法を一定期間実施するプログラムはフォーマルなマインドフルネス実践とされている。

本稿では、マインドフルネスを「今ここに気づき、ありのままを受け入れること」とシンプルに定義することにする。

2. マインドフルネスの効果について

現在、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響で、ストレスが蓄積したり、怒りやすさなどのネガティブな精神状態に陥りやすくなったりしている。ロックダウンの中では、一般的なストレスの解消法、例えば友達との会話やスポーツトレーニングなどを活用することが難しくなる。まずこの困難な時期での新しいストレス解消法のひとつとして、マインドフルネスは活用できる。

マインドフルネスの効果に関する報告としては、例えば大学生を対象として、2週間坐禅訓練した結果、抑うつ傾向と否定的考え込みが改善されたというものがある。ちなみに、これらの効果は訓練期間が終わった6か月後においても維持されていた8)。

別の報告によると、マインドフルネス瞑想を通して、怒りの反すう傾向が低減される可能性が示唆されている9)。

その他にも、マインドフルネス瞑想訓練を介入して、がん患者の生活の質（Quality Of Life, QOL）の向上、健康的な人々の不安や否定的感情の低下、ストレス低減などの効果があると確認されている10、11)。

マインドフルネス瞑想を訓練した後、抑うつの抑制、怒りの反すう傾向の低減やストレス解消などの精神的な効果があるだけではなく、マインドフルネス瞑想が習慣的になると、人の免疫システムにも効果がある。「マインドフルネスに基づくストレス低減プログラム」(Mindfulness-based stress reduction program, MBSR)を行った人はワクチンの投与に対する抗体の量が4週目から8週目にかけて増大することが確認された11、12)。ウイルス感染症予防には人間の免疫力が重要である。マインドフルネス瞑想の力を借りることにより、コロナ禍においても心身の強化が実現可能であると思われる。

3. マインドフルネスの実践方法の種類と内容

マインドフルネスに関する心理療法の治療プログラムは、主に6種類あると言われている。マインドフルネスストレス低減法（MBSR）、マインドフルネス認知療法（MBCT）、弁証法的行動療法（DBT）、アクセプタンス & コミットメント・セラピー（ACT）、Mode deactivation therapy（MDT）と森田療法である。この中で、頻繁的に実践されている手法はMBSRとMBCTである。（表-1）

1) マインドフルネスストレス低減法 (MBSR)

マインドフルネスストレス低減法 (Mindfulness-based stress reduction program, MBSR) は自分の身体と意識をうまく使用し、ストレス、痛みと心臓病や線維筋痛症などによる問題に対処するために開発された。この方法は 1970 年代に、生物学者であり心理学者であるジョン・カバット・ジンによって導入された 13)。

MBSR の具体的なやり方としては、①レーズンエクササイズ、②呼吸法、③静座瞑想法、④ボディスキャン、⑤ヨーガ瞑想法、⑥歩行瞑想法、⑦日常瞑想訓練がある 14)。

2) マインドフルネス認知療法 (MBCT)

マインドフルネス認知療法 (Mindfulness-Based Cognitive Therapy, MBCT) はうつ病を予防するために、1991 年に開発された。Z・V・シーガル、J・M・G・ウィリアムズ、J・D・ティーズデールらが、MBSR の技法と認知療法の技法を組み合わせで開発した 15、16)。

MBCT 方法は、①自動操縦状態に気づく、②「することモード」から「あることモード」への切り替える、③呼吸に集中する、④現在にとどまる、⑤そのままにいる、⑥思考は事実ではないと認識する、⑦自分を大切にする、⑧これからに活かすがある 14)。

MBSR と MBCT とは元々の対象と目的は違ったが、研究が進むにつれて、がん、心血管疾患、慢性疼痛、うつ病、不安障害の心身の両方の症状を緩和する証拠が得られるようになった 15)。

II 重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2 (SARS-CoV-2) と新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の特徴

1. 名称について

国際ウイルス分類委員会 (International Committee on Taxonomy of Viruses, ICTV) は 2020 年 2 月 11 日に、この新型ウイルスの名称として「Severe Acute Respiratory Syndrome Coronavirus 2 (SARS-CoV-2)」を公表した。同日に、世界保健機関 (World Health Organization, WHO) は、「Coronavirus Disease 2019 (COVID-19)」を、この新たな疾患の病名として公表した。17 日本の厚生労働省により、日本語のウイルスと疾患の正式名称は、ウイルス名が「重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2 (SARS-CoV-2)」であり、疾患名が「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」であると公表した。

2. SARS-CoV-2 のゲノム配列と分類

2020 年 1 月 11 日に、SARS-CoV-2 のゲノムが Virological.org で公開され、そ

の後の1月14日に、国際核酸配列データベース GenBank で正式に公開された。SARS-CoV-2 のゲノムは 29,903 塩基で、一本鎖プラス鎖 RNA ウイルスである 18)。

分類については、このウイルスは国際ウイルス分類委員会 (ICTV) により、コロナウイルス科のオルトコロナウイルス亜科のベータコロナウイルス属の SARS 関連コロナウイルス種に属している一つの株であるとされる (表-2)。また、SARS 関連コロナウイルス種の中では、現在2つのウイルス株がヒトに病気を引き起こすことが知られている。一つは2002年から2004年にかけて重症急性呼吸器症候群 (SARS) のアウトブレイクを引き起こした SARS-CoV であり、もう一つは現在パンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) を引き起こす SARS-CoV-2 である 19)。

3. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の特徴

1) 感染経路

感染経路については、このウイルスは飛沫感染と接触感染だけではなく、エアロゾル感染もあることが報告されている。さらに、室内でこのウイルスが3時間放置されていても、感染力を持ち続けるということが確認された 20)。

2) 症状

新型コロナウイルス感染症では、SARS-CoV-2 に感染後、症状が出ない人もいることが分かっている。症状がない人は無症状感染者と呼ばれる。無症状感染者は症状がないものの、病原体保有者なので感染力を持つ。症状がある人は人によって軽度から重度と異なり、回復も異なっている 21)。

軽度の症状としては発熱、空咳、倦怠感、痛み、喉の痛み、下痢、結膜炎、頭痛、味覚または嗅覚の消失、皮膚の発疹、または手足の指の変色が主なものである。重篤な症状は、呼吸が苦しいまたは息切れ、胸の痛みまたは圧迫感、言語障害または運動機能の喪失がある 21)。

中国での感染者の間で、よく見られた症状は、発熱、乾いた咳、疲れ、喀痰、無嗅覚症、短い息、筋肉痛または関節痛、下痢、喉の痛み、頭痛、悪寒、吐き気および嘔吐、鼻詰まり、喀血、結膜充血などであった 22、23、24。(表-3)

4. 予後

ほとんどの感染者は無症状感染者または軽度から中等度の症状であり、入院せずに回復する傾向にある (約 80%)。約 20%の感染者は重篤になり、更に呼吸困難になる。高齢者および基礎疾患 (高血圧症、心臓または肺疾患、棟梁病、ガン) がある人は重篤化のリスクが高まっている 21)。

新型コロナウイルス感染症から回復した人は、味覚や嗅覚の障害が出ていたとの報告がある。東京大学の保健センターの研究によると、嗅上皮にある細胞に SARS-

CoV-2 の受容体があり感染すると嗅細胞が傷害され嗅覚異常が生じる可能性が示されている 25)。

5. 感染予防と拡散抑止の対策

まず、一般的な予防法としては、次の事が挙げられている。栄養バランスを取ったり、適度な運動したりしながら、十分な休憩も取って、過度の疲れを避ける。また、よく手を洗ったりマスクを掛けたりする。室内の換気を続ける。呼吸器症状が出たら早めに診察を受ける。濃厚接触があったら、積極的に自らが PCR 検査を申し込むなどである 26)。

政策的な感染対策としては、感染拡散とパンデミックを防止するために、「感染症法」に従って、感染源をコントロールし、感染経路を遮断し、易感染者をケアする。感染源のコントロールについては、感染者を隔離し、治療する。疑わしい感染者あるいは濃厚接触者を追跡観察する。同時に、動物感染源も防止するなどである。感染経路の遮断としては、不必要な外出を減らす。公共の場は十分に換気したり消毒したりする。マスク着用でソーシャルディスタンスを保つなどがある。易感染者のケアでは、積極的にメンタルヘルス対策をする。免疫力を高める。ワクチン開発の研究に努力するなどが挙げられる 27)。

6. 治療法開発とワクチン開発

SARS-CoV-2 の構造は SARS-CoV に似ているので、同じターゲットに作用するという報告がある 28)。

最近の新聞記事（9 月 25 日）によれば、抗ウイルス薬を既存薬の転用や新規抗ウイルス薬の開発が進んでいる。一方、WHO の 9 月 22 日時点のまとめによれば、現在、全世界で臨床試験に入っている COVID-19 ワクチン候補は 38 種類であり、このほかに 149 種類が前臨床の段階にある 29)。(図 -1)

日本国内では、最先端の大阪大とアンジェスが共同開発する DNA ワクチン「AG0301-COVID19」が、6 月 30 日から P1/2 試験を行っている。他にも、塩野義製薬の組換えタンパクワクチン、KM バイオロジクスの不活化ワクチン、第一三共の mRNA ワクチン、ID ファーマのセンダイウイルスベクターワクチンは開発を進んでいる 29)。

7. 新型コロナウイルス感染症によって生じる精神的問題

新型コロナウイルス感染症パンデミックの初期段階においては、この感染症の感染力や毒性などその実態について不明な点が多く、その影響として、多くの人にスティグマや不安などのネガティブな情緒問題が生じた 3)。例えば、外出の際に、周囲の人が咳やくしゃみをした場面を見た時、即座にその人に対して新型コロナウイルス感

染者に間違いないという偏見を持つなどである。さらに、帰宅後には、自分が濃厚接触し、感染したのではという心配で落ち込み、その恐怖から誤った情報を入手することで、さらに不安を増大させてしまうなどのケースもあった。このような心理状態が数日間続くと、焦燥やストレスが蓄積する。

III 新型コロナウイルス感染症への対処策としてのマインドフルネスの活用のあり方

本稿では、まず先行研究から、マインドフルネスには、抑うつや怒りの反する傾向の低減やストレス解消などの精神的な効果があると共に、免疫力の増強という身体的な効果も得られることが明らかになった。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬は未だ十分に開発されていない。したがって、自分自身の免疫力が最も重要な武器であると考えられる。さらに、新型コロナウイルス感染症との戦いはすぐに終わるとは限らない。今後、「With コロナ時代」や「ポストコロナ時代」にもなっていく可能性が高まっている。

なぜ、新型コロナウイルス感染症との戦いはすぐ終わらないのか。SARS の概要は未だ十分に分かっていないし、MERS について同様である。同じ属である新型コロナウイルスについては、まずはその同等以上の長期的な研究が必要であると思われる。さらに、SARS-CoV-2 に生じた反応には HIV ウイルスとの類似点もある。つまり、この「新型」ウイルスは人間の免疫力を無くす可能性があり得る³⁰⁾。その場合、世界の人類全員が何らかの感染症に常時かかる恐れがあると思われる。そうすると、さらなる対策が求められ、研究時間もさらに必要となる。また、一度感染して治癒した人が再感染した報告もある。ただし、これについては最初の検査結果の問題であるのか真の再感染なのか不明でもあるので、感染して治癒した人がどのような免疫力あるいは抗体の状況を持つのかという点も含めて慎重に考えるべきである。

なぜ、「With コロナ時代」や「ポストコロナ時代」のような時代に「マインドフルネス」が必要なのか。前述の通り、新型コロナウイルス感染症と人間は長期的に共存していかなければならないことは明らかである。このような状況下においてマインドフルネスの実践のメリットは数多いが、そのポイントは簡易性と効果の多様性である。マインドフルネス実践の簡易性としては、誰でもどこでもいつでもできることが、効果の多様性としては、心理的な効果だけでなく免疫系を含めた身体面への効果もあることが挙げられる。

マインドフルネスは誰でもより簡単に始めることができ、毎日の練習時間もエネルギーも長く必要としない。マインドフルネスは例えば、瞑想、ヨガあるいはスポーツなどのトレーニングを通じて習得できるが、実践方法はそれにとどまらず、私たちは日常生活におけるあらゆる行為をしながらマインドフルネスのトレーニングをいつでもどこでも実践することが可能である。その中には手洗いなどの感染症予防の基本ともいべき行為も含まれる。もちろん、この場合、ただ単に手洗いをするという行動

だけではマインドフルネス実践とは言えない。手を洗いながら、水の音を聞いたり、手の肌の感覚を感じたりすることではじめて、手洗いのマインドフルネス実践と呼ぶことができる。したがって、日常生活におけるあらゆる行為も同様に、その行為とマインドフルネスを意識して同時に行う場合のみマインドフルネス実践と呼ばれることになる。

人間は本来マインドフルネスの状態になる能力を持っていると考えられ、問題はどうかしたらマインドフルネスの状態に容易に至ることができるかということだけである。言い換えれば、コツさえつかむことができれば誰でもこれができるということである。マインドフルネスは筋トレと同じで、そのトレーニングがうまくいくことで、より迅速にこの能力によってネガティブな精神状態をもとに戻すことができる。また、ネガティブな精神状態の解消によって、人間関係も再構築できる上、スティグマや偏見なども徐々に消失していく可能性もある。

その効果は精神的問題の解消にとどまらない。マインドフルネスは免疫力を高める効果を持ち、非感染者に予防、感染者には回復するための手段、という活用方法があり得る。マインドフルネスを日々実践し続け、心の力を強め、さらに免疫力を高めることで、コロナ禍においても、日々の生活の質を向上させることが可能なのではないだろうか。

おわりに

新型コロナウイルス感染症との共存を求められる時代においては、以下の事柄が今後の研究課題になるものと思われる。

まず、SARS-CoV-2の簡単で便利な検査方法を開発すべきである。今、最も一般的な検査方法はPCRである。しかし、検査時間がかかる上、検査に対する体験も不快で、検査員についてもある程度の教育が必要であり、一般的な専門知識がない人は容易的に操作できない。迅速で精度が高いモニタリングシステムが求められる。

さらに、長期的に有効なワクチン開発が求められる。歴史を振り返ってみると、世界的に拡散した感染症の終焉はワクチン接種によるものである。勿論、新型コロナウイルス感染症は特徴があり、ワクチン開発が困難であったり、時間がかかったりしているが、最終的には、ワクチンに頼らざるを得ない。

最後に、この新型コロナウイルス感染症と共存しなければならない時代において、マインドフルネスを実践することの価値は極めて高いものと思われる。しかし、マインドフルネス実践は筋トレと同様にやろうとすれば容易に誰でもできるが、実際には皆がしているわけではない。おそらく筋トレをしている人はそれに対するモチベーションが高いからであり、マインドフルネスを実施あるいは継続するためには、同様にそれに対するモチベーションの高さが重要であろう。例えば、筋トレを実施・継続している人は定期的にボディチェックをしているが、その際に鏡の前で、変化した体

を確認できれば、さらに頑張ろうというモチベーションが生じる。マインドフルネスも同様に、マインドフルネス実践による短期的・長期的な効果が実感できればできるほど、マインドフルネス実践を続けることができるかもしれない。今後は、マインドフルネス実践のモチベーションに関する研究を注視しつつ、マインドフルネスのより効果的な実践方法を探求すべきと考える。

参考文献

- 1) Hussin A. Rothana, Siddappa N. Byraredddy: The epidemiology and pathogenesis of coronavirus disease (COVID-19) outbreak. Journal of Autoimmunity Vol. 109: pp.102433, 2020.
- 2) Centers for Disease Control and Prevention in the U.S.: COVIDView: A weekly Surveillance of U.S. COVID-19 Activity. (<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/covid-data/covidview/index.html>) accessed in October 2020.
- 3) Julio Torales, Marcelo O' Higgins, João Mauricio Castaldelli-Maia and Antonio Ventriglio: The outbreak of COVID-19 coronavirus and its impact on global mental health: International Journal of Social Psychiatry Vol. 66(4): pp. 317-320, 2020.
- 4) Kabat-Zinn J: Full Catastrophe living, using the wisdom of your body and mind to face stress, pain, and illness. New York, Bantam Dell, 1990.
- 5) 张慧勇: 正念训练在大学生心理健康教育中的经验研究. 科教导刊 第1期1月(上): pp.96-97, 2020.
- 6) MINDFUL STAFF: What is Mindfulness. (<https://www.mindful.org/what-is-mindfulness/>) accessed in October 2020.
- 7) 大谷彰: マインドフルネス入門講義. 東京, 金剛出版, 2014.
- 8) 勝倉りえこ, 伊藤義徳, 根建金男, 金築優: マインドフルネストレーニングが大学生の抑うつ傾向に及ぼす効果—メタ認知的気づきによる媒介効果の検討—. 行動療法研 35 (1) : pp41 – 52, 2009.
- 9) 平野美沙, 湯川進太郎: マインドフルネス瞑想の怒り低減効果に関する実験的検討. 心理学研 第84巻 第2号: pp.93-102, 2013.
- 10) 谷口弘一: 集団マインドフルネス瞑想訓練のストレス低減効果. 日本パーソナリティ心理学会 27(2): pp168-170, 2018.
- 11) 春木豊, 石川利江, 河野梨香, 松田与理子: 「マインドフルネスに基づくストレス低減プログラム」の健康心理学への応用. 健康心理学研究 Vol. 21, No. 2: pp.57-67, 2008.
- 12) David S. Black and George M. Slavich: Mindfulness meditation and the

- immune system: a systematic review of randomized controlled trials. ANNALS of THE NEW YORK ACADEMY OF SCIENCES Vol.1373(1): pp.13-24, 2016.
- 13) Jon Kabat-Zinn: マインドフルネス低減法 . 春木豊訳 . 北大路書房 , 2007.
- 14) 北川嘉野 , 武藤崇 : マインドフルネスの促進困難への対応方法とは何か . 心理臨床科学第 3 巻 第 1 号 : pp.41-51, 2013.
- 15) Rinske A. Gotink, Paula Chu, Jan J. V. Busschbach, Herbert Benson, Gregory L. Fricchione, M. G. Myriam Hunink: Standardised Mindfulness-Based Interventions in Healthcare: An Overview of Systematic Reviews and Meta-Analyses of RCTs. PLoS ONE 10(4): e0124344, 2015.
- 16) Segal, Z. V., Teasdale, J. D., & Williams, J. M. G: Mindfulness-Based Cognitive Therapy -Theoretical Rationale and Empirical Status-. Mindfulness and acceptance -Expanding the cognitive-behavioral tradition-: pp.45-62, 2004.
- 17) World Health Organization (WHO): Naming the coronavirus disease (COVID-19) and the virus that causes it. (<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/>) accessed in October 2020.
- 18) Wu,F., Zhao,S., Yu,B., Chen,Y.M., Wang,W., Song,Z.G., Hu,Y., Tao,Z.W., Tian,J.H., Pei,Y.Y., Yuan,M.L., Zhang,Y.L., Dai,F.H., Liu,Y., Wang,Q.M., Zheng,J. J., Xu,L., Holmes,E.C. and Zhang,Y.Z.: A new coronavirus associated with human respiratory disease in China. Nature 579 (7798): pp.265-269, 2020.
- 19) Alexander E. Gorbalenya, Susan C. Baker, Ralph S. Baric, Raoul J. de Groot, Christian Drosten, Anastasia A. Gulyaeva, Bart L. Haagmans, Chris Lauber, Andrey M Leontovich, Benjamin W. Neuman, Dmitry Penzar, Stanley Perlman, Leo L.M. Poon, Dmitry Samborskiy, Igor A. Sidorov, Isabel Sola, John Ziebuhr: Severe acute respiratory syndrome-related coronavirus: The species and its viruses – a statement of the Coronavirus Study Group. Nature Microbiology volume 5: pp.536–544, 2020.
- 20) Neeltje van Doremalen, Trenton Bushmaker, Dylan H. Morris, Myndi G. Holbrook, Amandine Gamble, Brandi N. Williamson, Azaibi Tamin, Jennifer L. Harcourt, Natalie J. Thornburg, Susan I. Gerber, James O. Lloyd-Smith, Emmie de Wit, Vincent J. Munster: Aerosol and Surface Stability of SARS-CoV-2 as Compared with SARS-CoV-1. The NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE 382(16): pp.1564-1567.2020.
- 21) World Health Organization(WHO): What are the Symptoms of COVID-19. (<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/coronavirus-disease-covid-19>) accessed in October

2020.

22) 金松洋, 李翠翠: 新冠肺炎 Covid-19 的临床诊疗和预后管理. 基因组学与应用生物学 第 39 卷, 第 6 期: pp.2827-2831, 2020.

23) W. Guan, Z. Ni, Yu Hu, W. Liang, C. Ou, J. He, L. Liu, H. Shan, C. Lei, D.S.C. Hui,

B. Du, L. Li, G. Zeng, K.-Y. Yuen, R. Chen, C. Tang, T. Wang, P. Chen, J. Xiang, S. Li, Jin-lin Wang, Z. Liang, Y. Peng, L. Wei, Y. Liu, Ya-hua Hu, P. Peng, Jian-ming Wang, J. Liu, Z. Chen, G. Li, Z. Zheng, S. Qiu, J. Luo, C. Ye, S. Zhu, and N. Zhong: Clinical Characteristics of Coronavirus Disease 2019 in China. The NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE Vol. 382: pp.1708-1720, 2020.

24) Chaolin Huang, Yeming Wang, Xingwang Li, Lili Ren, Jianping Zhao, Yi Hu, Li Zhang, Guohui Fan, Jiuyang Xu, Xiaoying Gu, Zhenshun Cheng, Ting Yu, Jiaan Xia, Yuan Wei, Wenjuan Wu, Xuelei Xie, Wen Yin, Hui Li, Min Liu, Yan Xiao, Hong Gao, Li Guo, Jungang Xie, Guangfa Wang, Rongmeng Jiang, Zhancheng Gao, Qi Jin, Jianwei Wang, Bin Cao: Clinical features of patients infected with 2019 novel coronavirus in Wuhan China. THE LANCET Vol. 395: pp.497-506, 2020.

25) Katarzyna Bilinska, Patrycja Jakubowska, Christopher S. Von Bartheld, and Rafal Butowt: Expression of the SARS-CoV-2 Entry Proteins, ACE2 and TMPRSS2, in Cells of the Olfactory Epithelium: Identification of Cell Types and Trends with Age. ACS Chemical NEUROSCIENCE Vol.11: pp.1555-1562, 2020.

26) 国家卫生健康委员会办公厅: 新型冠状病毒肺炎诊疗方案 (试行第八版). (<http://www.nhc.gov.cn/xcs/zhengcwj/202008/0a7bdf12bd4b46e5bd28ca7f9a7f5e5a/files/a449a3e2e2c94d9a856d5faea2ff0f94.pdf>) accessed in October 2020.

27) 朱颖, 缪小平: 新型冠状病毒肺炎的研究和防控进展. 华中科技大学学报 (医学版) Vol. 49(2): pp.151, 2020.

28) Michele Catanzaro¹, Francesca Fagiani, Marco Racchi¹, Emanuela Corsini, Stefano Govoni and Cristina Lanni: Immune response in COVID-19: Addressing a pharmacological challenge by targeting pathways triggered by SARS-CoV-2. NATURE Signal Transduction and Targeted Therapy 5, Article number: 84, 2020. (<https://doi.org/10.1038/s41392-020-0191-1>)

29) AnswerNews: 新型コロナウイルス 治療薬・ワクチンの開発動向まとめ【COVID-19】(9 月 25 日 UPDATE). (<https://answers.ten-navi.com/pharmanews/17853>) accessed in October 2020.

30) Amanda D Castel, Brittany Wilbourn, Manya Magnus, Alan E Greenberg:

表1 MBSR と MBCT の技法

マインドフルネスストレス低減法 Mindfulness-based stress reduction program, MBSR	
①レーズンエクササイズ	MBSR の最初に行われるプログラムである。まず、一粒のレーズンを手のひらの上に置き、まるで始めてレーズンを見るかのような心持ちで、じっくりと意識を集中しながら眺める。その後、手にとって触れた感じを、とにかく、ただ、観察する。さらに、なおに注意を払う。次に、口の中にレーズンを入れ、舌の上において、転がしながら舌触りを確かめる。意識してゆっくりと噛み、味わい、少しずつ飲み込み、のどを通して、胃に落ちるまでの感覚にも意識を集中させる。
②呼吸法	仰向けに寝るか椅子に座った状態で行う。腹式呼吸を行い、呼吸に注意を集中する。息が入り出す際に起こる腹部の感覚のパターン（膨らんだりへこんだりする様子）の変化へ「気づき」を運ぶ。ここでは、呼吸をコントロールする必要はない。
③静座瞑想法	まずは自分の腹部と呼吸注意を向ける。ある程度の時間、呼吸に注意を集中できるようになれば、呼吸と体の一体感を意識し、全身にも意識を広げる。次の段階では、瞑想している間、音を聞くようにする。音を判断せず、ただ聞くことに集中する。加えて、浮かんでくる思考や感情に注意を向け、瞑想を行う。最後に、何にも注意を払わず、意識したものは全て受け入れ、あるがままの意識を観察する。
④ボディスキャン	自分の身体の各部位に順番に、直接的・系統的に注意を向けていく。現在の瞬間において、身体により関心を向けて、多様な部位に注意をもたらす。身体の各部位に気づきを運ぶために呼吸を利用する。呼吸に合わせて、焦点を合わせている身体の部位を順番に直接的、経験的、系統的に感じること、知ることをイメージしたり感じたりする。要は、ありのままの身体の状態に気づくことである。リラクセス状態を達成することが目的でないことに注意されたい。
⑤ヨーガ瞑想法	様々なヨーガの姿勢をとりながら、呼吸とその時に生じる身体中の感覚に注意を集中しながら、一連の動作をゆっくりと行う。
⑥歩行瞑想法	歩きながら歩くことに注意を向ける。歩行中の足の動き、特に床や地面に足が接触する瞬間と関連する感覚刺激に注意を向ける。初めは、歩行の感覚刺激を十分に意識するため、普段より遅いペースで歩くことが求められる。
⑦日常瞑想訓練	何かしら毎日行う日課活動（皿洗い、歯磨き、シャワーを浴びる、運転する等）を選び、意図的にその行動に注意を向け、その瞬間の思考や感覚に気づくようにする訓練である。
マインドフルネス認知療法 Mindfulness-Based Cognitive Therapy, MBCT	
①自動操縦状態に気づく	マインドフルネスという注意の向け方が体験の質を変化させることを体験する。レーズンエクササイズ、ボディスキャン、呼吸法が用いられる。
②うまくいかなかったとき	「することモード」から「あることモード」への切り替えを実習する。ボディスキャン、認知療法で使用される「嬉しいできごと日誌」、15分程度の静座瞑想が用いられる。
③呼吸へのマインドフルネス	意図的に呼吸に気づきを向けることに集中する。静座瞑想、3分間呼吸空間法、歩行瞑想、認知療法で使用される「嫌なできごと日誌」が用いられる。
④現在にとどまる	「現在」ととどまる方法、注意の焦点を狭めたり広めたりするスキルを学ぶ。5分間の「見る」あるいは「聴く」、静座瞑想、3分間呼吸空間法、認知療法で使用される「うつ」の具体的な症状の学習」が用いられる。
⑤そのままにいる	ネガティブな感情、身体感覚、思考等をコントロールすることなく、気づきを向けて受容することを学ぶ。静座瞑想、3分間呼吸空間法が用いられる。

⑥思考は事実ではない	ただ単に「思考」として付き合うよう実習する。静座瞑想，3分間呼吸空間法が用いられる。
⑦自分を大切に する	活動と気分の関係を検討することや，再発の兆候に気づく。静座瞑想，全長リスト・活動リストの作成，歩行瞑想，3分間呼吸空間法が用いられる。
⑧これからに活 かすがある	今後も実践を続けていく理由やモチベーションを維持するための方法を探る。ボディスキップ，再発予防の行動計画の作成，静座瞑想が用いられる。

(出所：参考文献14より)

表2 ウイルスの分類

Family 科	Subfamily 亜科	Genus 属	SubGenus 亜属	Species 種
Coronaviridae コロナウイルス	Letovirinae レトウイルス	Alphaletovirus アルファレトウイルス	Melecovirus	Microhyala letovirus 1
	Orthocoronavirinae オルトコロナウイルス	Alphacoronavirus アルファコロナウイルス	Colacovirus	Bat coronavirus CDPHE15
			Decacovirus	Bat coronavirus HKU10
				Rhinolophus ferrumequinum alphacoronavirus HuB-2013
			Duvinacovirus	Human coronavirus 229E
			Luchacovirus	Lucheng Rn rat coronavirus
			Minacovirus	Mink coronavirus 1
			Minunacovirus	Miniopterus bat coronavirus 1
				Miniopterus bat coronavirus HKU8
			Myotacovirus	Myotis ricketti alphacoronavirus Sax-2011
			Nyctacovirus	Nyctalus velutinus alphacoronavirus SC-2013
				Pipistrellus kuhlii coronavirus 3398
			Pedacovirus	Porcine epidemic diarrhea virus
				Scotophilus bat coronavirus 512
			Rhinacovirus	Rhinolophus bat coronavirus HKU2
			Setracovirus	Human coronavirus NL63
				NL63-related bat coronavirus strain BtKYNL63-9b
			Soracovirus	Sorex araneus coronavirus T14
			Sunacovirus	Suncus murinus coronavirus X74
			Tegacovirus	Alphacoronavirus 1
		Betacoronavirus ベータコロナウイルス	Embecovirus	Betacoronavirus 1
				China Rattus coronavirus HKU24

				Human coronavirus HKU1
				Murine coronavirus
				Myodes coronavirus 2JL14
			Hibecovirus	Bat Hp-betacoronavirus Zhejiang2013
			Merbecovirus	Hedgehog coronavirus 1
				Middle East respiratory syndrome-related coronavirus
				Pipistrellus bat coronavirus HKU5
				Tylonycteris bat coronavirus HKU4
			Nobecovirus	Eidolon bat coronavirus C704
				Rousettus bat coronavirus GCCDC1
				Rousettus bat coronavirus HKU9
			Sarbecovirus	Severe acute respiratory syndrome-related coronavirus
		Deltacoronavirus デルタコロナウイルス	Andecovirus	Wigeon coronavirus HKU20
			Buldecovirus	Bulbul coronavirus HKU11
				Common moorhen coronavirus HKU21
				Coronavirus HKU15
				Munia coronavirus HKU13
				White-eye coronavirus HKU16
			Herdecovirus	Night heron coronavirus HKU19
		Gammacoronavirus ガンマコロナウイルス	Brangacovirus	Goose coronavirus CB17
			Cegacovirus	Beluga whale coronavirus SW1
			Igacovirus	Avian coronavirus
				Avian coronavirus 9203
				Duck coronavirus 2714

Virus Taxonomy 2019 release (<http://talk.ictvonline.org/taxonomy>) より

表3 Clinical symptoms and frequency of occurrence of covid-19 patients
新型コロナウイルス感染症の患者の臨床症状と発生率

Symptoms	Frequency of occurrence (%)
Fever 発熱	83.0~99.0
Dry cough 乾いた咳	59.0~82.0
Tired 疲れ	44.0~70.0
Phlegmatic cough 喀痰	28.0~33.0
Anosmia 無嗅覚症	15.0~30.0
Shortness of breath 短い息	31.0~40.0
Muscle or joint pain 筋肉痛または関節痛	11.0~35.0
Diarrhea 下痢	3.7~31.0
Sore throat 喉の痛み	13.9
Headache 頭痛	13.6
Chilly 悪寒	11.4
Nausea and vomiting 吐き気および嘔吐	5.0
Nasal congestion 鼻詰まり	4.8
Hemoptysis 咯血	0.9
Conjunctival hyperemia 結膜充血	0.8
Other その他	0.1

(出所 : 参考文献 22 より)

主な新型コロナウイルスワクチンの開発状況

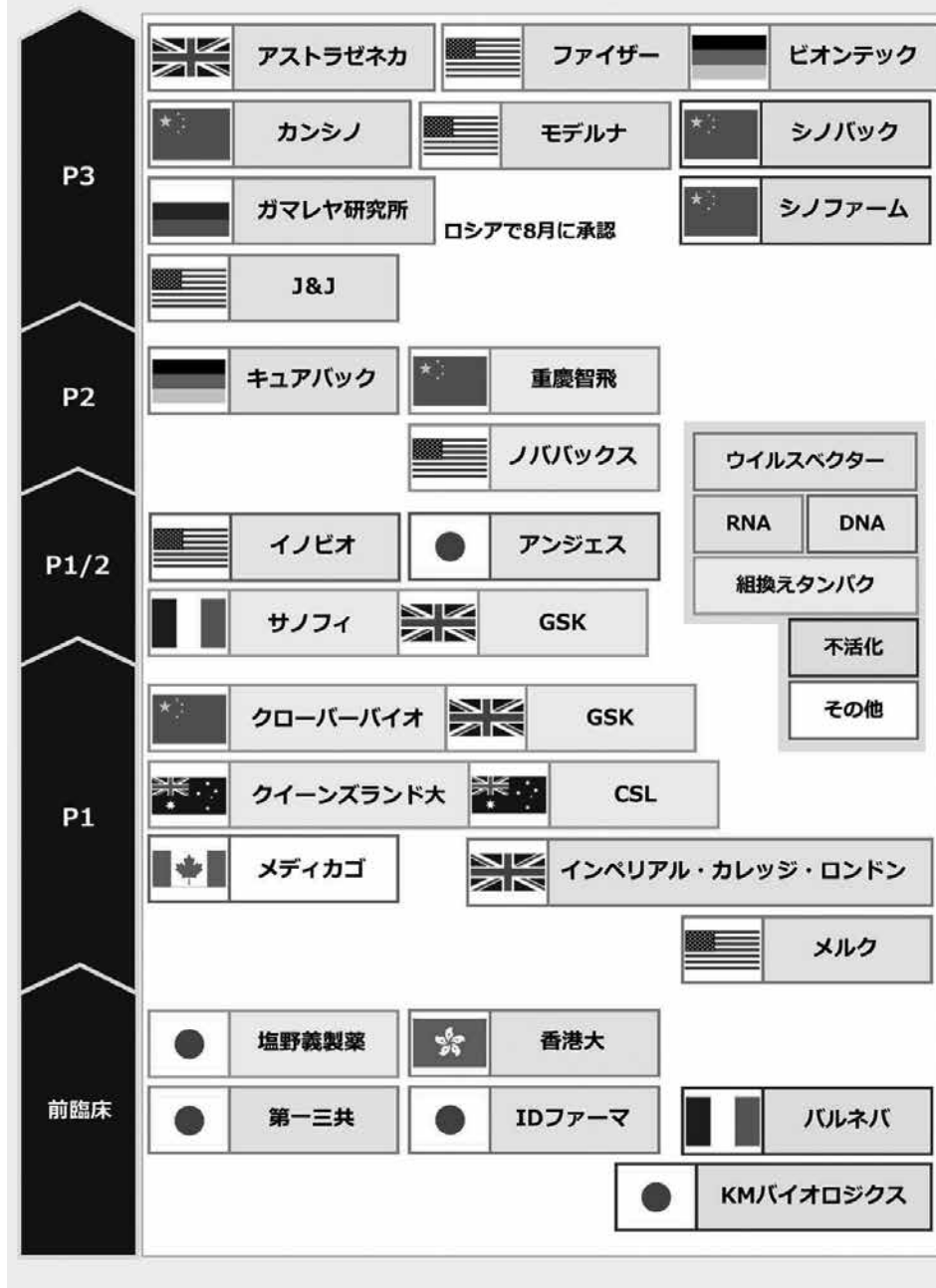


図1 各国の新型コロナウイルスワクチンの開発状況
(出所: 新聞記事 29 (2020年9月25日 UPDATE) より)

若年日本語教師の海外勤務における 人的ネットワークの役割

遊佐詩織

要旨

母語話者日本語教師¹が海外の日本語教育現場で職務を遂行する場合、教師自身に現地の言語の運用能力や現地の習慣に関する知識が必要とされている。筆者はそれらに加え、現地で母語話者日本語教師が関わる複数のコミュニティ²を相互に結びつける能力に注目する。コミュニティどうしの繋がりを人的ネットワークと捉え、現地でどのように活用していたかを母語話者日本語教師を対象に行ったアンケートをもとに探った。

分析方法はM-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）³を用いた。分析をもとに、人的ネットワークの活用による課題の解決や学習者への効果などについて考察した。また教師が自身の能力を発揮する前提として、人間関係の構築や教員どうしのネットワークづくりが欠かせないことを指摘し、さらに人間関係の構築には異文化間能力が必須であることにも言及した。

キーワード：日本語教育、異文化間能力、人的ネットワーク、M-GTA、
青年海外協力隊

1 日本語を母語とする日本語教師。

2 一般的に「コミュニティ」は「共同体」の意味で用いられるが、本稿では海外で母語話者日本語教師が属する教育機関や関係する組織、集団を指すものとする。

3 M-GTAについては本稿3.1.4参照。

1. はじめに

海外の日本語教育現場で母語話者日本語教師が職務を遂行する場合、教師自身に現地の言語の運用力や、現地の習慣に関する知識が必要である。筆者はそれらに加え、自らが関わるコミュニティを相互に結びつける能力も求められると考える。本稿ではこの複数のコミュニティの結びつきを「人的ネットワーク」とし、各コミュニティを横断的に活用することを「人的ネットワークの活用」とする。

本研究では20代から30代で海外に派遣され、現地の教育機関に勤務した経験を持つ日本語教師を対象に、派遣前の研修や現地での日本語教育、生活等に関するアンケート調査を行った。その回答を資料として、職務を遂行するためにどのようなプロセスを経ていたかを分析した。母語話者日本語教師は、海外においてはマイノリティである。彼らが異文化環境で職務を遂行する過程は、「マイノリティが異文化で生活し、仕事をする」ひとつのモデルケースとなり得る。これらを整理することは、今後の海外派遣前の研修や日本語教師養成の際の助けになるであろう。また、新しい環境に慣れ、様々なネットワークを使いながら仕事をするプロセスは、国内の教師にも応用可能ではないかと思う。

本稿ではまず先行研究を概観する。次に調査の概要とアンケートをもとにした分析結果を述べる。最後に分析結果から、人的ネットワークの活用による効果について考察する。

2. 先行研究

2.1 海外で勤務する日本語教師に求められる資質

海外で勤務する母語話者日本語教師に必要なとされる資質や条件については、佐久間(1999)や平畑(2104)が分析を行っている。平畑(2014)は、海外で母語話者日本語教師に求められる資質について、海外で働く日本語教師を対象に調査を行い分析した⁴。平畑は調査の結果、海外で働く日本語教師に求められるのは「教育能力」「人間性」「職務能力」であり、その中でも「人間性」が最も重視されているとした⁵。ここでの「人間性」とは、「社会的背景を異にする現地のの人々と、好ましい人間関係を構築する能力」をいう⁶。母語話者日本語教師が優れた「教育能力」や「職務能力」を持っていたとしても、現地の同僚と信頼関係が築けなければ、その力を十分に発揮できないであろう。信頼関係を築くためには、母語話者日本語教師が現地の文化や習慣を十分に理解する姿勢が求められる。

4 平畑の調査対象者は母語話者日本語教師18名、非母語話者日本語教師23名、計41名である。対象者の在住国・地域は東アジア、東南アジア、北米・大洋州、西欧、その他ユーラシアなど26か国である。平畑(2014) p.111

5 同書 p.238 1.11

6 同書 p.239 1.7

しかしながら、従来の日本語教師養成課程においては、異文化への理解や、異文化と関わるための能力を養成する教育が十分ではないことが指摘されている⁷。また「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（2019）では、海外へ派遣される日本語教師の需要は拡大しているものの、研修の機会が少ないとし、養成課程での異文化理解教育の限界を述べている⁸。現地での人間関係の構築や生活への適応のために必要な語学力、異文化に関する知識などの習得は各々に任されているのが現状であるといえよう。

2.2 教員どうしのネットワーク

海外と国内の教育機関の連携の必要性については、飯田ほか(1991)や佐久間(1999)が指摘している。また、国内の教育機関内における教師どうしの連携については、梅田(1999)や牛窪(2014・2015)、嶋田(2019)による調査と分析がある。

牛窪(2015)は新人教師を対象とした調査を通じ、チームティーチング⁹の形がとられる日本語教育現場において、同じクラスを受け持つ教師と関係性を作りにくい環境があることを指摘した。この背景には1990年代より岡崎・岡崎(1997)によって提唱されてきた、現場の教師が各自の教室活動を内省し改善するという「自己研修型教師」¹⁰の成長観があると述べている。それに対し牛窪は、教師が成長するには「同僚性」¹¹が必要であり、教師どうしが相互にコミュニケーションを取ることが重要だと述べた¹²。

また嶋田(2019)は、日本語教育機関で行われる教師研修では、ベテラン教師から新人教師への指導ではなく、「“学び合い”を重視した研修」¹³が必要であるとした。

海外に派遣された教師¹⁴の異文化適応や人間的成長、教師としての成長について考

7 野口(1999)は日本語教師養成課程で「異文化理解」を取り上げた教科書が少ないことを指摘した。ほか、佐藤・高木(2009)は、従来の教員養成では教授能力の習得が重視され、異文化と関わるための能力の習得に注意が向けられてこなかったと述べている。また、縫部ほか(2005)は、大学における日本語教師養成課程のカリキュラムにおいて、「コミュニケーション」「異文化理解」「言語習得」などの分野の対応が進んでいないという現状を明らかにした。

8 文化庁 文化審議会国語分科会(2019) p.17 1.5

9 ひとつのクラスを複数の教師が担当すること。

10 岡崎・岡崎(1997) p.14, etc.

11 牛窪が用いた「同僚性」とは、学校教育の現場において教師どうしが影響し合い、共に成長していく関係を指す。佐藤(2015)は「同僚性」を「授業の創造と研修において教師が専門家として連帯する関係」(p.120)と紹介し、同僚と人間関係を構築し、学び合う仲間とネットワークを築く重要性を述べている。同書 pp.119-121

12 そのほか、梅田(1999)も新人教師のインタビューから、先輩教師や学習者などの職場のネットワークが教授能力を高めることを指摘した。

13 嶋田(2019) p.41 1.22

14 鈴木の調査はREX (Regional and Educational Exchanges for Mutual Understanding) プログラムによって派遣された経験を持つ公立校の教師26名が対象である。REXで派遣された若手教員は2年間海外の初等中等教育機関で日本語を教える。調査対象者の派遣国は欧米、豪州、東アジアなど7か国である。

察した鈴木（2015）は、今後海外に派遣される教師に対し、異文化環境で「自らの行動を変化させる場合にもそうでない場合にも、「主体的な行動」を取ることが肝要」¹⁵であると示唆した。さらに「主体的な行動」とともに「人的なつながり」が「適応促進要因」であると指摘している¹⁶。

上述のように、国内外問わず教育機関どうしの連携や、教師どうしのネットワーク作りの重要性が指摘されている。しかし梅田（1999）牛窪（2014）嶋田（2019）は、限定された場の人間関係についての分析であり、所属する教育機関以外のコミュニティに関しては言及されていない。また、タイで調査を行った佐久間（1999）の調査対象者は日本から派遣された母語話者日本語教師だけではなく、現地の非母語話者教師も含まれているため、調査対象の属性にばらつきがある。同じく鈴木（2015）の調査対象者は、語学力や派遣形態（単身・家族同伴）に差がある点が指摘できる。

本稿では地域を限定し、共通する属性、ほぼ同等の語学力を持つ母語話者日本語教師を対象にアンケート調査を行った。異文化環境で人間関係を築く際は、語学の能力や同居家族の有無によって回答に差が出る可能性がある。地域と属性を限定することで、対象地域の特性や教師の行動の特徴がより明確に見えると考ええる。

3. 若年日本語教師が海外で活動を遂行するプロセス

—ウズベキスタン派遣の JOCV 日本語教師を例として—

3.1 調査の概要

3.1.1 調査対象

青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteers :以下 JOCV¹⁷）の一員としてウズベキスタン共和国（以下ウズベキスタン）に派遣され、2年以上滞在した12名に調査を依頼し、そのうち11名から回答があった。職種は「日本語教師」¹⁸「青少年活動」¹⁹である。なお、派遣時の調査対象者に共通する属性として、以下の3点があげられる。

①派遣開始時の年齢が20代から30代である²⁰。

15 鈴木（2015）p.380 1.23

16 同書 pp.379-380 参照。

17 「JOCV」の呼称は集団や組織を指す場合に用いる。個人を指す場合は「JOCV 隊員」とし、日本語教育に関わる JOCV 隊員全体を指す場合は「JOCV 日本語教師」とする。

18 日本語を指導する JOCV の職種名は、正しくは「日本語教育」だが、本稿では「日本語教師」とする。

19 「青少年活動」は、子どもや若者の健全な育成と自立を支援するものである。ウズベキスタンではスポーツや英語教育、日本文化紹介等を通じ、情操教育や異文化理解を深める活動を行っていた。今回の調査協力者の「青少年活動」の JOCV 隊員は日本語教師養成講座を修了しており、実際に教壇にも立っていたが、日本語教師のみが受講した専門的な研修は受講していない。

20 調査対象者の年代を限定したのはキャリアにばらつきが出るのを防ぐためである。日本語教師は他職種から転職するものも多いため、年齢とキャリアが一致しない場合がある。また、性別および派遣時の年齢、派遣先の教育機関名、滞在した都市名などは個人が特定される可能性がある。

- ②現地の言語で自己紹介や値段交渉等簡単な会話ができる。キリル文字が読める。
- ③単身での派遣である。

各調査対象者の派遣以前の海外経験や日本語教師歴については「表 1」にまとめた。

「表 1」調査対象者の経歴等（英字は調査対象者の識別記号）

記号	派遣前の海外経験	派遣時の日本語教師歴
A	海外で日本語教師（1 年）	5 年
B	日本語アシスタント（期間記載なし）	未経験
C	短期の海外旅行	半年
D	留学（1 年 2 か月）	10 年
E	調査研究（3 か月）	3 年
F	海外で日本語教師（3 年）	6 年
G	留学（2 年）	3 年
H	なし	未経験
I	海外で日本語教師（6 年）	6 年
J	ボランティア（10 か月）	4 年
K	留学（1 年）	未経験

本稿でウズベキスタンを取り上げたのは、派遣時の調査対象者の言語の能力に差がないためである。ウズベキスタンに派遣される JOCV 隊員は、派遣前の研修で初めて現地の公用語であるウズベク語を学習する。言語能力はコミュニケーションにおいて重要な位置を占めるため、調査対象者の中で言語能力に極端な差がないことが望ましいと考えた。

3.1.2 調査方法・期間

Eメールでアンケート用紙を送付した。調査協力者には回答を記入し、上書き保存した状態で返信するよう依頼した²¹。アンケートの調査期間は2019年9月から10月である。なお、追加のインタビュー等は行っていない²²。返送されたアンケート用紙を印刷後、Excel ファイルのフォーマットに入力し直し、A から K までの識別記号で管理した。

るため質問していない。

21 一部の調査協力者は、アンケート用紙をプリントアウトし、手書きで記入後、PDF ファイルで返送した。

22 アンケートの回答のみを分析データとしたのは、特定のコミュニティに焦点が当たることを避けるためである。筆者も2年間ウズベキスタンに滞在したが、ウズベキスタン国内において、日本語母語話者が少ない地方都市は周辺地域の住民との関わりが比較的多く、首都は他の日本語教育機関と関わる機会が多いなど、地域によって JOCV 日本語教師とコミュニティとの関わり方に差があった。そのためインタビューを行った場合、個々の思いの強弱により、仕事上関わる各コミュニティに対して、回答の分量に大きな差が現れることが予想された。日本語教師が対象地域に適応し、職務を遂行する過程をたどることが本稿の目的であるため、派遣前から帰国後までについて、全ての調査協力者がほぼ同じ分量で回答しているアンケートを資料とすることにした。追加インタビューによる個々の活動実態の把握等は今後の課題としたい。

3.1.3 アンケートの内容

アンケートの質問数は54問である。質問の内訳は以下のとおりである。

ア) 日本語教師歴や授業の担当時間等(4問)

イ) 自身の語学力の5段階評価(派遣直後と滞在中)(1問)

ウ) 選択式単数回答(派遣以前の職業など)(13問)

エ) 選択式複数回答(困った時の相談相手、2年間で身についた能力など)(3問)

オ) 自由回答(教育機関での活動内容、日常生活の過ごし方など)(33問)

3.1.4 分析方法と手順

M-GTA(修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ)による質的分析を行った²³。M-GTAは、社会的相互作用に関わる研究や、医療や教育などのヒューマンサービス領域の研究、対象とする現象がプロセス的性格をもつ研究に適しているとされている²⁴。本研究は日本語教師と彼らに関わるコミュニティに焦点を当てている点、また職務を遂行するプロセスに注目している点などから、この方法を用いることとした。

以下に分析の手順を記す。文中で使うカッコはそれぞれ〈概念〉[サブカテゴリ]【カテゴリ】を表す。本稿で用いる〈概念〉は、「分析テーマから考えられる注目すべき性質や要素」という意味である。

まず「分析焦点者」²⁵と「分析テーマ」²⁶を設定する。本稿の「分析焦点者」は「ウズベキスタンで2年間日本語教育に関わったJOCV日本語教師」である。「分析テーマ」は「若年日本語教師が海外で活動を遂行するプロセス」である。

次にアンケートの回答の中から「分析テーマ」に関わると考えられる〈概念〉を抽出する。その後、〈概念〉ごとに「分析ワークシート」を作成する²⁷。この中には「概念名」「(概念の)定義」「ヴァリエーション」「理論的メモ」の欄がある。たとえば〈語学学習(派遣前)〉という〈概念〉の「定義」は“全体の研修における語学学習についての感想”である。この内容に当てはまる各自の回答(たとえば「習得に大変苦労した」など)を「ヴァリエーション」の欄に抜き書きする。次に「ヴァリエーション」の回

23 木下(2003)が提唱した質的研究法。1960年代にアメリカの社会学者グレイザーとストラウスによって提唱された質的研究法であるグラウンデッド・セオリー・アプローチ(GTA: Grounded Theory Approach)を修正したもの。GTAとの違いは、データをまとまりごとに切り離す「切片化」を行わず、データから直接〈概念〉を抽出する点と、〈概念〉ごとに「分析シート」を作成する点である。分析方法については木下(2007)西條(2007・2015)戈木グレイクヒル(2016)なども参考にした。

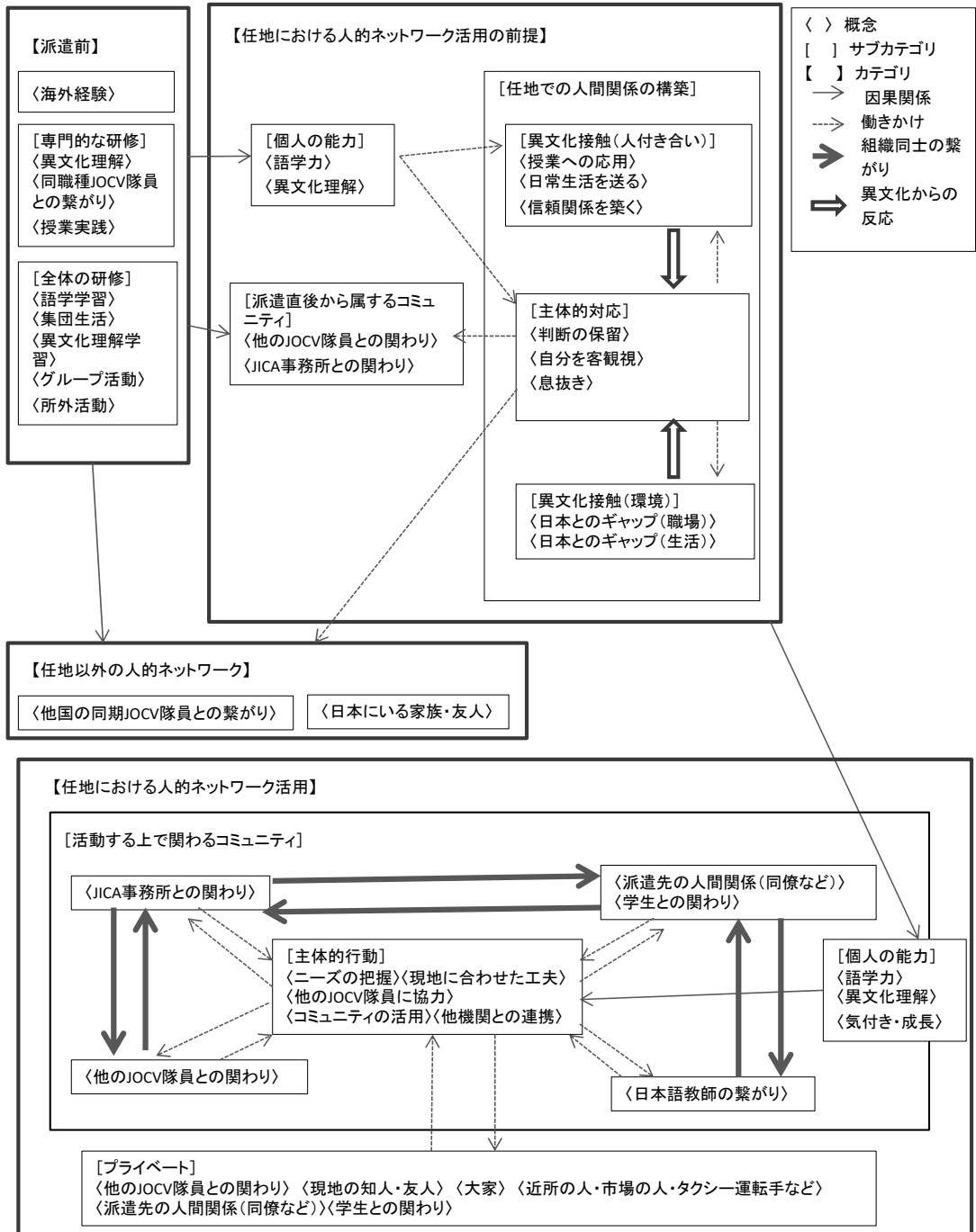
24 木下(2003) pp.89-90

25 研究テーマから規定される人間の視点を示す。同書 p.102

26 「分析テーマ」の設定はデータ収集後に行う。これは自身の「研究テーマ」に収集したデータをあてはめるのを防ぐためである。データから逸脱しない「分析テーマ」を設定し、「研究テーマ」を具体的に示すことを目的とする。同書 pp.131-137

27 ≪資料1≫参照。

《図1》 若年日本語教師が海外で活動を遂行するプロセス 結果図



答から導き出される筆者の解釈を「理論的メモ」(たとえば「学習者経験ができた」など)に記入する。

〈概念〉を抽出し、「分析ワークシート」を作成するまでを「コーディング」という。「コーディング」の目的は、各対象者の生の声であるデータのひとつひとつから抽象化した〈概念〉を取り出し、さらにそれらの〈概念〉をグループごとに分類、整理することである。

「分析ワークシート」の作成後、〈概念〉を類似するグループに分け〔サブカテゴリ〕を作成し、その後さらに大きなグループの【カテゴリ】を作成する。〈概念〉〔サブカテゴリ〕【カテゴリ】の関係性を「結果図」として表す²⁸。「結果図」の作成過程において必要があれば〈概念〉を追加し、新たに「分析ワークシート」を作成する²⁹。「結果図」作成後、〈概念〉〔サブカテゴリ〕【カテゴリ】を用い簡潔に文章化し「ストーリーライン」を作成する。

3.2 結果図にもとづくストーリーライン

以下、〈図1〉にもとづいて作成した「ストーリーライン」を記す。

ウズベキスタンに派遣される JOCV 日本語教師は、【派遣前】に〔専門的な研修〕³⁰と〔全体の研修〕³¹を受ける。〔専門的な研修〕では過去の JOCV 隊員の事例などから〈異文化理解〉を深める。経験が少ない教師は〈授業実践〉で教授能力を伸ばす。また、〈同職種 JOCV 隊員との繋がり〉をこの研修で持つことができる。〔全体の研修〕の学びは〈語学学習〉³²と〈異文化理解学習〉³³が中心である。ここでウズベク語を学び、海外で生活する上での心構えを学ぶ。さらに、訓練所での〈集団生活〉〈グループ活動〉を通して様々な世代や職種の JOCV 隊員と交流し、人間関係を構築する。〈所外

28 〈図1〉参照。〔サブカテゴリ〕および【カテゴリ】は〈図1〉に記載のもののみである。

29 〈資料2〉参照。〈概念〉や〔サブカテゴリ〕の生成がある程度進んだ後、「結果図」の作成に着手するが、〈概念〉の抽出は引き続き並行して行う。また、ひとつの〈概念〉の中でさらに分類できるものがあった場合、新たな〈概念〉とし「分析ワークシート」にまとめる。「結果図」において〈概念〉〔サブカテゴリ〕【カテゴリ】が相互に関連づけられ、これ以上〈概念〉が生成されない状態を理論的飽和化と判断した。

30 JOCV 日本語教師に対する専門的な研修は、一部の経験が少ない教師が受講する授業実践と、全日本語教師が受講するものと、2種類ある。

31 全ての JOCV 隊員が参加する全体の研修は、訓練所と呼ばれる研修施設で2か月半にわたり行われる。研修内容は語学学習、異文化理解や危機管理、健康管理など多岐にわたる。また、様々な国へ派遣される JOCV 隊員との共同生活を通じ、コミュニケーション能力も育成される。

32 ウズベキスタンに派遣される JOCV は2か月半ウズベク語を学習する。派遣後、現地の人々との交流を通して語学力は徐々に向上する。学習者の日本語能力によっては、ウズベク語を用いて授業を行う場合もある。

33 異文化に関する研修では、異なる言語でのコミュニケーションに挑戦する異文化シミュレーションゲームや、途上国と先進国の役割を演じる貿易ゲームを行い、多角的な視点を持つことを学ぶ。その他、宗教学や危機管理など日本とは異なる海外の現状についての知識を得る。さらに、「日本研究」という課題では、自身の文化について理解を深める。また、帰国した JOCV 隊員から現地の様子を聞く時間も設けられている。

活動〉では周辺地域の施設や農家などでの職業体験を通して地域社会に飛び込む体験をする。また、各JOCV 隊員は留学や海外旅行などの〈海外経験〉を持っており、その経験も派遣後に活かされる。

【任地における人的ネットワーク活用の前提】は、[任地での人間関係の構築] が欠かせない。[異文化接触（環境）] により、〈日本とのギャップ〉を感じる。それに対し〈判断の保留〉〈自分を客観視〉〈息抜き〉などの[主体的対応] を行う。自分一人では解決できない場合、[派遣直後から属するコミュニティ] や【任地以外の人的ネットワーク】に相談する。派遣先の教育機関での[異文化接触（人付き合い）] をスムーズにするためには[全体の研修] で身に付けた〈語学力〉や〈異文化理解〉といった[個人の能力] が必要となる。

【派遣前】の研修で構築した人間関係は派遣後も継続している。【任地以外の人的ネットワーク】として〈他国の同期JOCV 隊員との繋がり〉や〈日本にいる友人・家族〉がある。

【任地における人的ネットワーク活用の前提】では[異文化接触（人付き合い）] などに対し[主体的対応] をとることにより、JOCV の[個人の能力] が伸び、ウズベキスタンの文化や社会への理解も深化すると考えられる〈語学力〉〈異文化理解〉〈気付き・成長〉。【任地における人的ネットワーク活用】のためには、各コミュニティでJOCV 隊員自身が人間関係を構築しているという前提が不可欠である。JOCV 隊員が[活動する上で関わるコミュニティ] は、大きく分けると以下の4つである。まず派遣先の教育機関〈派遣先の人間関係（同僚など）〉〈学生との関わり〉、次に他の教育機関の教師も含めたウズベキスタン国内の〈日本語教師の繋がり〉、そして〈JICA 事務所との関わり〉、最後に〈他のJOCV 隊員との関わり〉である。これらのコミュニティは、組織どうしに繋がりがある場合もある。JOCV 日本語教師は、基本的に派遣先の教育機関で活動を行うが、他機関との合同イベントの際や、他のJOCV 隊員の活動の手伝いの際など、コミュニティ間を自由に行き来する。こうした人的ネットワークの活用により、単独では実現が難しいイベントの開催が可能になる。人的ネットワークの活用はJOCV 隊員の[主体的行動] にもとづく。さらにその[主体的行動] を可能にするのが[個人の能力] である。他方、JOCV 隊員は[プライベート] でも様々な人間関係がある。

3.3 考察

3.3.1 日本語教師の人的ネットワークの活用

本研究における調査、分析により、ウズベキスタンに派遣されたJOCV 日本語教師は複数のコミュニティに属し、人的ネットワークを活用していたことがわかった。人的ネットワークの活用により、以下のAからDが行われていたことが読み取れる。以下、調査協力者の回答から具体例をあげながら考察する。

なお、文中の斜体は調査協力者の回答である。文字表記や斜体中の（ ）は回答をそのまま転載した。英字は調査協力者の識別記号である。また、回答中の固有名詞は〇〇とした。回答中の「隊員」はJOCV 隊員を指す。回答中の下線部は筆者による。〈概念〉として抽出する際に注目した部分である。

A. 状況調整

状況調整とは、単独で実現不可能な課題を解決するための行動である。海外において、母語話者日本語教師は日本語の教授とともに日本文化の紹介という役割を担っている。代表的なものは書道、茶道、折り紙、着付け、日本料理などである。しかしながら全ての母語話者日本語教師がこれらに精通しているわけではない。今回調査したJOCV 日本語教師の場合、同じ任国のJOCV 隊員たちとお互いに協力しイベント等を行っていた様子が見えてきた。以下に一例を紹介する。

第二外国語としての日本語教育だったためネイティブとしてできることを考えていた。日本文化の紹介を（おりがみ、書道、料理、日本人との交流の機会、餅つき）行っていた（A）

調査協力者 A が行った「日本人との交流の機会」「餅つき」は、他のJOCV 隊員に協力を依頼し行われた。また餅つきに使う臼や杵などの道具は、ウズベキスタン日本センター³⁴と日本大使館に貸し出しを依頼したものである。イベントの開催は、複数のコミュニティと関わりを持っていたことによって可能になったといえるだろう。

B. 仕事の幅の広がり

基本的にJOCV 日本語教師は派遣先の教育機関で活動する。しかし長期休暇期間などは、母語話者日本語教師がいない地域で活動する他のJOCV 隊員から依頼され、短期の日本語講座を開催する場合がある。アンケートの回答から抜粋すると以下のようである。

地方隊員の希望で、中高生への日本語体験教室を行った（A）

長期休暇期間に地方を回って日本人日本語教師がいない地域で授業（D）

〇〇市へ赴いて観光日本語の指導（E）

また、派遣先の教育機関がある地域に母語話者日本語教師が少ない場合、個人的に仕事を頼まれることもある。

現地中学校・高校での出張授業・現地中学校・高校での弁論大会の指導・審査員（B）

小学校での日本語教育（J）

任地の空手教室で日本語を3か月ほど教えた（K）

このような機会を通じ、普段接しない現地の年少者や観光業の人々との接点ができ

34 JICA とウズベキスタン政府の協定により 2001 年に設立された公益法人。

る。

通常、ウズベキスタン国内において JOCV 日本語教師は大学などの高等教育機関で学ぶ学生を対象に日本語教育を行うが、彼らはエリートであり、少数派である。地方での日本語教室などにおいて様々な年代の人々と接することにより、ウズベキスタンへの理解も深まり、教師自身の仕事の幅も広がるといえるだろう。

C. 日本語教育現場以外との繋がり

JOCV 日本語教師は、同国の他の JOCV 隊員が開催するイベントに協力する機会がある。例えば医療機関や小中学校、障害者施設などである。こうしたイベントへの参加は、ウズベキスタンの日本語教育現場以外を知る好機となる。

職種を問わず隊員仲間の配属先でのイベントに参加した（日本文化の紹介など）
(A)

看護師の手洗いイベント、病院でのワークショップに参加 (E)

同じ任国の隊員の勤務先でのイベント参加 (G)

他の隊員のイベント参加 (H)

ほかに、在ウズベキスタン日本大使館や在ウズベキスタン日本人会が開催する催しに参加することもある。JOCV 隊員や JICA 職員以外と接することで、新たな視点を得ることができるだろう。

D. 学習（活動）内容の広がり

「A. 状況調整」でも述べたとおり、自分ひとりでは問題が解決できない場合、他の JOCV 隊員に協力を求めることがある。たとえば自身の派遣先である教育機関で日本文化紹介イベントを行う際に、書道や折り紙の講師を担当してもらうなどである。このような機会は教師、学習者双方にとって有益である。教師は通常の授業とは異なる学びを提供でき、学習者は体験を通じて日本文化に触れることができる。さらに、学習者は普段接することがない教師以外の日本語母語話者との交流ができる。彼らとの交流は日本語学習者にとって自信につながり、教室活動を超えた大きな学びになりうるだろう。

3.3.2 人的ネットワークを活用するための前提

前節において人的ネットワーク活用の具体例を述べたが、人的ネットワークを有効活用するためには、各コミュニティで人間関係の構築ができていることが前提となる。この前提がなければ、コミュニティ間を相互に結びつけ、調整することは難しいであろう。さらに海外で働く上では、主体的な姿勢が常に求められる。日本国内とは異なる現地の課題を自分のこととして考え、積極的にニーズを把握しそれらに対応していく姿勢が必要である。

3.3.3 派遣前の研修の役割

上述した人間関係の構築に欠かせないのが語学の習得や異文化への理解である。また、こうした能力や知識に加え、「異文化間能力」³⁵も注目されるべきであろう。「異文化間能力」は、異文化環境で人間関係を構築するために必要な要素である。海外派遣前の研修においては、語学などの実践的なものが重視されがちであるが、山岸(1995)が「異文化で成功する要因」としてあげた「カルチュラスアウェアネス」³⁶「状況調整能力」³⁷「自己調整能力」³⁸「感受性」といった全ての要素をバランスよく身につけることが、海外勤務への備えとして必要ではないだろうか。

4. おわりに

今回の調査はウズベキスタンに派遣されたJOCV日本語教師を対象としており、派遣前の研修が特に手厚いという特徴があった³⁹。事前研修によって習得した語学力や異文化理解の知識、また研修を通して得た他国派遣のJOCV隊員とのネットワークなどは、JICAからの派遣に特有のものであり、様々な形態で派遣されるその他の母語話者日本語教師にそのまま当てはまるわけではない。

しかしながら本研究により、マイノリティである母語話者日本語教師が海外で職務を遂行する際、複数のコミュニティにおいて人間関係を構築していること、またコミュニティ間を行き来し人的ネットワークを活用している実情が明らかになった。このような人的ネットワークの活用は、どの国や地域においても有効だと考える。

今回は海外で暮らすマイノリティとしての母語話者日本語教師を取り上げたが、国内の日本語教師にとっても、異文化環境でマイノリティが生活する過程を知ることは有益である。なぜなら彼らは日本国内のマイノリティである日本語学習者と日々接しているからである。マイノリティの視点を持つことで、学習者への理解がより深まることが期待できる。

本稿は海外の限定された地域において、母語話者日本語教師が活動を遂行するプロセスを追ったが、人的ネットワークの積極的な活用に焦点を置いたため、特定のコミュニティから距離を置くなどの消極的なアプローチに関する状況は明らかにならなかった。この点に関しては個別にインタビューを行い、個々の具体的な行動を追う必要が

35 山岸(1995)は異文化間能力を「異文化環境で仕事や勉学の目的を達成し、文化的・言語的背景の異なる人びとと好ましい関係をもち、個人にとって意味のある生活を可能にするための能力や資質」と説明している。同書 p.209 1.15

36 「カルチュラルアウェアネス(文化的気づき度)」とは、自文化を理解するとともに異文化にも興味を持ち、異文化に偏見を抱かないという性質である。

37 実際の職務に関する技能や対人関係を築く力のこと。

38 異質なものに対し際、その違いや自分自身の葛藤も含めて受容する能力。

39 前掲注 31、32、33 参照。

あるだろう。さらに、ウズベキスタン以外の地域でも同じような結果が得られるのか、地域によって大きな差があるのか、JOCV 日本語教師以外の母語話者日本語教師には異なる傾向があるのではないかと、といった新たな疑問も生じた。これらの疑問については今後の課題としたい。

《資料 1》分析ワークシート例（カッコの英字は識別記号、数字は質問番号）

概念名 1	語学学習（派遣前）
定義	全体の研修における語学学習についての感想
ヴァリエーション	(A) あれだけ手厚く毎日語学が学べたのは良い経験、2 年という限られた期間で活動するうえで必要な学び (10) (B) 先生がいていいで、毎日楽しく学ぶことができた (8) 現地語を話せることは当地で生きる上でとても大切。(10) 大変だったが、いい時間だった。(12) (C) 語学は日常生活で役に立った。(10) (D) (E) 3 ヶ月弱の間、真剣に取り組んだため (8) 生活、仕事で使用する機会が多いため (10) (F) 単純に現地で使う言葉として役立ったということだけでなく、ウズベク語の構造などを知ることによって、現地でどのように教えていくべきか、ウズベク人は日本語を学ぶにあたってどういうことが苦手そうかなど、あらかじめ考えておくことができた (10) (G) 習得に大変苦労したため (8) (H) 毎日長時間だったから (8) 実際すぐ使えたから (10) (I) 学習者経験ができたこと。自分自身のビリーフとは違う授業をする講師を客観的に観察し、自分自身の授業へ反映させることができた (8) (J) 時間数も多く、必要になると思って取り組んだため (8) 日常生活に必須だったし、学生もウズベク語を話すと喜んでくれた (10) (K)
理論的メモ	・言語学習の必要性を感じている ・実際に現地で役立ったという実感 ・ウズベク語の特徴を把握 → 自分の授業に生かす ・学習者経験ができた ・学生とのコミュニケーションに使えた→活動上のコミュニケーションツール ・自身のビリーフの問い直し → 自身の授業に反映 ・苦労した／長時間だった（ネガティブイメージ） ・よい経験／先生が丁寧／楽しい（ポジティブイメージ）

《資料 2》概念一覧

	概念名	定 義
1	語学学習（派遣前）	全体の研修における語学学習についての感想
2	集団生活（派遣前）	訓練所における集団生活や他隊員との関わりについての感想
3	異文化理解学習（派遣前）	派遣前に知っておくべき知識などを疑似的な体験から学ぶ活動
4	グループ活動（派遣前）	訓練所内の隊員どうしの交流を深める活動
5	所外活動（派遣前）	周辺の施設（老人ホーム・農家など）のお手伝いを通じて地域に飛び込んでいく経験をする
6	同職種隊員との繋がり	日本語教師どうしの繋がり

7	異文化理解（専門的）	経験者の具体的な活動を知るとともに、派遣の意義について理解を深める
8	授業実践	経験が少ない教師向けの実践的な研修（模擬授業など）
9	日常生活（語学活用）	現地の言語を日常で使用していた場面
10	信頼関係（語学活用）	人間関係を構築するための語学力
11	授業への応用（語学活用）	現地の言語の知識を授業に活かす
12	日本語教師との繋がり（派遣国内）	任地での日本語教育機関や日本語教師との協働
13	日本語教師との繋がり（派遣国以外）	他国派遣の同期隊員との繋がり
14	同国の JOCV 隊員どうしの繋がり	任地での他の隊員との協働や繋がり
15	派遣先の人間関係	各自の派遣先での同僚教師との関わり
16	派遣先以外の人間関係	ホストファミリーや現地でできた友人、大家などとの人間関係（概念 34、35、36 に細分化）
17	JICA 事務所との関わり	現地での JICA 事務所（職員）との関わり
18	日本にいる家族・友人	日本にいる家族への思い
19	判断の保留	自分の力ではどうにもできないことに対して、無理に取り組むのではなく判断を保留し、待つ姿勢
20	自分を客観視	新たな視点で自分を見る
21	日本とのギャップ（職場）	ウズベキスタン滞在中に感じた驚き、戸惑いなど
22	日本とのギャップ（生活）	ウズベキスタン滞在中に感じた驚き、戸惑いなど
23	気付き・成長	派遣中に感じた自身の成長や新たな気付き
24	息抜き（プライベート）	活動以外のプライベートな時間の過ごし方
25	学生との関わり	派遣先の学生との関わり方や印象に残っていること
26	主体性	通常の職務以外で自らが起こした行動（概念 29、30、31、32、33 に細分化）
27	海外経験	派遣前に海外に住んだことがあるか
28	語学力	現地の言語で具体的に何ができるか
29	コミュニティの活用	コミュニティの垣根を越えた活動・交流
30	ニーズの把握	学生や地域特有のニーズの把握と実践
31	他の JOCV への協力	他の JOCV からの依頼・協力
32	他機関との連携	派遣先以外の教育機関や地域の住民らとの連携・協力
33	現地に合わせた工夫	現地のニーズに合わせた対応
34	現地の友人・知人	現地で出会い親しくしていた人達（在留邦人含む）との関わり
35	大家	アパートの大家さんとの関わり
36	近所の人・市場の人・タクシー運転手など	顔見知りの人との関わり

《参考文献》

飯田恵己子・平塚潔・前田綱紀・百瀬侑子（1991）「日本語教師ネットワークづくりへの提言 ―1989 年度海外日本語教師短期研修の反省と考察を通して―」『日本語国際センター紀要』1 国際交流基金日本語国際センター pp.1-51

牛窪隆太（2014）「新人日本語教師の葛藤を生みだすもの―一制約の下での発達に焦点をあてて」『多摩留学生教育研究論集』9 pp.1-10

牛窪隆太（2015）「日本語教育における「教師の成長」の批判的再検討 自己成長論から逸脱の場としての「同僚性」構築へ」『言語文化教育研究』13 言語文化教育研究学会 pp.13-26

梅田康子（1999）「新人教師の行動ネットワークとその変化」『日本語教育における教授者の行動ネットワークに関する調査研究 事例研究』日本語教育学会 pp.23-34

岡崎敏雄・岡崎眸（1997）『日本語教育の実習 ―理論と実践―』アルク

木下康仁（2003）『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践』弘文堂

木下康仁（2007）「修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ〈M-GTA〉の分析方法」『富山大学看護学会誌』6（2）pp. 1-10

グレイザー, B.G.・ストラウス, A.L.（1996）『データ対話型理論の発見調査からいかに理論をうみだすか』（後藤隆・大出春江・水野節夫 訳）新曜社

戈木グレイクヒル滋子（2016）『グラウンデッド・セオリー・アプローチ 改訂版 理論を生み出すまで』新曜社

西條剛央（2007）『ライブ講義質的研究とは何か SCQRM ベーシック編 研究の着想からデータ収集、分析、モデル構築まで』新曜社

西條剛央（2015）「質的研究の一般評価法 ―構造構成主義に基づく SCQRM を視点として―」『日本語教育』162 pp.3-18

佐久間勝彦（1999）「海外で教える日本語教師をめぐる現状と課題 ―タイでの聞き取り調査結果を中心に―」『世界の日本語教育〈日本語教育事情報告編〉』5 国際交流基金 pp.79-107

佐藤綾・高木裕子（2009）「日本語教育実習における異文化と関わる能力育成の可能性と育成に必要な要素の検討」『実践女子大学人間社会学部 紀要』5 pp.169-186

佐藤学（2015）『専門家として教師を育てる 教師教育改革のグランドデザイン』岩波書店

嶋田和子（2019）「日本語学校における教師研修の課題と可能性 ―学び合う教師集団とネットワーキング―」『日本語教育』172 日本語教育学会 pp.33-47

鈴木京子（2015）『教員の異文化体験 ―異文化適応・人間的成長・教員としての成長―』風間書房

縫部義憲・松崎寛・佐藤玲子（2005）「日本語教師養成カリキュラム開発に関する基礎的調査」『日本教科教育学会誌』28（2）日本教科教育学会 pp.21-30

野口恵子（1999）「日本語教員にとっての「異文化理解」とは何か―フランスにおける移民への教育を参考に―」『文学部紀要』12（2）文教大学文学部 pp.93-112

平畑奈美（2014）『「ネイティブ」とよばれる日本語教師 海外で教える母語話者日本語教師の資質を問う』春風社

文化庁 文化審議会国語分科会（2019）「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（2020年3月20日アクセス）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/kokugo_70/pdf/r1414272_04.pdf

山岸みどり（1995）「第 11 章 異文化間能力とその育成」渡辺文夫編『異文化接触の心理学 その現状と課題』川島書店 pp.209-223

2019 年度秋学期・2020 年度春学期
修了者論文

2019 年度秋学期 学位（博士）申請者論文題目一覧

	学籍番号	申請者氏名	博士論文題目	指導教授	審査委員		
					主 査	副 査	副 査
1	1004171102	武田 亜湖	中小企業を取り巻く課題に対する社会科学的研究	藤原 究准教授	内藤 高雄教授	藤原 究准教授	早稲田大学 法学学術院 棚村 政行教授

2020 年度春学期 学位（博士）申請者論文題目一覧（持込）

	申請者氏名	博士論文題目	紹介教授	予備審査委員		
				委員長 ランバート・ イアン教授	嵐 洋子 准教授	八木橋 宏勇准教授
				本審査委員		
1	SHIEBA MAGNO-DE GULA	Cross-National Case of ALTs in Japan	坂本 ロビン 教授	主査 倉林 秀男 教授	副査 坂本 ロビン 教授	副査 (外部審査委員) 慶應義塾大学 文学部 Komisarof, Adam コミサロフ, アダム教授

2019 年秋学期 博士前期課程（修士）修了論文

	専攻	リサーチ ペーパー	学位授与者	博士論文題目	指導教授
-2	国際開発		劉 林立	多国籍企業における CSV 戦略に関する考察 —中国の中小企業への適用の可能性—	田中 信弘 教授
-1	国際文化交流		櫻井千羽鶴	自然会話における「んですけど」の分析 —「んです」の用法に着目して—	荒川みどり 教授
0	国際文化交流		前田 理恵	Can - do を利用した授業による学習者の動機 の変化	荒川みどり 教授
1	国際文化交流		方 曦瑶	日本と中国の呼称比較 —ビジネス場面を分析して—	赤井 孝雄 教授
2	国際文化交流		郭 桐琳	外来語系接尾辞の研究 —「- ic」、「- like」を中心に—	赤井 孝雄 教授
3	国際文化交流		高 瑞君	子ども向け絵本における「死」についての研究 —分類語彙表による考察などを通して—	赤井 孝雄 教授
4	国際文化交流		王 雅哈	機械翻訳の実態の考察 —中国語の日本語訳から—	鄭 英淑 准教授
5	国際医療協力		王 佳杰	中国と日本における院内感染の現状と対策— Klebsiella pneumoniae による感染を中心に—	森田 耕司 教授
6	国際医療協力		ガルシア弥 亜	タイ東北部の脳性麻痺児に対するホームプログ ラムの有用性	北島 勉 教授
7	国際言語コ ミュニケー ション		于 可心	中国の新語・流行語の特徴に関する考察 —2010 年以降のデータをを中心に—	宮首 弘子 教授
8	国際言語コ ミュニケー ション		銭 思言	役割語の日中字幕翻訳に関する考察 —「銀魂実写版」を題材に—	宮首 弘子 教授
9	国際言語コ ミュニケー ション		許 小艶	日中翻訳における「明示化」に関する考察 —安倍首相のスピーチから—	宮首 弘子 教授
10	国際言語コ ミュニケー ション		吳 美晨	The Misuse of the Preposition "OF" from the Influence of Japanese Learners' Mother Tongue	坂本ロビン 教授
11	国際言語コ ミュニケー ション		李 軍	A Study of English, Japanese and Chinese Perception of Negative Politeness	坂本ロビン 教授

2020 年春学期 博士前期課程（修士）修了論文

	専攻	リサーチ ペーパー	学位授与者	博士論文題目	指導教授
1	国際文化交流		李 瑋昱	日本語の無声破裂音と有声破裂音の弁別について	嵐 洋子 准教授
2	国際文化交流		孟 慶春	日中同形語の研究 －「簡単」と「容易」について－	鄭 英淑 教授
3	国際文化交流		張 金欣	日中における「神経」の意味変遷	鄭 英淑 教授
4	国際文化交流		鍾 蕙瑩	日本のことわざ・俗信に見る「神」と「鬼」の 表象	河路 由佳 特任教授
5	国際文化交流		丁 欣	現代中国語における日本語借用語の使用実態 －意味を中心に－	鄭 英淑 教授
6	国際文化交流		遊佐 詩織	若年日本語教師の海外勤務における人的ネット ワークの役割	荒川みどり 教授
7	国際医療協力		張 篠	中国における家電リサイクルシステムに関する 一考察 －日本の家電リサイクルシステムを例に－	斉藤 崇 教授
8	国際言語コ ミュニケー ション		劉 金楓	『古都』中国語訳における日本文化伝達に関す る考察 －訳本2種の比較から－	宮首 弘子 教授
9	国際言語コ ミュニケー ション		月本千登世	Language Experience and Number Recognition: Among Young Japanese Children undergoing English Education in Japan	坂本ロビン 教授
10	国際言語コ ミュニケー ション		王 馳宇	ライトノベルの日中翻訳における「翻訳調」 の有用性	宮首 弘子 教授

博 士 学 位 論 文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	Shieba, Magno-De Gula
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博乙国第 11 号
学位授与の日付	2020 年 8 月 26 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	Cross-National Case of ALTs in Japan
審査委員 主査	杏林大学外国語学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 倉林 秀男
副査	杏林大学外国語学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 坂本 ロビン
副査（外部審査）	慶應義塾大学文学部教授 Komisarof, Adam コミサロフ アダム

要 旨

Cross-National Case of ALTs in Japan

Shieba Magno-De Gula

This paper focused on assistant language teachers' (ALTs) subjective perspectives on their actual experiences under the Japan Exchange and Teaching (JET) Programme. Recently, the number of foreign workers in Japan has increased, including people in the education industry, like ALTs. Data were collected through a questionnaire completed by 59 Filipino and non-Filipino respondents, and 12 participants were chosen for an in-depth case study exploring their stories of successes and struggles in teaching in a country that is culturally and linguistically different from their own. The information from the survey and interviews were transcribed, and emerging themes were presented, analyzed, and interpreted through thematic analysis.

The findings of this study reveal three results: Firstly, most of these teachers have had successes or positive experiences in their personal growth, career development, and interpersonal relationships. Secondly, these findings showed that they had struggles mainly due to an unfamiliar educational system and curriculum, cultural difference, relationship with colleagues, and language. Thirdly, differences between the experiences of Filipino and non-Filipino ALTs, particularly in acquiring new teaching materials and adjusting to Japanese culture, were seen as significant. This research aimed to interpret the participants' stories of teaching in Japan and, the events, people, and situations that made an impact in their life abroad to gain a further understanding of their situation. Thus, several significant issues were discussed, along with implications for the JET Programme' s service development programs for ALTs and suggestions for further studies.

SHIEBA MAGNO- DE GULA 氏学位請求論文審査報告

論文の構成

本論文は、158 ページ（目次および参考文献、Appendix を含む）でまとめられており、論文は以下の通りの構成となっている。

Chapter 1 INTRODUCTION

- Background of the Study
- Purpose of the Study
- Rationale of the Study
- Research Questions
- Theoretical Lens
- Importance of the Study
- Delimitation and Limitation of the Study

Chapter 2 LITERATURE REVIEW

- Teaching English Abroad
 - Rewards of Teaching Abroad
 - Challenges of Teaching Abroad
- Role of English in the Japanese Setting
 - History of English Education in Japan
 - JET Programme: Assistant Language Teachers (ALTs)
 - Struggles of JET ALTs in Japan

	Role of English in the Philippines
	History of English Education in the Philippines
	Struggles of Filipino ALTs in Japan
	Native V. Non-native Teachers
	Summary
	Null Hypotheses
Chapter 3	RESEARCH METHODOLOGY
	Research Design
	Research Participants
	Data Sources
	Data Collection
	Data Analysis
	Statistical Treatment
Chapter 4	RESULTS
	Profile of the Respondents
	Respondents according to Age and Gender
	Respondents grouped as Filipino and Non-Filipino
	Respondents by Prefecture
	Reasons for Entry in the JET Programme
	Quantitative Result of the Successes
	Overall Successes of Filipino and Non-Filipino ALTs
	Quantitative Result of the Struggles
	Overall Struggles of Filipino and Non-Filipino ALTs
	Comparison of Successes
	Overall Difference of Successes between ALTs
	Comparison of Struggles
	Overall Difference of Struggles between ALTs
	In-Depth Case Studies of Filipino and Non-Filipino ALTs
	Cross Case Analysis
Chapter 5	DISCUSSION
	Findings 1: Successes of ALTs in Japan
	Findings 2: Struggles in ALTs in Japan
	Findings 3: Significant Differences between Filipino and non-Filipino ALTs
	Implications to Improve the Situation of ALT
	Recommendations for Future Research

Concluding Remarks

REFERENCES

APPENDIX A. In-depth Interview Guide Questions

APPENDIX B. Distribution of Respondents' of Demographic Profile

APPENDIX C. Keys to Improving ALTs & JTEs Relations

APPENDIX D. Eligibility Criteria for the 2020-2021 JET Programme

論文の概要

本学位請求論文では、JET（Japan Exchange and Teaching）プログラムの下での外国語指導助手（ALT）の主観的な実体験に焦点を当てた分析がなされている。本論文において、執筆者は、フィリピン人と非フィリピン人の ALT59 名に対して、アンケート調査を実施してデータを収集した。さらに、その中から 12 名の調査対象者を抽出し、文化的・言語的に異なる日本での ALT としての経験を特に、成功体験や職場や日常生活で直面した困難について掘り下げ、詳細なケーススタディを行った。統計調査（量的調査）とインタビュー（質的調査）から得られた情報をテーマ別に分析・解釈したものである。

論文の第 1 章では、論文の目的が示されている。本論文の研究対象として、ALT に焦点を当て、特に、フィリピン人と非フィリピン人に焦点を当て、日本での ALT の生活体験を記述することで、彼らが異文化でどのような問題に直面するのかについて明らかにするものである。

フィリピン人 ALT と非フィリピン人 ALT が日本で経験したことの類似点と相違点を比較するために、質的、量的調査の必要性が述べられている。特に、フィリピン人が英語を教える「非西洋人」としての差別や偏見のまなざしが向けられる場合、非フィリピン人 ALT と比較して、それがフィリピン人教師の現在の仕事に影響を与えているかどうかを知ることが目的とされている。

第 2 章では日本の英語教育の歴史的背景を見ながら、日本の環境における英語の役割と、教育手法について、海外の事例と比較しながら先行研究が紹介されている。特に、日本における JET プログラムの問題点として、アメリカ人の ALT への調査を行った Komisarof (2001) の意見を参考にした。さらに、多くの指導助手が直面する困難として、日本の英語教育システムに問題があると Turnbull (2018) の論を紹介している。Turnbull (2018) は、ALT の日本での JET プログラムに対する内省的な研究として、ALT の目的意識や価値観を調査した。Turnbull (2018) の調査結果から、ALT は英語教育に対して貢献したいと感じていたにもかかわらず、文法中心の教授法が支配しており、よりコミュニケーション型な教授法を実践する機会が少ないと感じていたことが明らかにした。執筆者は、文法中心の大学入試に向けた準備のために授業が設計されている教育システムに問題があるという点に着目した。この指導法に対す

る考え方の相違が、結果として、ALT と日本人英語教師との教育観のズレを生じさせていることについて、インタビューを通じて筆者は明らかにしていく。

第3章では量的調査および質的調査のための前提が提示される。この質的調査では、調査対象者を東京都、島根県、兵庫県、北海道、埼玉県、石川県、広島県、群馬県、長野県、静岡県、福井県、岐阜県、山口県の各県で雇用されている ALT59 名とした。また、調査対象者の出身国もフィリピン人以外の ALT については、様々な文化的背景を持つアメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカなどと多岐にわたる調査協力者からデータを収集することができている。量的調査として、日本におけるフィリピン人 ALT と非フィリピン人 ALT の成功と苦戦の差の結果を決定するためにカイ二乗検定を用いた。また、インタビュー項目についての検討を行っている。

第4章では、日本での ALT の「成功」に関する定量的な結果が示されている。定量的な結果から、1. フィリピン人教師と非フィリピン人教師の日本での成功には、世界的な能力、新しい指導法や教授法、様々な授業の知識、生徒との連携能力、英語と日本語の語学力、友人の獲得などの点で、フィリピン人と非フィリピン人の間に有意差はない、2. フィリピン人 ALT の日本での成功には、フィリピン人と非フィリピン人の間に有意差はない。また、困難に直面する要素として、日本の文化に適應することができるかどうかについて、フィリピン人 ALT と非フィリピン人 ALT の間に有意な差があることを示している。

そして、こうした定量的な調査を元に、具体的にインタビューを行うことで数値化されていない部分を掘り下げている。

今回のケーススタディでは、ほとんどの参加者（74%）が母国の小学校や高校で教職経験を積んだ後、外国語指導助手として来日していることがわかった。ALT の教職経験の不足を示す大谷（2010）のデータとは対照的に、7 割以上の回答者の 2 ～ 3 年の教職経験を有しているため、先行研究の不備を指摘できている。また、ALT の多くは、日本の教室では講義形式でテスト中心の授業が多く、教科書を多用するために学生の受け身になってしまうのとは異なり、ディスカッションやディベート、プレゼンテーションなど、学生中心のアプローチが採用されている母国の授業文化を好んでいることが示されている。

第5章では、定量的データと定性的データの結果から詳細なテーマ別分析を行っている。まず、JET プログラムの下での ALT の成功と苦労を記述することで、ALT の生の声を捉えることを目指した。「成功」とは、「日本で教職に就いている間に得られた報酬や利益、JET キャリア中やキャリア後に自分たちの望む将来設計や計画された目標の達成」と定義している。第二に、ALT の課題や苦労を列挙した。「苦労」とは、「主に家庭の事情、教育制度、文化の違い、人間関係、差別など、ALT が教職や生活をする中で直面したこと」と定義している。第三に、フィリピン人 ALT と非フィリ

ピン人 ALT が経験した成功と苦勞の間の有意な違いがまとめられている。そして、3つの結論が示された。第一に、これらの教師のほとんどが、個人的な成長、キャリア開発、対人関係において成功や肯定的な経験をしていることである。第二に、不慣れた教育システムやカリキュラム、文化の違い、同僚との関係、言語などが原因で苦勞していることが明らかになった。第三に、フィリピン人 ALT と非フィリピン人 ALT の経験の違い、特に新しい教材の習得や日本文化への適応についての違いが大きいことが示された。本研究では、JET プログラム参加者の日本での教職体験談、生活に影響を与えた出来事、人、状況などを分析、解釈し、JET プログラム参加者の状況をより深く理解することができている。そして、今後の JET プログラムに参加するの ALT のための教育プログラム開発や今後の研究の展開について示されている。

審査結果

当該論文は、これまであまり注目されてこなかったフィリピン人の英語指導助手についての研究であり、非英米圏出身者の JET プログラム参加者についての研究調査に重要な貢献をしていると考えられる。

先行研究による文献調査は非常に充実しており、筆者は幅広い分野や視点からの知見を統合することで、問題点を明確にしている。また、定性的アプローチと定量的アプローチを組み合わせた混合法のアプローチは、非常に有効な手段であると考えられる。しかし、特に定量的な部分については、改善すべき点がいくつかある。40 ページでは、「Null Hypotheses」ではなく「Hypotheses」としなければならない箇所が認められる。また、有意差があると思われる場合には、その旨を記載すべきである。つまり、提示されなければならない仮説は、これまでの先行研究を前提として、筆者が明らかにしたいことを明確に含んでいなければならない。また、筆者は仮説を2つにまとめているが、それはさらに細分化できる可能性がある。具体的な仮説として少なくとも 10 個の仮説は提示することは可能である。あわせて、仮説の前には、なぜこれらの仮説設定しているのかについて詳細に論じなければならない。例えば、筆者は差別において2つのグループ間に有意な差がないと考えているが、その理由が明確になっていないためさらなる精査が必要となる。カイ二乗検定の結果は問題はないのだが、仮説は、発見された差を予測して検定される（差がないことを予測する帰無仮説ではありません）ため、有意差が発見された場合（すなわち、p 値が 0.05 以下）には仮説が受け入れられ、有意差が発見されなかった場合（p 値が 0.05 以上）には仮説が棄却されることを示すように、丁寧に説明する必要がある。

しかしながら、この研究の最も優れている点は、これまであまり注目されてこなかったフィリピン人の JET プログラム参加者に特化して分析をしたということである。筆者は、JET プログラム参加者の成功や苦勞だけでなく、偏見の問題も調べている。その中で興味深いのは、フィリピン人は英語を母国語としないフィリピン人のよ

うに、直接的な偏見を経験したわけではないが、実際には欧米の英語教師よりも日本の文化に馴染みやすいということである。このことは、日本が外国人労働者の受け入れを拡大する際には、アジア文化圏からの人材の採用の方が有利であることを示唆している。JET プログラムは1987年から始まっているが、本研究では、最近の知見にフィリピン人という新しい母集団を取り入れることで、研究に貢献しているといえる。

以上の通り、仮説の提示と説明について、不十分な点はあるものの、本研究は博士論文として、学術的、社会的意義を持ち、有用性と発展性を持つものと評価できる。加えて、JET プログラムにとどまらず、日本における多様な文化的背景を持った人材の採用についても寄与できるものと判断できる。論述・分析において指摘された問題点を一つずつ修正していくことにより、博士論文に相応しい緻密な論考となり、さらに完璧なものになると思う。

以上の点をもって、審査員一同はこの研究の学術的価値を認め、博士（学術）の学位授与要件を十分に満たしていると判断する。

2020 年 8 月 5 日

主査 倉林 秀男

杏林大学外国語学部教授

杏林大学大学院国際協力研究科委員

副査 坂本 ロビン

杏林大学外国語学部教授

杏林大学大学院国際協力研究科委員

副査（外部審査）

Komisarof, Adam

コミサロフ アダム 慶應義塾大学文学部教授

氏名	武田 亜湖
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 45 号
学位授与の日付	2020 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	中小企業を取り巻く課題に対する社会科学研究
審査委員 主査	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 内藤 高雄
副査	杏林大学総合政策学部准教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 藤原 究
副査（外部審査）	早稲田大学法学学術院教授 弁護士 棚村 政行

要 旨

中小企業を取り巻く課題に対する社会科学研究

武田亜湖

＜論文要旨＞

わが国における企業数は約 359 万社であり、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）はその 99.7% を占めている。中小企業はさまざまな存立形態でわが国の経済発展に大きく貢献しており、また特殊な技術や能力を引継ぎながら地域の伝統や文化を守るなど、多様な役割を担っており、わが国の経済は中小企業に支えられていると言っても過言ではない。しかしながら同時に中小企業ならではの多種多様な問題を抱えており、さまざまな観点から解決策を模索する必要がある。本稿では以下 4 つの問題に着目する。

第 1 章 においては、遺留分制度 が明治民法下で制定された背景には、当時の家族的な背景や国家行政的な視点から必要だったという理由があり、150 年以上経過した

現代においてにおいてもなお、大きな制度変更なしにそのまま存知されていることには大きな疑問がある点について検討を行った。遺留分制度の法的な背景から考えて、家族のあり方や家計財産の形成方法が大きく変化していく中で、条文上大きな変化のないことの問題点を指摘するとともに、近年、事業承継への対応を目的とした遺留分制度に対する改正が行われているにも関わらず、中小企業の事業承継に対する有効な支援になっていないという点についても指摘した。こうした検討の結果として、遺留分制度は現代の社会事情に照らしてその有用性は低く、特に中小企業の事業承継においては大きな障害となり続けており、今後制度自体を廃止するか、事業承継に関わる株式等については遺留分の範囲から除外するなどの対応が必要であるとの指摘を行った。

第2章においては事業承継税制のあり方について考察した。わが国の経済活動は中小企業によって支えられているが、経営者の高齢化や後継者不足により、このままの状態だと今後10年の間に約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があると予想されている。収益性の高い優良な企業でも、この問題により廃業に追い込まれているケースが多く、その理由の一つは事業承継の準備を早期に着手することの重要性について理解が薄いことが挙げられる。

このような状況を改善するために、平成20年において「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立し、現経営者から後継者へ経営と資産を引き継ぐ場合に、円滑に承継が行われるように承継に係る税負担を軽減させることとした。その後何度か改正が行われ、要件が緩和され、災害時の対応についても整備された。さらに、平成30年度において事業承継税制の特例が創設され、10年の間に事業承継を集中的に促進することを目的に税負担の軽減や適用要件の緩和、第三者承継の促進を目的とした支援措置などが新たに導入された。しかし、今回の改正により複数株主から複数後継者への承継が可能となったことから、対象者パターンが増えたこと、また、要件や選択肢が増えたことなどから、実際に制度を利用する場合には制度を十分に理解した上で、それぞれのケースごとにシミュレーションを行い、慎重に検討を進めることが必要となり、中小企業者にとって負担となる可能性がある。

もう一つの課題として、改正された事業承継税制について内容を理解していない中小企業者が多いことが挙げられ、事業承継に関する情報は中小企業庁や全国の自治体等の支援機関で得られることを経営者に周知徹底することが必要であり、さらに、今後は税制面のサポートだけでなく経営者の事業承継への理解や早期の計画的な取組を促すことを重視し、それをサポートする体制を強化することが求められる。

第3章においては消費税の問題について考察した。わが国は多額の財政赤字が続く中、深刻な少子・高齢化に伴い社会保障費が急増し、早急な財源確保及び財政の健全化が必要とされ、対策の一つとして令和元年10月1日において消費税率が10%へ引き上げられた。同時に軽減税率が導入され、令和5年10月1日には仕入税額控

除についてインボイス方式が導入されることが決定されている。消費税増税には国民の理解を得ることが重要であるが、消費税には消費者が負担した消費税額相当分が国庫に納付されず、事業者の手元に残る益税という問題や、低所得者ほど負担割合が大きくなるという逆進性という問題があり、公平で中立的な税とは言えない。さらに、軽減税率にかかるみなし課税や簡易型インボイスが導入されることで新たに益税を生むことになるため見過ごすことのできない問題である。益税が生じる原因として事業者免税点制度や簡易課税制度、95%ルールなど、中小企業者に対する特例措置が挙げられる。

いずれの制度も消費税導入の際に中小企業者の事務負担を軽減するために用意されたものであるが、30年近くが経過した現在は、多くの中小企業者が会計ソフトを利用しているため、当初の政策目的の多くは解消されていることから、基本的に縮小や廃止を検討する必要があると考えられる。

逆進性の改善策として軽減税率制度及び給付付き税額控除が挙げられ、制度としては給付付き税額控除の方が有効であり、多くの支持を得ているが、個人の所得の正確な把握が可能であるか不明であるため、課題が多いものの低所得者に手を差し伸べられる軽減税率制度の導入が適正だと考えられる。

第4章においては中小企業のタックス・コンプライアンスの実現について考察した。中小企業は大企業に比べ、人的資源や財源の確保に限界があり、経営において多数の問題を抱えており、その一つとしてわが国における中小企業のCSRへの取り組みについて十分に導入された。しかし、今回の改正により複数株主から複数後継者への承継が可能となったことから、対象者パターンが増えたこと、また、要件や選択肢が増えたことなどから、実際に制度を利用する場合には制度を十分に理解した上で、それぞれのケースごとにシミュレーションを行い、慎重に検討を進めることが必要となり、中小企業者にとって負担となる可能性がある。

もう一つの課題として、改正された事業承継税制について内容を理解していない中小企業者が多いことが挙げられ、事業承継に関する情報は中小企業庁や全国の自治体等の支援機関で得られることを経営者に周知徹底することが必要であり、さらに、今後は税制面のサポートだけでなく経営者の事業承継への理解や早期の計画的な取組を促すことを重視し、それをサポートする体制を強化することが求められる。

第3章においては消費税の問題について考察した。わが国は多額の財政赤字が続く中、深刻な少子・高齢化に伴い社会保障費が急増し、早急な財源確保及び財政の健全化が必要とされ、対策の一つとして令和元年10月1日において消費税率が10%へ引き上げられた。同時に軽減税率が導入され、令和5年10月1日には仕入税額控除についてインボイス方式が導入されることが決定されている。消費税増税には国民の理解を得ることが重要であるが、消費税には消費者が負担した消費税額相当分が国庫に納付されず、事業者の手元に残る益税という問題や、低所得者ほど負担割合

が大きくなるという逆進性という問題があり、公平で中立的な税とは言えない。さらに、軽減税率にかかるみなし課税や簡易型インボイスが導入されることで新たに益税を生むことになるため見過ごすことのできない問題である。益税が生じる原因として事業者免税点制度や簡易課税制度、95%ルールなど、中小企業者に対する特例措置が挙げられる。

いずれの制度も消費税導入の際に中小企業者の事務負担を軽減するために用意されたものであるが、30年近くが経過した現在は、多くの中小企業者が会計ソフトを利用しているため、当初の政策目的の多くは解消されていることから、基本的に縮小や廃止を検討する必要があると考えられる。

逆進性の改善策として軽減税率制度及び給付付き税額控除が挙げられ、制度としては給付付き税額控除の方が有効であり、多くの支持を得ているが、個人の所得の正確な把握が可能であるか不明であるため、課題が多いものの低所得者に手を差し伸べられる軽減税率制度の導入が適正だと考えられる。

第4章においては中小企業のタックス・コンプライアンスの実現について考察した。中小企業は大企業に比べ、人的資源や財源の確保に限界があり、経営において多数の問題を抱えており、その一つとしてわが国における中小企業のCSRへの取り組みについて十分でないことが挙げられる。CSRの一つの柱とされているコンプライアンスは企業の安定的な発展と事業の継続のために非常に重要な問題であり、特にタックス・コンプライアンスについては軽視されやすいため、本節では、タックス・コンプライアンスに実現について考察した。

国税は原則として申告納税方式によることとされ、租税民主主義において最も適した方法とされている。納税者のタックス・コンプライアンスが前提となっているが、中小企業では、コンプライアンスよりも税金コストを低く抑えたい動機が働き、利益調整や過度な節税が行われる可能性が考えられる。中小企業の利益調整や過度な節税を社会的ジレンマと捉え、このジレンマ状況を解決するためのアプローチとして5つのメカニズム、血縁淘汰、直接互惠、間接互惠、マルチレベル淘汰、ネットワーク互惠が先行研究で示されており、これらのメカニズムによって、協力行動形成に寄与する可能性があることが多くの研究で検討されている。現実的には、企業の置かれている状況が異なることから、個別の問題を明らかにすることが重要であることが分かった。

中小企業のタックス・コンプライアンスの実現のためには、支援者の存在が重要となる。中小企業の納税・事業承継にあたって、デジタル化にむけたコスト負担の問題や、個別の家族問題など個別具体的な事情に対応するためには、法制度の改正だけでなく、経営支援の在り方を考える必要がある。

武田亜湖氏博士学位申請論文審査報告書

武田亜湖氏より提出された博士学位申請論文「中小企業を取り巻く課題に対する社会科学的研究」は、武田氏が本学大学院国際開発専攻博士課程前期における知原信良教授の指導の下での租税法の研究、および本学大学院国際開発問題専攻博士課程後期における、藤原究准教授の指導の下での民事法の研究の成果としてまとめたものであり、いわば武田氏の本学大学院国際協力研究科での5年間の研究の集大成と言えるものである。

【論文の構成】

本論文は序章および終章と、4つの章から構成されており、具体的な構成は以下のとおりである。

序章

第1章 遺留分制度のしくみ

1. 概要

(1) 遺留分制度の意義とは

(2) 遺留分制度の問題点

2. 遺留分制度の沿革

3. 明治民法上の遺留分

4. 現行法における遺留分制度のあらまし

(1) 改正の流れ

(2) 現行民法上における遺留分制度の根拠

(3) 現行遺留分制度の構造

5. 遺留分制度と事業承継

(1) 承継円滑化法における遺留分に関する民法の特例

(2) 承継円滑化法の立法までの背景

(3) 現代における遺留分制度の意義

第2章 中小企業の事業承継のあり方

1. 概要

2. 中小企業経営の承継と革新

(1) 中小企業経営の特徴

(2) 承継方法

(3) 事業承継を契機とした中小企業の経営パフォーマンスの実態と課題

3. 事業承継の現状

(1) 経営者の高齢化

(2) 後継者の育成

- (3) 経営者交代による売上高
 - (4) 承継方法
 - (5) 事業承継のタイミング
 - 4. 事業承継税制について
 - (1) 概要
 - (2) 事業承継税制の導入と改正の流れ
 - 5. 事業承継税制改正によるケースごとの検討
 - (1) 自社株承継方法
 - (2) 遺留分
 - 6. 事業承継税制の課題
 - 7. まとめ
- 第3章消費税における中小企業者に対する優遇措置の特例
- 1. 概要
 - 2. 日本の消費税を取り巻く状況
 - (1) 消費税導入及び消費税率引き上げの経緯
 - (2) 消費税の課税制度
 - (3) 消費税の優位性
 - 3. 消費税の問題と改善策
 - (1) 逆進性
 - (2) 逆進性の緩和策
 - 4. 中小企業に対する特例措置の問題
 - (1) 中小企業に対する特例措置と益税
 - (2) 益税の現状
 - (3) 中小企業に対する優遇措置の特例の今後のあり方と益税の改善策
 - 5. 消費税 10% 引き上げに伴う新たな課題
 - (1) 軽減税率
 - (2) インボイス方式と益税問題
 - (3) マイナンバー制度
 - 6. まとめ
- 第4章中小企業のタックス・コンプライアンスの実現
- 1. 概要
 - 2. タックス・コンプライアンス
 - 3. 社会的ジレンマとサンクション・システム
 - 4. 中小企業の抱える問題とその支援
 - (1) コスト問題
 - (2) 同族企業と事業承継問題

5. 税理士の役割

6. まとめ

終章

脚注

【論文の概要】

本論文は個人事業者をも含めた中小企業を対象に、4つの視点から武田氏の主張を論じている。

まず第1章では遺留分制度に焦点を当て、制度の展開が及ぼす中小企業への影響について考察している。

遺留分制度が初めて創設された明治民法は、『家』制度や「家督制度」をベースに作成されている。当時の家族的な背景や国家行政的な視点から必要であったという理由があった。従ってその明治民法の下での遺留分制度創設の目的は、家督相続をする長男が自分の継ぐべき財産が他の相続人に移行してしまったときにそれを取り戻す手段であった。

しかしながら、第二次世界大戦後に家督制度が廃止されたことにより、遺留分制度も変更されることになる。家督制度を守るための遺留分制度は、家督制度がなくなった現状では、異なる目的に移行することになる。すなわち戦後の民法における遺留分制度は、相続人が期待する法定相続分が失われてしまうことを防ぐことを目的としているのである。それにもかかわらず家族のあり方や家計財産の形成方法が大きく変化していく中で、遺留分制度については条文上、大きな変化がないことの問題点を武田氏は指摘している。

以上のように遺留分制度の展開を論じたうえで、この現代の遺留分制度が、中小企業の事業承継の場面で、大きな障害となっていることを武田氏は指摘している。つまり高齢の経営者が自社株式について事業承継を受ける予定の後継者に集中的に承継しようとした時、結果として遺留分制度の問題が発生するのである。もちろん政府も承継円滑化法などの民法の特例を成立させるなど、中小企業の事業承継支援に関しての支援を行っているが、遺留分制度は中小企業の事業承継において依然として障害となっており、遺留分制度を放置することによる不利益は大きいと指摘している。

次いで第2章では、第1章で論じた遺留分制度が障害になっている、中小企業の事業承継税制を考察している。

中小企業の事業承継の方法には一般に、親族承継、親族外承継、M&Aの3つがある。従来はこのうち、親族承継が主流であった。基本的には長男が後を継ぐことで「家」を存続させてきた。しかしながら核家族化や後継者自身の将来への不安などから、親

族承継が困難になってきていることを武田氏は指摘している。中小企業を取り巻く環境の変化、とりわけ少子高齢化が進み、家族のあり方が多様になった現代では、親族承継は現代の経営にそぐわない方法になってきている。事業承継は単なる世代交代ではなく、事業を革新させると同時にその事業を拡大し、さらなる未来の価値につなぐという意味で、親族外承継や M&A など、様々な方法を取り入れる必要があることを、様々な機関の著したデータを基に、武田氏は指摘している。

また平成 20 年に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」をはじめとした、現経営者から後継者に経営と資産を引き継ぐ場合の承継の円滑化を狙いとした、様々な税負担の軽減制度が整備されたが、その事業承継税制の内容が、中小企業の経営者に十分に理解されていないことを武田氏は指摘している。中小企業庁や全国の自治体、商工会議所などの支援機関で得られる情報を、中小企業の経営者に周知徹底する必要があると言える。そういう意味で、事業承継の円滑化に向けて、税制面の対策だけでなく、経営者の事業承継への理解や早期の計画的な取り組みを促すことが重要であると、武田氏は論じている。

この「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」はその後何度か改正され、適用要件の緩和や複数後継者への承継などが導入されたが、要件や選択肢が増えたことで制度が複雑になり、それぞれのケースごとのシミュレーションを行うなど、慎重に検討を進める必要が生まれ、そのことが中小企業経営者にとって負担になることも指摘されている。

さらに第 3 章では、中小企業に関わる消費税の優遇措置について考察している。

武田氏は昭和 45 年の大平内閣での一般消費税導入問題から、昭和 63 年の竹下内閣での消費税導入までの経緯、および導入された消費税の内容とその後の令和元年の税率 10% への引き上げまでの過程を詳細に論じている。そのうえで消費税の諸問題のうち、中小企業に対する各種優遇措置に伴う益税の問題について、特异的を絞って、具体的な事例を交えて考察している。

中小企業に対する優遇措置としては、免税点制度、限界控除制度、簡易課税制度などが挙げられる。武田氏はこれらの優遇措置について、消費税導入の際に中小企業の事務負担を軽減する目的で導入されたものであり、導入時より 30 年が経過した現在では、コンピュータの飛躍的發展もあり、基本的に廃止または縮小することを、提案している。とりわけ簡易課税制度については、公平性や信頼性を著しく欠くことから、制度の信頼性を著しく損なうとして、直ちに廃止するべきであると結論付けている。

さらには令和元年の税率 10% への引き上げに伴って導入された優遇措置については、拙速な完成を目指すことなく、数年の経過措置を講じながら制度を完成させるべきであるとしている。

最後に第 4 章では中小企業のタックス・コンプライアンスの実現の問題について論じている。

中小企業は大企業に比べて、人的資源や財源の確保に限界があり、経営において多数の問題を抱えている。その一つとして武田氏はわが国の中小企業の CSR への取り組みについて十分でないことを指摘している。CSR の一つの柱とされているコンプライアンスは企業の安定的な発展と事業の継続のために非常に重要な問題であり、とりわけタックス・コンプライアンスについては、中小企業においては、軽視されやすい。従って第 4 章ではタックス・コンプライアンスの実現について、税制の問題を解決するためには、税務当局と企業の両者の役割について理解をする必要があるとの問題意識に立ち、中小企業側に要求されるタックス・コンプライアンスの実現の議論を通して、考察している。

武田氏は租税民主主義に最も適した方法として、現行の申告納税方式を挙げている。この制度は納税者のタックス・コンプライアンスが前提となっているが、中小企業では、コンプライアンスよりも税金コストを低く抑えたい経営者の動機が働き、利益調整や過度の節税が行われる可能性を指摘している。この利益調整や過度の節税を社会的ジレンマとして捉え、このジレンマを解決手段として、血縁淘汰、直接互惠、間接互惠、マルチレベル淘汰、ネットワーク互惠の 5 つのメカニズムを指摘している。

そのうえで武田氏は中小企業の抱える問題として、税制の複雑化に伴うコスト問題とそれに伴うデジタル化の問題、同族企業と事業承継問題、が存在していることを指摘した。そしてこれらの問題を解決するために、経営者の感じていることを正しく翻訳し、中小企業の経営者からコンサルティング能力を期待される存在として、税理士の役割の重要性を指摘している。

しかしながら現状では、多くの税理士は取引の記帳に関するチェックや納税に関する書類の作成と助言をその業務の中心としている。そしてこうした状況は中小企業の衰退に少なからず影響を与えていると指摘している。

税理士は企業の内集団と外集団との境界に位置し、内的淘汰圧と外的淘汰圧の両面から企業の行動を規律しうる立場にいる。今後は税理士の能力向上のために、税理士試験の科目や研修制度など多くの視点から、税理士制度の改革が重要であり、現実には多くのコストを負担できない中小企業経営者にとって、重要な役割を果たすと、結論付けている。

【論文の評価】

本論文は、わが国経済において重要な役割を果たしている中小企業の抱える問題について、詳細な分析を行った上で、その現状と克服すべき課題について幅広く検討が行われており、これまで行われてきた中小企業支援対策の諸政策と比較してその実現可能性や実効性において優れた部分を含んでおり、学術的にはもちろん、政策論的にもその価値は高い。とくに本論文では、従来から課題とされてきた中小企業の後継者問題について、遺留分制度の沿革から丁寧に検討を重ね、行政上の取り組みにおける問題点について鋭い指摘を行っている点において優れているといつてよい。さらには、経営学的な視点から、中小企業経営者のジレンマについても検討し、そこから導かれる中小企業経営者の行動規範と社会において求められる経営的なモラルとをバランスさせることの重要性とその他中小企業の抱える問題点について、両者を解決するための方策を多角的・学際的に描出している点においても、独創的でかつ斬新な業績であるといえる。本論文は、これまで克服できなかった中小企業の課題という現代的な課題に対して考察を加えるもので、今後のさらなる研究の発展が期待される。

本論文の特に評価できる点は以下の通りである。

第1に本論文が個人事業者をも含めた中小企業を対象として、遺留分制度、事業承継、消費税、およびタックス・コンプライアンスといった問題について、法令や先行研究を丹念に収集・理解し、その上でそれぞれの分野について、自らの主張を展開し、包括的にまとめたことである。一般に社会科学の諸分野で企業を研究対象とする場合、大企業を対象とする場合が通常である。中小企業を対象に研究する場合でも、ある一つの分野の研究が一般的であり、本論文のように多方面から学際的に問題解決を目指した研究はほとんどなく、こうした点について、積極的意欲的に解明を試みている点において大いに評価することができる。

第2に本論文では多岐にわたる研究分野を網羅するため、非常に多くの文献や資料に対して丹念な調査が行われている。論文では多くの引用・参考文献が掲載されているが、この中には民法関係や税法関係の法令、民事法や租税法に加えて、経営学や経済学など、国内外の膨大な先行研究などの文献、さらには国税庁、中小企業庁、財務省などの公的機関が発表するデータなどが含まれている。こうした資料を十分に検討し、その中から課題に対して必要なものを十分に用意しており、これらの点において、資料自体を類型化し、網羅的に分析するという作業は、幅広い研究領域をカバーする手堅い研究能力を裏付ける証拠となっている。

第3に本論文が個人事業者をも含めた中小企業を対象に、民事法、租税法に加えて、

それらの民事法や租税法の問題を解決するために、タックス・コンプライアンスの実現の問題、すなわち経営学的視点から考察していることである。これは中小企業の抱える諸問題の解決について、立体的で複眼的な視点で考察を行っている。経営学的な視点を導入することで、従来の中小企業向けの施策においてかけていた視点を明らかにしており、こうした立論自体これまでの課題を解決しうる優れた立論であるといえ、学界に一定の影響を与えるものであり、優れた学術的評価に値すると言える。

第4に本論文の結論ともいえる部分、すなわち中小企業の抱える、税制の複雑化に伴うデジタル化等のコスト問題、および同族企業と事業承継問題を解決するために、中小企業の経営者と税務当局等の行政機関とをつなぐ存在として、税理士の役割の重要性を指摘したことである。公認会計士が監査業務を中心に、専ら大企業をターゲットにしているのに対し、個人事業者をも含めた中小企業の経営者と関わりの深い税理士は、経営者が企業の情報を共有できる重要な存在である一方で、コンサルティングにおいてまだそのリソースを活かしきれていないという現状に問題提起をしている。こうした視点は、税理士の職域拡大という視点からは提言があったものの、こうした業務拡大の必要性を学際的に裏付ける研究を行っているという点において、革新的で優れた考察である。

しかしながら、本論文は、以上のような優れた研究成果や学界における理論水準を示すものであるものの、問題点が全くないわけではない。

例えば経営学的研究はタックス・コンプライアンスの観点からの研究にとどまっており、さらなる経営学的研究も望まれる。また諸文献を丹念に研究しているがあくまで机上の研究にとどまっており、中小企業の経営者と税務当局等の行政機関とをつなぐ存在としての税理士の役割については、実証的な研究、すなわち実務における課題や問題を実証的に検証する必要があると考えられる。この点については、今後、武田氏が税理士として実際に実務に携わった際に、さらなる研鑽を踏まえて研究をまとめ、成果を発表することを期待するものである。

ただ、こうした検討課題は残されているものの、本論文はこれまで検討されなかった、中小企業の抱える課題に対する複眼的な検討を行うという挑戦的で独創的な視点の研究であるといえ、この分野における有益かつ具体的な示唆を与えてくれるものであると評価することができる。上に挙げた課題は今後の研究の進行におけるさらなる発展を期するためのものであって、これにより、本論文の評価がいささかも損なわれるものではない。さらには、口頭発表ならびに口頭試問でも明晰に論旨を述べ、質問には的確に答えて、時間をかけて丹念に作成された論文であることが確認できた。以上のことから、審査員一同はこの研究の学術的価値を認め、博士（学術）の学位を受けるに値するものと認める。

2020 年 1 月 31 日

主査	内藤 高雄	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員
副査	藤原 究	杏林大学総合政策学部准教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員
副査（外部審査）	棚村 政行	早稲田大学法学学術院教授 弁護士

杏林大学大学院国際協力研究科論文集 第 18 号

発行年月日 2021 年 3 月 31 日

編集発行者 杏林大学大学院国際協力研究科長 坂本 ロビン
東京都三鷹市下連雀 5-4-1

電話 0422(47)8000

印 刷 株式会社コムラ

〒501-2517 岐阜市三輪ぶりとぴあ 3

Tel 058-229-5858

Fax 058-229-6001

